侯爵久我通久閣下題字
侯爵西園寺公望閣下題字
子爵織田信恒閣下題字
陸軍少將淺川敏靖閣下序文

町田柳塘先生著

# 山縣大貳

東京 顯光閣發行

従一位侯爵源通久題

忠義挂
骨體

自怡

明治庚戌中秋
於唐寓西園寺
公望書之

山縣大貳君肖像

（甲斐國市川村松與左衛門氏所藏）

同

甲府村松甚藏氏所藏

（甲斐國下小河原村加賀美章氏所藏）

加賀美光章君肖像

山縣大貳君墳墓（在甲斐國龍王村金剛寺）

大貳竝齋宮君の書簡（甲府平原庄兵衛氏所藏）

大貳君貞蹟天經發蒙自跋（甲府八代秀雄氏所藏）

姉小路實紀卿及び加賀美光章、飯田正紀、山本忠告三氏合作（甲斐國西條村山本篤氏所藏）

大貳君愛撫の琵琶、琴（東京柳葉豐太郎氏所藏）

## 序

鎌倉以來。王綱解紐。大權下移。覇府專政。禮樂掃地。武人跋扈。搢紳屛息。承久之役。欲圖恢復。乘輿播遷于海島。建武中興。東魚雖殄。西鳥更張金翅。室町氏之僭橫。有不忍言者。降至于德川氏。王室式微。無異舊時。偉哉柳莊山縣君。崛起于草莽。無尺寸之資。而唱大義。正名分。侃侃諤諤。犯雷霆之威。遂遭刑戮。雖然海內勤

王之士。爲之感奮興起。後百餘年。王政復古。皇猷益隆。一如君之志。余與君同其州里。景慕其高風久矣。偶聞本傳刊行之擧。欣然作此文。以弁卷首。



明治四十三年庚戌秋日

淺川敏靖撰

# 例言

一、本書の編纂は明和疑獄の眞相を明かにし、山縣大貳君の人物性行を表彰するを以て目的となせり。

一、明和疑獄を說明せんと欲すれば、關係上其の前提たる寶曆事件及び竹內式部の性行を詳述せざるを得ず、讀者之を諒せよ。

一、加賀美櫻塢は、大貳君の師事して、學統を承くる所なるを以て本書中合傳體に之を詳述し、又其遺著に關するものを附錄とせり。

一、書中の事實は、力めて正確のものを取り、其疑似に涉るものを收むるときは、編者の評言を加へて硏究の餘地を留むるに注意せり、然れども一家の私言にして往々大方の嘲を受るものあらん、博雅の諸君子幸に是正を賜へ。

一、引用するところの典籍及び文書類は、其出處を明記せざるもの多し是其文章の繁冗を避くるためのみ、他意あるにあらず。

一。漢文を引くところ、大抵假名交り文に書き下せり、是童幼婦女の便を慮れるなり、總振假名としたるも亦之がためのみ、

一。久我、西園寺兩侯家も歷代勤王の大義に盡瘁せるを以て、本書の爲特に題字を寄せられたるは、編者の最も光榮とする所也。次に織田信恒子は、其先代信邦君明和疑獄のため幕譴を蒙りし緣故により、是亦題字を惠贈せられたるが、讀者之に對して今昔の感殊に深きを覺えん。

一。材料の蒐集は、顯光閣主村松蘆洲氏專ら其任に當り、東西に奔走して、搜求最も努め、又山縣昌臧加賀美章、山本節、立岩心應、清水博夫の諸君も種々の材料を供せられたり、茲に錄して篤く其の好意を謝す。

一。卷頭に揭げたる印影は蘆野楠山氏の篆、大貳君の肖像は、村岡應東氏の筆に成れり、但し同氏の父梅隱翁は幕府の麾下にして、蘆野氏と倶に曾て甲府城の番士たり。

# 山縣大貳

## 目次

## 第一章　來歷



## 第二章　實歷事件

## 第六章　才藝性行


## 第七章　逸聞一束

附録　櫻塢餘芳



山縣大貳目次終

# 山縣大貳

町田柳塘著

## 第一章　來歷

### （一）家系

山縣柳莊君は、覇府極盛、王室式微の時に生れて、勤王の爲に大義を說き、名分を正し、其結果幕吏の嫌疑を招き、非命に斃れたが、其慷慨淋漓たる熱血は、沸々として天下に滔り、君が刑死後百年を經て、遂に王政復古の盛運を見るに至つた。吾人が明治の聖代に遭遇して、太平を謳歌し、文明の恩澤に浴することを得るも、亦君が餘惠に賴るもの多しと云ふも、敢て過當の讚辭ではあるまい。

　君が命を幕吏の手に殞した明和四年は、紀元二千四百二十七年で、幕

府が大政を奉還した慶應三年は二千五百二十七年、其間相距る恰も百年、偶然とは云ひながら、一の奇なる現象ではないか。此百年間は、實に刑場に流した大貳君の血潮が波動を起して、活潑々地の作用を呈した時代である。

そこで大貳君の事蹟は如何と尋ねて見ると、當時の人が、幕府に憚りて、悉く湮滅に歸せしめた。然し明玉は塵塚に埋められても、何時か世に現れる。君が正義の光も、明治の聖代に至つて、燦然たる光輝を放つと共に、其事蹟も漸次世人に知られて來た。されど君の心術、本領乃至學問文章の如きまで一般の世人に知られない點が多い。依て吾人は譾劣を顧みず、此の一卷を著はして、江湖の諸君と共に、君の事蹟を研究する資料とするつもりである。

* * * * * *

柳莊山縣君、通稱は大貳、諱は昌貞、字は公勝、柳莊は其號、又洞齋と云ふ號

もあつた。

其考は諱を昌孝、通稱を領藏と云つて、野澤氏を繼ぎ、郷士となり、又村瀬氏を冒して、甲府の與力を勤めて居た。思ふに與力の株は當時賣買するもので、之を買ふには其姓を名乘らねばならぬところから、村瀬氏を冒したものであらう。

今系圖によつて、其祖先を調べて見ると、淸和源氏の嫡流で、鎮守府將軍多田滿仲の子春宮大進賴光、これは酒顚童子退治で、有名の大將。それから賴國、賴綱の二代を經て兵庫頭仲政、卽ち源三位賴政の父である。賴政の弟の國直といふが、美濃の國山縣郡に住し、其子の國賢に至つて、始めて山縣氏を名乘つた。國賢の子國昌に至つて、源賴朝に仕へ、軍功により、伯耆の國に於て二個の莊園を領し、伯耆の前司入道と云つた。それから昌連、國連、昌貫、直明、政明、義忠と相繼いで、元弘中新田義貞に仕へたが、義忠に男子無く、加賀美主計頭の長男家信を以て、家督を相續せしめた。加

賀美氏は甲斐武田の支流であるから、此時始めて甲州に移つたものと思はれる。家信から信治、信義、昌信、直方、直賴、直貞、直時と來て、こゝで又嗣子なく、高橋五郎一貫の次男直詮を入れて、家督とした。直詮、正行、直政、昌廣、國良と、此間は別に世に顯はれた事蹟が無い。國良の子河内守虎清、其主武田信虎が暴虐にして下を恤れまず、群小の讒言を信して、加賀美四郎、櫻井兵部少輔等股肱の勇士を誅戮したに就て、馬場虎貞と共に、其無辜を辯じ、面諍極諫した。果は信虎の怒りに觸れて、手討となつた。二人共信虎の偏諱を受けて居るところから考へても、忠功勝れた名士であつたらうが、斯る慘禍に遇ふて、其祀を絕れたのは、如何にも遺憾の極である。そこで晴信卽ち信玄の世となつて、其忠烈を憐れみ、二人の名跡を立てた。馬場虎貞のはうは、敎來石民部少輔が跡を繼いだ。後に馬場美濃守信勝と云はれた武田家の猛將は是である。虎清の名跡も之に劣らず、飫富源四郎といふ豪傑が繼いだ。源四郎は卽ち山縣三郎兵衛昌景である。

二人の勇名は人の知るところで、武田氏の武威一時四隣を震懾せしめたのも、此等の猛將勇士があつた爲である。然し勝頼の韜略は乃父機山公に似ず、武運日に非にして、二人も長篠に戰死した。山縣氏の祀はこゝで又絶えたが、飫富兵部少輔の子秀政が其嗣子となつた。然し其父隱謀の嫌疑によつて、誅滅せられしため、秀政も一時河内の山中に身を隱して居るうち、武田氏は亡びた。徳川氏入國のとき、召出され、八幡郷に五百坪の屋敷を與へられ、其子政武當時の國主淺野幸長に從ひ、關ヶ原に出陣して、浪人組五十騎隊に編入せられた。次の代の昌常は即ち大武君の曾祖父で、甲府中將綱重に仕へて、百五十俵の祿を給せられ、其子五左衞門昌志、元祿中權中納言綱豐(即ち六代將軍家宣)に仕へて、郡代を勤めたが、後職を罷めて、巨摩郡篠原村に退隱した。次が即ち大武君の考領藏景孝である。

景孝に三人の男子がある。伯は齋宮昌樹(又市郎右衞門、後に野澤豐後)仲

は卽ち大貳君て叔は武門と云つた。

## （二）復姓

大貳君は享保十年生れて、前記篠原村（今龍王村の內）に呱々の聲を揚げ、其幼時の聰明慧敏は、偉人の傳記の常套文句であるから、略して置かう。たゞ記憶して置くべきは、考領藏が名家の末で、家門を興すことに望を懸け、我子を奬勵し、良師を擇んで、學ばせた一事である。

さて良師と云へば、其頃同國山梨郡下小河原村に加賀美光章と云ふ人があつた。世々山王權現の祠官として、國典及び漢籍に通曉した博識である。之が大貳君の贄を納れた第一の師で、次は巨摩郡藤田村の五味釜川と云ふ儒者、名は國鼎字は伯耳、通稱を貞藏と云つて、これも太宰春臺の高足で、有名の人である。此二人の提撕によりて、大貳君は立派の學者となつたものだ。

それから大貳君が江戸へ出て、門戸を張るまでの經歷を尋ねて見ると、

弟の武門が、隣家の暴人と爭鬪の結果、怒に乘して、之を殺したので、同胞の情誼上、兄の齋宮と相談して、竊かに之を脫走せしめた。爲めに大貳君も世を憚かつて、村瀨の姓を改め、本姓の山縣に復し、江戶に出たといふことであるが、其事實が明かでない。

當時の學者間には、復古主義が盛んで、國學者は勿論、漢學者にも、古學と唱へて、程朱の說を排し、直ちに洙泗の源流に遡り、聖經を硏究するには漢唐以後の註疏を要せずなど主張する先生達は、自分の姓氏なども、古い系圖によりて改稱する者が幾許もあつた。荻生徂徠の物部なども其一例である。大貳君が山縣を稱したのも、此思想から來たものではなからうか。

## 〔三〕 大岡忠光

大貳君が江戶に移住したのは、寶曆八年頃と云ふことであるが、寶曆八年とすれば、三十四歲の時に當る。然し前後の經歷から考へても、其數年

前三十歳未満で、江戸へ出たものと思はれる。尤も京都に上つて、某縉紳の家に仕へたといふことも傳へられて居るが、これは僅少の間であらう。

江戸では岩槻侯大岡出雲守忠光に仕へたといふことである。此忠光といふ人は有名なる名奉行大岡越前守忠相には再従弟に當る善左衛門忠儀の孫で、初の名は兵庫又は主膳、九代將軍家重に仕へて、近習の小姓から、申次役、若年寄、側用人と鰻上りに歴上り、寶暦元年始めて一萬石を賜はり、諸侯の列に入り、遂に二萬三千石を領するに至つたものである。本家の大岡越前守は三州西大平で一萬石、吉宗將軍のとき、忠相が斷獄治民の功績によりて、取立てられたもので、如何にも立派だが、此忠光の方は、立派の出世とは云はれない。家重將軍は一名さうせい公、あれもさうせい、此もさうせいで、お側の嬖臣に事を任せて置いた。徳川中奥の名主吉宗公の治績も、此がために衰兆を現はし、將軍の愚圖と、奥女中の跋

屆、賄賂は公行、紀綱は滅茶〳〵、之に預つて力あるものは、此出雲守忠光、小人中の小人である。

一體家重將軍は性質が餘り賢くない上に、淫酒を過した結果、中年以後俗に云ふ中風の症で、語が更に解らない。それで數多ある臣下の中で、將軍の語をどうやら聽分けるのは、忠光一人であつた。

それで將軍は何時でも奧へ引籠つたまゝ、親藩、執政の諸公にも面會しない。傳令使は忠光一人の役で、將軍の命を矯めて、那麼事でも自分の自由である。隨つて親藩、執政の諸公も、忠光の機嫌を取損ねれば、如何なる復讐をされるか知れぬ。そこで賄賂は邸中に山なすばかり、大層な勢ひであつた。幕府の三百年を通じての三嬖臣と云へば五代綱吉の柳澤吉保、九代家重の大岡忠光、十代家治の田沼意次で、たゞ忠光は給仕上りの小才子だけに、吉保や意次のやうな放膽的の思ひ切たことは出來なかつた。

斯う云ふ性格の主人では、方正謹直にして義を好む大貳君の氣に入らう筈はない。されば仕へること少時で、どういふ理由があつたか、大貳君は大岡家を退身してしまつた、水と油は一つ器に在つても、混和するものでないから、其理由を詮索するまでもなく、大貳君の去つたのは、當然である。

## 〔四〕尊王の動機

尊王の大義は、大貳君の一代を通じての本領である。大貳君は之がために生れ、之がために死した人であるが、幕府極盛の時代に生れた君が、如何なる動機から、尊王の大義たるを知つたものか。これは歷史の事實が證明して居ることで、國家の大權が、武門に移つてから、大貳君の時代まで殆んど六百年、朝廷は屢々之を回收しやうと試みて失敗を重ねた。先づ第一は後鳥羽帝の承久に於ける失敗。次に後醍醐帝の建武中興、東魚既に亡て又西鳥。實に千歲の遺憾である。天に二日無く、地に二王無し

といふことは、何人も誦する古い文句であるが、事實上天子の外に天子に勝る權勢家が幾人もある。然し足利、織田、豐臣の亂離の世には學問の道がます／＼衰へて、大義名分に昧く、君臣の義理も、國體の尊嚴も、一切無中で暮して來たが、德川の世となつて、諸種の學問が研究されるに隨ひ、識者、學者、先覺者と云はるゝ人々の腦中に、これではならぬといふ事が解つて來た。

されば當時大義名分と云ふことに心付いたのは、大貳君一人ではない他にも幾人もあつた。これは學問の盛んなるにつれて來た時代の思潮であるが、君は其中の傑出したものであつた。一說には君が十八歲のとき、兄の昌樹と提携して京都へ登り、有職故實其他皇典に關する事を學んだが、其間に於て京都の蕭條たる光景を見て、慨然勤王の大義を思ひ立つたとある。さういふこともあつたか知らぬが、そればかりではない。大義名分の曙光は、當時先覺者の胸中に閃いて、海內に橫溢せんとする

勢を蓄へて居たが、或物に壓へられて、鬱勃洩らすに所なしといふところであつた。大貳君は其蓋を取除ける第一の先覺者として生れた人で、京都に登らうが登るまいが、其學問の本領から、斯なるべきものであつた。又一說には、君が京都に於て、一貴紳の家に仕へたとき、其主人が君に理髮の事を命じた。ところが君は其事に慣れず、遂に巧く往ぬ。主人は之を見て、笑ひつゝ、止めさせた。そこで君は退いて思ふやう、官位は諸侯の上にありながら、理髮師一人を雇ふこと能はずとは、實に痛はしき次第、これも幕府の壓迫によりて、餘儀なく斯る不自由を忍ばねばならぬのであると奮慨の結果、勤王の志を勵ましたと、此等の話は、一の逸話として、さもありさうな事だが、生涯を通じての大本領は、より大なる原因がある。それは何と事實を擧ることは出來ぬが、學問の力によりて、發揮せられ、又時代の思潮によりて陶冶せられたものである。其詳しい議論は猶後章に讓る。

# 第二章　寶歴事件

## （一）朝廷對幕府

大貳君の事蹟を記するに先つて、先づ記さねばならぬ事がある。それは寶暦事件即ち竹内式部が堂上の搢紳に對して、神書を講義したところから、累を當時の聖主桃園天皇に及ぼし奉り、搢紳諸卿は夫々蟄居罷免の御沙汰を蒙り、式部は追放に處せられた事件である。これによりて當時海内の形勢、勤王主義の萌芽が如何なる程度まで發達して居たかゞ推知せられ、隨つて大貳君の刑せられた明和の疑獄に於ての解釋も出來る。

抑も鎌倉開府以來、朝廷は虚器を擁するのみで、兵馬刑政の大權は武門に在つた後鳥羽帝は之を大に憤ほらせ給ひ、承久の役と而も陪臣の手になつたが、當時の諸公卿は懦弱と云つても、まだ中々元氣があつて、關東

の大軍馳せ登ると聞くより、何れも甲冑を着て、馬に跨り、武器を手にして、防ぎ戰かふたものである。

それから建武中興、南北朝時代に至つても、月卿雲客のやんごとなき身で、戰場に馳驅したものが澤山ある。殊に護良親王を始め其御兄弟は何れも、金枝玉葉の貴き御身を武事に委ねたまひしほどであつた。

爾來足利の中葉以後に至つては、仙洞の尊貴をも憚らず、院か犬かなどゝ暴言を放ち、矢を射る武士（土岐頼遠）もあれば、關白の極官に登りながら、邊陲に漂泊ひ、亂兵のために屠られた者（二條左大臣尹房）もあつて、朝廷の貴紳は、たゞ其口を餬するさへ容易ならず、困弊の極實に無氣力の甚しいものとなつた。

織田、豐臣の二公は、幾分か朝廷を崇敬する殊勝の志もあつて、舊儀を復し、廢典を興し、大いに面目を改めたが、積弊相承けて來た公卿は、まだ大權回復などゝ云ふ大事業に着目する暇がない。

次で徳川氏となつては、陽に朝廷を尊崇して、陰には之を抑壓することに腐心した形跡がある。

板倉重宗は徳川の名臣として、歴史上美談の多い男であるが、彼は所司代在勤中、部下の一人に向つて『我暫時の暇を得て祖先の墓に歸展せんとするも、上皇が我不在を窺ふて、恣いまゝに社寺に行幸するならん、我之を憂ふ』と當時は至尊の御身を以ても、幕府の許可を得ずして、宮外に出でたまふことは出來ぬ例になつて居る。例へば終身禁足の御身であつた。そこで部下の武士は『拙者が斯くある上は、必らず上皇の行幸を止め奉つる、御心配御無用』と云つたので、重宗も喜んで、歸國した。すると案の定、後水尾上皇が北野天神へ御參詣といふので、行幸の御觸出し、鬼の居ぬ間の洗濯と云ふ思召で、鳳輦出御の間際に、重宗の部下が驅け付けて『先づ〳〵お控へなされい』と御門の内へ追ひ込み奉つて恐れながら關東へ御沙汰もなく、且周防守不在中に御行幸は相成ませぬ、強て

御出門とあらば、關東への聞え、御輿に一矢射奉ても、お止め申す』と云ふので、上皇も遂に北野御參詣をお止めなされた。此一事を以ても、幕府が朝廷に對する措置の如何が想像し得らるゝであらう。

斯う云ふ調子で、重宗は三十六年も所司代の一手專賣を遣つたものだ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

其後歷代の天皇、上皇が、同一の御境遇で、御門外は勿論、御庭でも、御散步し給ふを許さぬ例になつて、禁裡御炎上を却つてお喜びであつたといふくらゐ。何となれば炎上のときは、他所へ御避難といふことがあるからだ。

後水尾上皇は既に斯ういふ御境遇であらせられたが、其御子の後光明天皇は、聰明活達の御性質として、承久、元弘の古に繼いで、竊かに御恢復の思召があらせられたやうに承まはる。よしや然る大御心があらせられないにしても、餘りに御活達のところから、幕府でも、大いに將來を恐

れ、例の古狸たる板倉重宗に何やら秘策を命じたと云ふ風說がある。これは閨宮の秘密で、臣子の口にするさへ忍びぬところであるが、兎角天皇は寶算二十二歳で御崩れになつた。尤も其二ヶ月以前重宗は所司代を退職して居るが、疑ふべき點は無きにしもあらずだ。

*　*　*　*　*　*

其後九十三年を經て、御卽位あらせられたのが、寶曆事件に御關係の桃園天皇である。此天皇は七歳で大統を承け給ひ、非凡の御聰明に渡らせられた結果、竹內式部の學說をお好みで、彼の騷動となり、後光明天皇と同じく、寶算二十二で崩御。實にお傷ましいことではないか

後光明、桃園、二帝の御事跡に激勵せられて感奮興起した公卿は、幕府に對して如何なる思想を抱いて居たらう。乃ち尊號問題となつて、中山大納言愛親卿が、柳營に於て、霹靂青天を劈く勢で賢明の聞えある白河樂翁を凹まし、果は攘夷問題となりて、幕府は屢々惡辣手段を用ゐ、朝廷を

制するつもりであつたが、遂に天命に抗すること能はず、自ら滅亡を招いたものである。

試に見たまへ、寶暦事件のとき、蟄居退職を命ぜられた同志の公卿は、三十人に滿たなかつたが、尊號問題の時は、百三十餘家の公卿中、硬派、軟派各相半する勢となり、安政年間幕府が專斷を以て、米使ハルリスと通商條約を規定し、奏聞に及んだ時、幕府の罪を鳴した公卿は八十八名の多數に達した。天下大勢の趨向は、自然の力で、如何ともすることは出來ぬ。

* * * * * *

幕府が朝廷に對する措置が如何に冷淡であつたかは、左の逸話によりても一斑が知れるであらう。

或る年の初主上は關白以下の殿上人に、御祝賀の饗膳を賜つた。主上も出御まし〳〵て、御箸を執られ、一同御陪食と言ふことであるが、御吸物は鶴と、毎年定つた例である。ところが此年大膳職に於て、鶴を御買上げ

になる御準備が出來ぬ。止むを得ず、鶴の代りに、燒豆腐を御用ゐになつた。主上は御箸で燒豆腐をお挾みになり『今年の鶴はこれぢやぞよ』と群下にお示しになつて、御詫遊ばさるゝ御風情、關白以下何れも涙に咽んで、御膳部の上に俯伏したまゝ、歔欷嗚咽の聲のみ聞え、一人も箸を取り上ぐるものがなかつたと云ふことである。主上當時の大御心を推察し奉つれば、今日の吾人も、泣かずには居られぬ。

又酒井若狹守忠義が所司代在勤中、參內したとき、お退りと稱へて、主上の聞し召たお下を賜はつた。これは異數の光榮で、忠義も喜んで頂戴しやうと、箸を着けて見ると、鯛の燒物が腐臭鼻を衝くばかり、これはと驚いて、其まゝに差置き、後で懇意の殿上人にこれ〳〵と話をすと、其殿上人の說明に、それは其筈、主上も御箸を着け給はぬことに定つて居る。然し儀式上鯛を用ひねばならぬが如何にせん、大膳職の御經費は、寬永年間に關東の差圖を以て取極めたまゝ、爾來二百餘年据え置きて、一文た

りとも増減が出來ぬ。其の爲に魚商も鯛を納めることは納めるが、町家で購求人の無い品を納めるから、右の始末』といふので、流石の酒井も、慨歎して、關東に急使を馳せ、大膳職供御料の増加を請求に及んだ。然るに大老井伊掃部頭が頑として應じない。酒井も據ろなく、領國若狹の小鯛を取寄せ、大膳職へ納めることにしたと。元和、寛永の頃には、米一石の價が大約銀十八匁即ち一兩に三石三斗三升位の相場のものが、四十年ばかり經つて延寶頃には既に一石の價銀百三四十匁、七八倍に騰貴したのであるが、極廉い寛永時代の物價を標準として定た供御の料を、二百餘年据置きとは、如何にも甚だしい事ではないか。

又先帝が御製の和歌を、短冊に御認め遊ばさうとしたところ、御手許に短冊が無い。さりとて新にそれを御買上げになるほどの御餘裕も無いので、御側に伺候した岩倉具視公が悲憤の餘、其夜所司代を訪ふて、幕府の措置の當を得ないことを論ぜられた。それで所司代も恐懼して、黃金

百枚を獻納したさいふ事も、著名なる事實として傳へられてある。此等の例を擧れば際限なく、幾何もあるが、書けば書くほど、恐れ多い事ばかりで、今日は昔語となつて居れど、悲憤慷慨の涙に咽ばずには居られぬから、好い加減にして置かう。況して其時代に生れ其實際を見聞し、且大義名分の如何を心得て居る者の心は、那麼であつたらう。普天の下率土の濱何れか王土にあらざらん、何れか王臣にあらざらんと云ふ語はありながら、幕府のために斯る御不自由を忍びたまふ禁廷の御有樣、何とも恐れ入つた事である。今日の日本には、斯う云ふ時に遭遇して、竹內式部や大貳君にあらざるも、感奮興起して、王事のために身命を拋つ心にならぬものは一人もあるまいが、彼の時代には、たゞ將軍あるを知つて天子あるを知らざる者が多かつた。そこで社會の先覺者たる式部や大貳君が、身命を犧牲に供して、王政復古の大事業の先驅を爲したものである。以下順次寶曆事件に就いて、竹內式部の活動的記事を掲げやう。

## 〔二〕竹内式部の素性と學問

竹内式部は勤王家の先驅として、最も功勞のあつた人であるが、其事蹟は頗る明瞭を缺いて居る。これは當時の人情、幕府を憚かつて、事跡を湮滅せしめたにも依らうが、一つは式部自身が常に愼重の態度で、自ら其跡を晦す手段を取つた爲であるされば式部の行動の吾人に知られて居る部分は、神龍の雲間に出沒するが如く、隱現常なくして、何れが頭やら、何れが尾やら、一向見當が付かぬ。然し一鱗一爪を得ても、其龍たるは解る。

* * * * * *

そこで吾人の今日まで知り得たる點に就て記せば、式部は越後新潟の出身で、醫師の家に生れた事は確なる事實だ。或ひは丹波の人と云ひ、但馬と云ひ、肥前と云ふ數說は、證據が薄弱である。其出生の年は、寶曆九年京都に於て又明和四年大貳君の事に坐した時の宣告に依り、推算すれ

ば正德二年である。近衞內前公の日記寶曆八年七月十八日の條に、

竹內式部遠國より上京仕り三十年餘以前に德大寺に僕となり云々

とあるから、二十歲未滿のとき、既に德大寺家に仕へたものであらう。松岡仲良の口上書に、

式部儀十七八歲の節國元より罷登候由云々

と云ふ個條と、內前公記と符合する點から見ても、先づ確實と云ふべしだ。

前記松岡仲良(名は雄淵、振武翁と號し、通稱多助、後下總守に任官す)は式部と同く玉木葦齋(名は正英、五十鰭翁と號す、垂加流の神學大家なり)に師事したものである。

抑も玉木葦齋の學問は山崎闇齋(名は嘉、字は敬義、幼名は長吉、後に淸兵衞、又嘉右衞門と改む、會津中將正之、井上河內守正利、加藤美濃守泰義等諸侯禮を厚うして師事し、淺見絅齋、佐藤直方、三宅尙齋等の名儒も其門

に出づ)より傳られ、闇齋は程朱の學說を基礎として、吉川惟足(通稱五郎左衛門、視吾堂又湘山隱士と號し、卜部侍從に從つて神學を受け、會津中將の知遇を蒙り、幕府に仕へ、諸侯伯の師事するもの多し)の神道を參へ別に一家を成した、是が卽ち垂加流の神學である。

其學風は峻厲孤高、稍褊狹の譏はあるが、敬神愛國を第一義として、忠孝節義を激勵し、躬行實踐を重んじて、空文浮詞を排斥して居る。

蓋し闇齋の學問が、偏固の傾向あるは、其人性質の然らしむるところである。闇齋は幼時寺に在つて、同宿の僧と相爭ひ、蚊帳に火を點じて寺と共に敵手を燒殺さうとした位で、立派の學者になつてからも、剛岸不屈の氣象は凛として、千仞の斷崖に生ひし孤松の亭々攀づべからざる態であつた。

闇齋の、書を講ずるや、嚴顏怒るが如く、音吐鐘の如く、門弟屛息して傾聽し、絕えて其面を仰ぎ見るものなしと、傳へられて居る。

佐藤直方（闇齋と號す、通稱五郎左衛門、初廐橋侯酒井雅樂頭忠擧に聘せられて二十餘年を經しが、忠擧柳澤吉保に取入り、權を慕ふに及んで、辭し去り、井伊掃部頭直澄の師儒となる）曾て云ふには、師門に入つて、講席に臨むときは、惴々焉として地獄に赴く氣がすれど、放課後門を出るときは、毒蛇の口を脱れたやうだと、闇齋が嚴峻自ら持して、叱咤風を生ずる光景が、此の一事でも知れるであらう。尤も直方は放曠物に拘らず、坦夷自ら喜ぶ人であるから、師の闇齋とは、性質に於て相容れぬため、斯う云ふ評を下したか知れぬ。然し各自の學風は直に其人の性質を表すもので、安祥樂易の程朱學も闇齋が學べば、踔厲風發、嚴峻奇矯のところが陽明學派の盛るものに似て、陽明學も中江藤樹のやうな謹厚の人が學べば、絶えて圭角がない。

式部は闇齋派の學問を窮め、寶暦事件の如き其學風より激成せられたものだから、其人となりも、定めてそれに適ふ豪邁峻烈であらうと思は

れるがさうてない。其性質は溫厚にして方正、極めて愼み深いはうで、心には王室の式微を慨き、幕府の專橫を憤ほりながらも、輕々しく口舌に現はす人ではなかつたらしい。たゞ其人を敎授するには、四書、五經、小學近思錄、靖献遺言、保建大記などの數書と、國典を講究するだけで、博覽强記を努めず、詩文などを作る浮華の風は無い、これは闇齋一派の固く守るところである。

それから文事あるものは、必ず武備ありといふ論語の語に基いて軍學も多少修めたらうが、其程度は如何、今日では詳しいことは知れない。

そこで初は德大寺家の從僕であつたが、學德並進むに隨つて、其主人たる德大寺大納言公城卿を初め、左の諸卿殿上人が從學せられた。

久我前右大臣通兄　　久我前大納言敏通
轉法輪三條大納言季晴　　烏丸大納言光胤
正親町三條帥大納言公積　　難波前中納言宗建

東久世中納言通積
今出川中納言公言
綾小路宰相有美
伏原三位宣條
愛宕三位通敬
四條右中將隆叙
高倉右兵衛督永秀
西洞院少納言時名
西大路少將隆共
勘解由小路左中辨資望
中御門權右中辨俊臣
櫻井刑部權大輔氏福
裏松左少辨光世

岩倉前中納言恒具
坊城中納言俊逸
町尻三位説久
植松三位雅久
北小路三位光香
柳原侍從紀光
高野中將隆古
中院少將通維
冷泉新少將爲泰
日野右中辨資枝
正親町三條侍從實同
町尻右馬頭説望
岩倉左兵衛尚具

舟橋前右兵衛守親賢
高丘大藏大輔敬季
七條左馬頭隆房
山井中務少輔兼敦
六角兵部大輔知通
岡崎中務大輔國榮
錦小路典藥助賴尙
梅溪右少將通賢

即ち攝家、淸華を始め、堂上公家の殆んど三分の一は、式部を師父として敬事したのである。以て其の如何に學德の高きかゞ證明せらるゝであらう。其の他地下の人々、諸國の門人を合算すれば、七八百人もあつたといふことだ。中々盛んなものではないか。

そこで式部が學問の本領とするところは何であるかと云へば幕府の形勢皇室を凌いで今日の如く君臣地を易へ、冠履顚倒の奇觀を呈するに至り、皇業の委靡振はざる所以は代々の天子學問を怠り、關白以下の有司百官も、不學無術を耻ざるの致すところである。されば之を矯めて、祖宗の鴻猷を恢復せんには君臣一致、共に學術を勵み、

道理を推明して天下萬民の仰望するところとなれば、幕府も自然朝廷を崇敬し民心の歸嚮するところに背く能はず、遂には大政を奉還して、恭順の意を表するに至るであらう。それも一世一代には思ふ如くに至らずとも、年を積み代を重ねるに隨つて、必ず成就すること疑ひなければ、先づ君臣合體共に學問に出精するが、第一の急務である。と極めて穩健適切の意見であつたものと斷定することが出來る。

式部初の名は宗仙(或は宗詮)後敬持と改め、羞齋と號し。寶暦事件以後は正庵又は幸庵と云つて居た、諏訪の天龍道人は、其後身で宙齋記の著者諏訪良房も同人であるなどゝ云ふ說は、信用せられぬ話である。

## 〔二〕式部第一回の訊問

寶暦五年桃園天皇寶算十五に達し給ふによつて、德大寺公城、久我敏通の兩卿は君德培養を急務とし、東久世通積卿と商議して、闇齋派の學說を聞し召し給はんことを奏上すれば、聰明英智の御性質、其綱領を御質

聞あらせられた上、龍顏殊に麗はしく、直に御嘉納あらせられた。乃て伏原三位宣條卿は侍讀の任として其師竹內式部より傳へられしまゝ、大學章句、孟子集註を進講した。

此時堂上方の中で、式部歸依の人々は、

昔後光明天皇は漢唐の古註を棄てゝ、程朱の新註を取り給ひ、朕より古を爲すと仰せ給ひし由承はるが、今上陛下が闇齋派の學說を聞し召すも、同一の儀と恐察し奉る。

と抃舞雀躍して、相慶したと岩倉具集卿の筆記に記してある。

君臣一致、學問を勵み、王政復古の端緒はこれから開け始めたので、當時之を承つた式部の喜びは如何ばかり、想ふに多年宿望の一端漸く達して、王政復古の前途、黑闇々たる中に、一點の曙光を認め得て、竊かに感泣したことであらう。

然るに何れの世にも、ただ自己目前の名利に迷ふて、遠大の慮なき輩が、

識者の憫笑を顧みず、妬疾邪僻の言を弄して人を誣ゐ世を毒するものである。昔林羅山が程朱の新註によりて書を講せしとき、清原秀方、之を嫉み、明經博士は朝廷に其人あり、田野の匹夫、漫に徒を聚めて經を講ずるは何事ぞ、且經筵に古註を奉ず、未だ新註を用ふるを許さずと、誣奏して罪に陷れやうとした。朝廷の公卿も之に附和雷同して、あはや羅山は刑に遭はんとしたが、德川家康が之を憐れみ、匹夫にして聖經を講ずるは奇特の至り、賞すべきことてはあるが、罪すべきことてない。又學問は義理通じ道の明かなるを以て第一とし、註の新古を論ずる必要はないと遂に羅山を救解して、之に學政を委ねた彼の清原秀方なるものは一時の僻み根性より、學問は天下の公道で王侯將相も行けば、輿丁馬卒も履むことを忘れて長く已一家に私するのみか、殘缺腐蝕の鈍刀を抱いて、他の硎を發せし新刀を笑ひ、徒らに小人愚物の名を世に傳ふとは憫れむべき次第ではないか。然し羅山の子孫も幕府の學政を掌どる地位

にあれば、陽明學其他を異端として斥け、彼の林家から出た鳥居耀藏の如きは、海外の新學を嫌つて、横文を讀む者とさへ云へば、鬼畜視して慘禍を蒙らせた。アヽ何時になつても、目先の見えぬ愚物ほど、濟度し難いものはない。

式部の學說が、禁中に於て進講せらるゝと聞いて、第一に嫉妬心を起したのは、神道の本家本元一手專賣と自慢して居る吉田兼雄卿である神道授與のお家と云つて、頗るやかましいものだ。乃て式部の學說に何とか彼とか難癖を付け、果は血氣の若手公家を煽動して、武藝の稽古をさせるとか、式部は元來放蕩無賴の者であるとか、種々の風說が起つた。此風說は寶曆六年の春から夏へ掛けて專ら云觸らされたものと見えて廣橋兼胤公記にも同年四月二十五日の條に、

己刻參內關白殿仰らるゝに……………近習衆近頃武術を頻に稽古す、小番の節も御庭の閑所にて御立合等有之候樣相聞へ………………武邊への

聞えも如何はしく候云々

と此關白は一條前左大臣道香公である。

それから同年の冬に至りて風說はいよ〳〵甚しい烏丸光胤卿の日記に、

寶曆六年冬の頃式部ともがらおほし此學流類によろしからず、子細は武藝軍學を第一とするよし門弟の輩いづれもこれを學ぶと、これ全く堂上の門弟おほく、いづれも正道を專らにし、かりにも邪なるすぢをばせざるともがらゆゑ、奸佞邪曲の人々偏執するより、ことおこるなり云々、

と、これには關白道香、近衞左大臣內前、九條右大臣尙實、鷹司內大臣輔平の四公も持餘したる結果、烏丸光胤卿を召して、訊問に及んだ。其時の日記の一節は前記の如くで、飽まで無實無根を辨じたが、まだ腑に落ちぬところがあつたと見えて、武家傳奏の柳原前大納言公文、廣橋前大納言

兼胤の兩卿を以て所司代松平右京太夫輝高に命を傳へ式部鞫問の事を依賴した。

此年四月までの所司代は小濱藩主酒井讃岐守忠用で五月に高崎藩主松平右京大夫輝高が交代して來たのである。此輝高は不思議にも式部專門の掛として所司代になつたやうなもので、在職中は式部訊問で持切の姿であつた。

さて十二月十九日所司代役宅へ式部を召寄せ、種々尋ねて見たが元來捕風捉影無根の風說だから材料の揚る筈なく同二十四日輝高より德大寺家來竹内式部と申す者堂上方へ出入彌苦しからず存じ候云々、

と云ふ書面を傳奏に寄せて、さしも評判のやかましかつた式部は忽ち靑天白日の身となつた。

式部嫌疑中は門弟の公家連も式部の講書を聽くこと能はず謹愼して

居たが冤罪が霽れて又々一層の盛況を呈するに至つたのである。

## 〔三〕 聖主賢臣千歳の一遇

桃園天皇寶算十七、卽ち寶曆七年の六月正親町三條公積、西洞院時名の人々式部の說によりて、日本紀進講の事を奏上し、御嘉納あらせられた德大寺公城卿の手記に、

四日主上日本紀を讀しめたまふ、公城、俊逸卿、隆古朝臣、時名朝臣等之を講ず、其發端の大意、委細言上のところ、天氣特に快然公城等誠感誠喜、感涙堪がたく各自手足の措くところを忘れたり、嗟呼上古神聖の傳ふる所、舍人親王の編する所、我垂加靈社の發揮、師翁の親授今日一時に天聞に達し吾輩寸咫の精神空しからず、其歡喜踊躍豈筆舌の能く盡すところならんや殊に兼てより、姉小路前大納言(公文)帥大納言(公積)平少納言(時名)等深く此事に功あり太平の業殆ど望むべし

と、其君臣一致學を勵み理を硏く事と于兪輯睦のさま、宛然目に在りて

之を讀めば今尙恐れ多くも身は百數十歲の上に遡ぼり、九重の雲深き處に陪するが如き心地である。

而も垂加靈社と稱せらるゝ山崎闇齋。師翁と敬はるゝ竹内式部は、布衣として無上の光榮、其身は蓬蒿の下にありといへども、其一言一句は直ちに帝王の師とするところ、歷代贈正一位大相國の數字を以て、形式的の名譽とする德川十餘代の將軍などの、到底及ぶところでない。

又德大寺公城卿が、其道を尊ぶところより、從來我家の一從僕を指して殊に師翁と敬稱を用ふる心を推すに、其學を好み賢を禮する美德實に輔弼の良臣たる器と云ふべきものであらう。

殊に天皇の御聰明は前にも述たる如くで伏原宣條卿が後に、

桃園院の御學問は後光明院このかたの事にておはしますなり、されば易の口傳まで申しいれしとぞ後光明院の後この事無し。

と語られたと、柳原紀光卿の閑窓自語に記してある。聖主賢臣千歲の一

過とは云ひながら幕府の壓迫によりて徒らに點々たる涙痕を歴史の上に印せしむることゝなるとは、かへす〴〵も遺憾の極である。

### 〔四〕神書進講の停止

桃園天皇が、御學問に御出精遊ばされた次第は、前記の如くであるが、式部を妬み、又其門下の諸公卿が、聖眷を荷へるを羨む群小の徒によりて傳へらるゝ揣摩臆測の風説は、更に止まず、果は式部門下の諸卿黨を結んで關東を敵視し、永久の古に倣ひ、天下の亂を惹起すやも知れずなどゝ、流言するものがあるに至つた。

大臣諸公も最初は、又例の浮説よと、打棄て置たが、再三再四、度を重ぬるに至れば、市にも虎あり、右も言ひ、曾參の母も杼を投ずる譬に洩れず、ハテナ、或ひはと、耳を傾け、眼を睜り、次には成程と領くといふ順序で、疑心暗鬼を生じ、前關白一條道香公(此年三月關白職を近衛内前に讓る)より當關白内前公へ密談に及んだ。乃で右大臣九條尙實、内大臣輔平二公と

評議の末、天皇の嫡母靑綺門院（櫻町帝の后藤原舍子、二條吉忠の女なり桃園帝の御生母は開明門院藤原定子、姉小路實武の女なり）に密奏して其令旨を傳へ、德大寺公城、西洞院時名、白川資顯三卿に告戒して君側を遠け、垂加流神學の進講を停止し奉つた。此時天皇は四公に向はせられ御逆鱗の體で、

朕が股肱汝等の斷つに任かす、

と勅りあらせ給ひしと承はる。其大御心を推し奉れば……嗚呼々々……心緒紛亂、涕涙筆に傳はつて、一字も記し奉ることが出來ぬ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

右は寶曆七年八月十六日の事で、其年十月、天皇より

神書の儀は日本の根源に候、日本之主として日本のふみ御覽なくてもろこしの書のみ御覽候事、如何に思召候故、旁又被始度云々

との勅書を門院にお遣はし遊ばされたが、門院は御許容あらせられな

んだ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

天皇は翌八年即ち十八歳の寶算を迎へられた正月二十七日突然關白内前公を召され、決然たる御氣色を以て、神書進講の義を勅命あらせ給ひ、且

今日の太平は眞の太平にあらず、明日も計り知られぬ世の有樣、學德を積んで義理を明らむること最も急務なり、

との御意味を示し給へば、關白の頭上には靑天の霹靂、夏日の嚴霜天威に畏れて悉縮戰慄、謹んで御受け申し上げ、更に門院の御許しを請ひ、再び神書進講の一段となつた。

さて此度は、極めて秘密に、關白自ら西洞院時名より傳習して、進講すべき由の叡旨であつたが、それも如何と、密かに奏して、時名朝臣を禁中に召し入れ、神書を進講せしめ關白も陪聽した。

天皇は斯くして、輔弼の大臣と、斯道を研究する中には、自然滿朝異議を唱ふるものなく、君臣協力事を擧ぐるの時機に到達するならんとの畏き聖慮に出で給ひしことゝ推察することが出來る。其御深慮と御英斷とは、實に恐れ入つたもので、後鳥羽、後醍醐の二帝に、優ればとて劣り給はぬ御氣象であらせられた。

斯くて三月下旬より六月初旬まで、進講の度數十二回に及んで此事が外間に洩れ、前關白道香、右大臣尙實、內大臣輔平の三公が、丌は以ての外と云ふ次第で、又々門院の上旨を乞ひ、四公連署して、神書進講を停め奉つた。

然し此儘棄て置いては、如何なる事にならうや知れぬと、傳奏を經て、所司代に命を傳へ、武內式部再度の訊問となつた。實に是非もない事である。

## 〔五〕朝臣の黜罰

關白其他三大臣は、既に式部を所司代の手に委して、鞠問せしめんとの魂膽。同時其門下に各謹愼の儀を申し渡し、參內を禁じたが、天皇は、飽まて式部の學說を信用し給ひ、容易に御斷念あらせられず、却て式部の學說は、如何なる點が惡しきかと、勅問を發して、四公の答案を求めたまふので、四公も絕體絕命、焦心苦慮して奉答するやうな始末。又一方式部門下の堂上方は、此處ぞ一代の浮沈、社稷安危の繫るところと、各自天皇に密奏して、情の激するにまかせ、奇矯の言論も少くないので、四公は這は一大事と、狼狽して、先んずれば人を制すの語に基き、處分案を具して青綺門院の上裁を請ひ、其旨を受けて、天皇に陳奏し奉つた。天皇も事既に已みぬと、早くも見て取り給ひ、四公の意に任せられた。

さて其の處分案は左の如くである。

正親町三條公積（兩官を止められ永蟄居）

德大寺公城（本官及大歌所別當を止められ永蟄居）

烏丸光胤（近習を除かれ官を止められ永蟄居）

坊城俊逸（同上）

高野隆古（同上）

西洞院時名（同上）

中院通維（同上）

勘解由小路資望（近習を除かれ辨官禁色等止められ蟄居）

以上の人々は一家親類といへども面會堅く停止

高倉永秀（近習を除かれ遠慮）

西大路隆共（同上）

町尻説望（同上）

今出川公言（遠慮）

町尻説久（同上）

櫻井氏福（同上）

裏松光世(同上)

岩倉恒具(自分遠慮)

岩倉尙具(同上)

植松雅久(同上)

正親町三條實同(父蟄居に依て自分遠慮)

烏丸光祖(同上)

さて又右の人々に各自宣告せられた罪狀は、

竹内式部門弟堂上式部教方宜しからざるに付、近年每度風說流行、朝廷騒動に及び候、之に依て門弟堂上黨を結び、謀叛の志有之候風說盛んに相聞え候も、餘儀無く候、謀叛と申す義は事重き義、中々二三十人ばかりの徒黨、一兩年ばかりの申合せにては、一向事調ひ難き義に候、畢竟只各主人へ御馴染申候て、朝廷の權を取候趣意に候、關白以下一列を輕んじ、且つ傳奏等に法外失禮の儀共、勝て計へ難く候、之に依て

別紙の通、仰せ出され候、

寶暦八年七月二十四日

此外東久世前中納言通積、綾小路宰相有美、白川中將資顯、日野右中辨資枝、中御門權右中辨俊臣、冷泉新少將爲泰、六角兵部大輔知通の七人は、式部と師弟の關係を絶ちて、別に咎めもなく、尙譴責を蒙りて、式部傳授の神學を禁止された者が澤山あつた。

* * * * * *

君臣一致協力して、學問を勵み、復古の大業を企てたまひしも、斯の如き形勢に陷つて、關白諸大臣の强奏となり、聖德翊贊の功臣に對して、叡慮にもあらぬ處分を加ふること、如何に御心外と思召されたものか、其翌八月十九日に至り、關白內前を御前に召して、蟄居遠慮を命じたる諸卿朝臣、卽刻出仕せしめよとの勅命である。

關白も此に至つて又々大閉口、然し前關白、右大臣、內大臣の三公とも、協

議に協議を重ねて、叡旨に反したる大英斷を施したもので、今更其處分を取消すことは出來ぬ、依て他の公卿共々天皇を諫め奉つて、御斷念あらせらるゝやうにした。

關白大臣の四公が何故再三聖旨に戻りて、輔導の近臣を黜罰したかと云ふに、是は云ふまでもなく、關東に憚つての事である。尤も當時の朝廷は六百餘年、武家の抑壓を蒙むりて、積弱の餘を承けて來たので、攝關大臣の老成家は、神經的に關東を畏れて居る。乃で桃園天皇の天資英邁に加ふるに、少年血氣慷慨悲歌の人々が、日夜左右に侍し、文を學び武を勵めば、將來何事をか仕出さねば止まぬ勢ひ、且つ流言蜚語は紛々として承久元弘の昔を今日の前に見る如き話をするものもある。此事が關東に知れては大變、社稷の安全、至尊の御爲を圖るには、如何なる手段を執つても、これを揉潰さねばならぬと、前記の次第に及んだので、一方より觀れば、天子を强ゐて、勅命に背き、復古の大業を碍げ、幕府の鼻息を窺ふ

不忠不義の臣であるが、更に他の一方より觀れば、一片の赤誠君を思ひ社稷を憂ひた、經營慘澹たる形迹が無いこともない。だが此時の朝廷は積弱の餘とは云へ、復古主義の學問が、盛に起ると共に、勤王の思想も、全國に亘つて、潛勢力を養ふて居た。若し關白諸大臣も天皇の御志業を翊贊して、君臣一體となり、事を擧ぐるときは、案外力を勞すること少なくして功を收ることが多かつたか知れぬ。王政復古の鴻業も、百數十年前に之を見ることを得たかも知れぬ。然るに今の歷史家はただ成敗の跡に就て、論評を下し、德大寺、烏丸諸卿を以て詭激事を好むとするものが多い。星野文學博士の竹內式部君事蹟考にも、式部君に至りては、大義名分を辨明し、意嚮の歸する所、專ら皇室興隆に在れば、當時に於て異說中の異說、新說中の新說なりとす(中略)時勢上より之を觀察すれば、治安妨害の譏評を受くるは實に已むを得ざる次第なりとす」と論ずるは一應道理と聞えるが、單に時勢々々と云ふことにのみ拘泥して、微懼々々

するやうでは、天下の事一つとして成就するものでない。且所謂時勢と云ふものは、多く皮相の觀察で、一皮剝いだ其底を洞視すれば、既に第二の時勢を形作つて、機會さへあれば、表面に現はれて出やうとして居るものである。此寶曆事件の如きも、世人稍ゝ幕政に倦みて、新時代の來らんとするを待ちつゝある折柄で、式部門下の人々をして志しを得せしむれば、急轉直下の勢ひを以つて、時勢の轉換を來したかも知れぬ。王政復古の萠芽は、雨露の培養によりて、漸く發達せんとしたところで、之を爪切り去つたものは誰であらう。其罪は云ふまでもなく當時の關白諸大臣に歸せしめねばならぬ。されば其衷情は諒とすべきも、其罪は甚だ重い。是れ不學無術にして、徒らに因循姑息の計を致すに座すと云ふべしだ。所謂大臣の器にあらずして、其位に居り、君を欺き國を誤り、忠良を誣ゐて以て自ら得たりとするもので、時勢の爲に止むを得ぬといふ一語を楯に、彼等を辨護する餘地はない。

試みに思へ、桃園天皇をして、其思召にまかせ、復古の御企てをなし、それがために承久、元弘の昔の如く、鑾輿播遷の事あらしむるも、決して不忠不義ではない。たとへば承久、元弘の二役に、籌畫に預つた、朝臣は、忠か不忠か、問はずして知るべしだ。彼の藤原光親の如き、一たびは後鳥羽帝を諫めて、朝廷兵を擧るも、決して關東の敵にあらざる旨を論奏したが、帝の心の飜へすべからざるを察して、自ら檄を草し、北條氏の罪を鳴し、官軍敗るゝに及び、捕へられて駿河の籠坂に斬られた。嗚呼臣の君に事ふる宜しく此の如くすべしである。道香、內前、尙實、輔平の諸公、天皇を諫めて聽れぬと云つて、之を脅かし奉るとは何事ぞ。吾人は後の大臣たる者をして斯る不臣の擧動のないやうに、飽まで其罪を鳴らさねばならぬ。さて關白大臣の諸公は、疾雷耳を掩ふに暇あらざる勢を以て、朝臣の黜退を斷行したが、餘に狼狽した結果、從來殿上人の賞罰を行ふには、豫め所司代に諮詢し、幕府の認諾を經べき慣例を忘れてしまつた。或ひは其

暇がなかつた故でもあらう。
乃で所司代から一本突込れた。これは大變又大變何と云ひ譯したもの
かと首を鳩めて、評議の末、漸と云ひ拔けることが出來た。
さて其云ひ譯は、朝臣共が、徒黨を結び、主上を惑はし奉り、朝廷の御爲一
刻も猶豫なりかねる次第ゆゑ、至急に處分したので、先例に從ふことが
出來ぬと云ふことであつた。所司代もそれで承知したので、諸公は漸と
一安心、まア宜かつたと、胸を撫て下したてあらう。

## 〔六〕 擧兵倒幕

蟄居遠慮を申し渡された罪狀の中にも、謀叛云々との文句が見えるが、
此時は實際今にも戰爭が始まるやうな評判であつた。
宙齋記と云ふ書には、諏訪良房、幾田中務の二人が、式部の家に會して軍
議を凝した事が書いてある。式部、中務の二人が、良房に向つて、『卿は總
軍師たるべし』と云ふと、良房が『大將軍は、縉紳の英傑たるべし、天子

を守護し、宮城を警固すること專一にして、諸司代並に在役の武士馳せ向はゝ、先づ此輩を誅すべし、二條城の攻手は今出川殿、烏丸殿、櫻井殿大將たるべし、式部殿は軍師たるべし、其利は夜戰にあり、所司代屋敷の攻手の大將は高野殿たるべし、燒討利あるべし、落城以後は式部殿早く粟田口より近江路に趣き、機に臨み變に應じ、軍忠を勵まるべし云々』など大變な譯だ。此良房は渡邊國武氏の天龍道人傳に、式部と同一の人物だらうと書いてあるが、どうもさうは思はれぬ。星野博士などは烏有先生、亡是公の類で、そんな人物が實際あつたのではない。元來宙齋記は架空の妄談を錄したもので、取るに足らぬと、或はさうかも知れぬ。然し妄談の中にも幾分か事實を根據としたところもあらう。此書は拙劣なる漢文だから信用出來ぬといふ人があるが、それなら巧妙なる漢文で書けば虛僞も事實となるか、可笑しな議論だ。元來此書は漢文とは云ふものゝ、唯文字を轉倒して讀ませ假名が交つて居ないだけで、

御機嫌能可爲被在御座候と云ふやうな御座候文の長いもので、眞面目の漢文として論ずるほどの價値がない。

寶暦一記事即ち藤井右門の記録には『御内勅を以て幕府征夷將軍職奉還仰せ出され、賴朝以來の政權召し上げ、德川家重日光へ退城候樣内命之あるべきに付、それ〲用意致すべき事云々』又『中院中將、西洞院少納言、櫻井四位等大將として奥村兵部、前田民部、金森熊藏率ゐ、彦根城に向はれ、高野中將、町尻左馬頭は、美濃郡上に入城して、永平寺良純之を嚮導し加州兵を待て、岩倉父子、信濃兵を率ゐ、大垣城の模樣謀じ合せ、大擧して、彦根に入城を謀るべく、又一手の烏丸大納言、坊城中納言、高倉右兵衛督等は、柳川、鍋島、大洲等の兵の着を待ち、大阪表に旗を擧ること(中略)兵端を開き候ときは、洛中洛外の寺院は勿論、大阪城外、彦根、淀、大垣、伏見等夫々要所々々を燒拂ひ幕吏朝敵の旨、速に奏問致すべき筈の

事云々」と是も素敵の騷動である。

右の中に前田民部とあるは、富山藩主前田大藏大輔正甫の庶子にて民部利寛と云ひ藤井右門の義父であると云ふことだ。そこで富山藩も此義擧に加盟し、其他金澤の前田、久留米の有馬、柳川の立花、大洲の加藤、熊本の細川、佐賀の鍋島、濃州八幡の金森、上州小幡の織田、野州喜連川等の諸侯伯も、勤王の大義を賛して出兵する都合になつて居たと云ふことである。

然しこれは當時に於る風説に過ぎず以上の諸書は好事の徒が後に揑造して追記したものだとも云ふ。それにしては條理も立つて、明治の元勳諸公が、錦旗東征を賛畫した方略に髣髴たるところのあるが不思議だ。或ひは當時復古を唱へた諸氏が、いよ／＼と云ふときは斯く／＼の手配が宜からうと話し合つた事を傳聞して好事の者が己れの想像を加へ書いたのであらう。

最も寶暦一紀事の如きは、實際其時に遇ひ、其事に與つた藤井右門の紀錄だといふから信ずるに足るものか知れないが、星野博士は、殆ど唾壺蛇を吐くに類するものあり、疑らくは德川氏の季年、勤王家と稱する徒の、其意を以て勝手に追記せしものならんと、一筆に抹殺し去つた。大貳君の曾孫たる昌臧氏は之に反對して、イヤ眞物だと云つて居る。吾人は孰ちに團扇を揚げて好いか、ちよつとまごつくので、先づ預りにして、本書の末に一言辨ずるつもりてある。

## 〔七〕鴨川の水馬

こゝにもう一つ、加茂川の水馬と云つて、佐々木、梶原、宇治川の先陣爭ひか、明智左馬助琵琶湖の乘切か、又は阿部豐後守隅田川の功名かと云ふやうな話がある。先づ蒲鉾臺に張扇でも擔ぎ出さねば、話の調子が取れぬほど勇しい事て、其由來を尋ねると寶暦八年五月二十九日、其以前より霖雨のため、加茂川の大洪水。それを見物するので、高野隆古、西洞院時

名、三室戸光村、下冷泉爲泰、勘解由小路資望、高倉永秀、東久世通積、諸卿が新三本木の貸坐敷に參會した。竹内式部も之に加はつて居たが、此新三本木は、妓樓旗亭の在るところで、平生殿上人などが往くべき場所柄でない。然るに人の師範とも云はるゝ式部が、門下の朝臣と、此處に會飲するとは、不都合千萬といふので式部が追放に處せらるゝ罪を構成する一條件となつたが、此水見物のとき、諸卿が馬に騎り、滾々滔々たる濁浪を事ともせず、西の岸より東の岸へ渡し、又引返したといふことである宙齋記は之を誇張して云ふ「中院殿曰く、治承の足利、元暦の佐々木は、宇治川を渡つて名を揚げしも、耳にあつて未だ眼に見ず、今鴨川の出水、宇治天龍は減せず、我儕馬術手練の試み、尤も此時にありと、滿座血氣の人々同意して馬を馳せ、河川を望む、川幅一町餘泥水渺々尤も恐るべし（中略）名譽の雲客手綱を操り、馬首に擲上し、或は浮び或は沈み、斜に東岸に乘上げ、一息の後、又歸り渡り。遂に障難なく、西岸に乘上げ、高綱、景季今尚

存するの由、高言自負す。是れ謹愼を忘るゝの致すところなり。諸司代松平右京大夫に驚き、所々細作を出し、巨細を武門に告げしむ」と諸家の日記、加茂川物語などと云ふ書にも、之に似寄りたることを書いてあるから絶無とは斷言出來ないが、其人々の名は互に異同がある。

此鴨川一件と共に當時風說の喧しいのは、竹内式部が門下の堂上方へ軍學武藝を指南し、德大寺公城、中院通維二卿に緋威の鎧を、又烏丸光胤卿に弓矢百梃を調進したと云ふことである。それやこれやの風說で式部は遂に幕吏の鞫問を受くる事となつたのである。

## 〔八〕式部の鞫問

式部が幕吏の召喚を受けたのは、寶暦八年六月二十八日が最初で掛りの役人は、小林伊豫守春郷松前筑前守俊廣の兩町奉行先堂上方に軍學指南、武器調進の件から調べ初めた。それから二十九日、晦日、七月に入つて、朔日、三日、四日、二十二日、二十三日と、都合八度の出廷を命ぜられ其翌

二十四日大小上下を取上げられて、其子主計(十五歳)と共に揚り屋入となつた。次で其年の十一月二十七日まで二十六回の出廷で、漸く局を結んだが、折しも所司代松平輝高が老中に轉じて、其後任は井上河内守利容(後に正經)十二月に着京した。而して翌年五月六日に漸く追放に處せらたのである。在獄二百四十八日、最初出廷を命ぜられた日より起算すれば殆んど一ヶ年に亘る大疑獄であつた。

式部自書の吟味次第によりて、役人と問答の模樣を見れば、泣くべく怒るべく笑ふべき事が澤山ある、元來これと取とめた罪狀はなく、たゞ風說を根據としての裁判であるから、所司代奉行も、其罪を構成するに頗る骨の折れた事であらう。然し關白大臣の依頼によつて、何とか巧く罪狀を拵へ、式部を京都以外の土地に放逐し、門下の殿上人との關係を絕たねば、安心が出來ぬと云ふので、種々に工夫したものらしい。所謂舞文羅織といふのは此事で、罪のないものを罪に陷さうと云ふのだから、中々

仕事がむづかしい。

中に随分振つた滑稽がある。式部が何か兵書を持つて居るだらうと、家探しをした時に、子息主計の稽古本に使つた靖獻遺言を取上げ、見ると孔明出師表のところに、主計が八陣の圖の惡戲書をしてある。さアこれを見るより幕吏は軍書だらうと云つて、大に式部を虐めた。

*　　　*　　　*　　　*　　　*

式部が講義した日本紀神代卷の聞書に就て訊問したとき、當惑の體を式部は記して云ふ、

所司代、兩町奉行共一向盲目人と相見へ、右の聞書、別して神道の事は、讀兼候體に相見へ云々

と、これは聞書、所謂講義筆記で假名交りに左程むづかしいものでない。所司代も奉行もそれを讀みかねたと云へば、其無學推して知るべしだ。

殊に右京大夫輝高は、智惠伊豆と云はれた松平信綱の孫に當り、諸侯中

の英才として所司代に擧られたものであるが、式部の目から見れば一向の盲目であつた。

それから『神代卷の講義の折、禮樂征伐諸侯より出れば、則ち十世にし衰へざるは少しと云ふことを云つたか』と、輝高が式部に尋ねた。式部が左樣申したと云へば『それは不都合ぢや、今關東は十代の將軍、それをも憚らず十世にして衰へざるは少しなぞ、無遠慮の申條ではないか』とのお叱りだ。そこで式部が『論語の文句を取つたので、別に差支へはなからうと思ひます』と云へば、『論語の講釋をするときは宜しい、が神書の講義には不都合だ』と、何ちが不都合か、今から見れば、捧腹絶倒の滑稽である。それでも當時の輝高は大汗を流して、餘程名論を吐いたつもりで居たらう。

* * * * * *

靖獻遺言を軍書と心得て、段々訊問の末、見ても讀めぬ故、式部に講義を

させ、大略書中の容子も解つたところで『成程忠義の人々の事を書いたものだ、然し堂上方には先以て急務にもあらざる斯かるハゲシキ書を講ずるは何か企てがあるだらう』と云ふ尋ねてあつた。靖献遺言をハゲシキ書とは名評であるが、忠義の事を書いたものは堂上方に不必要とは可笑い、其癖當時の武士は、忠義々々をお念佛のやうに唱へて有難がつて居たが、朝廷には要らぬといふ。將軍には忠義を盡すべきだが、天子に對しては不忠義でも好いと云ふことか。

* * * * * *

三十餘回の裁判の大半は、式部に書籍の講釋をさせて居たので、所司代も町奉行も餘程學問をしたであらう。考へて見れば暢氣な裁判であつた

式部が此の如き大事に處して、爽然驚かず、飽まで愼重の態度を守り、激せず、抗せず而も一片耿々の精神、動作の間に現はれて、幕吏に敬憚せら

るゝところは。實に大丈夫と云ふべきものである。

*　　*　　*　　*　　*　　*

然し式部も、中々人が惡い。盲目人の所司代や奉行に、ちよい〳〵揶揄つて氣を揉せるところが綽々として餘裕があつたやうに見える。『其方常に、今の天下は眞の太平にあらずと申したる由、此の如き太平の御治世を何故左樣に申したか』と尋ねられた。通常なら。左樣の儀は毛頭覺えなしと云つても云ひ譯になるところだが、式部は平氣で『全く太平でないから太平でないと申しました』と云つたので役人は血相を變へた。そこで式部は『堯舜の聖代も九年の洪水治まらざるうちは誠の太平とは申されぬ、誠の太平とは一人の乞食、一人の訴訟人もない世の中で、大學の至善に止まるといふも、此處を指すので御座る』とこれで役人もギャフン。

*　　*　　*　　*　　*　　*

時には正論讜議、其本領を現はし、所司代奉行其他無學文盲の幕吏をして肅然襟を正さしむることもあつた。前記日本記神代卷の聞書中、王を尊び覇を賤み、當時の世を憤ほる意味があるより、奉行は『今の天下は危き天下と思ふか、其方心底を申し上げよ』と云つたとき、式部は毅然として『成程危き世の中で御座る、尤も此書講義の節は愼しみて左程口外致さなんだが、今日此決斷所に於て、私の心底をお尋ね下されては僞りは申さぬ、全く危き天下に相違御座らぬ』と云ひ放つた。此時の事を式部は記して、

奉行衆より暫く詞も之無く相詰り候、公事役人皆々色を失ひ候體に相見え申し候。

とある。幕吏は一時其膽を奪はれたものと見える。又式部は其心底を記して云ふ、

此講義露見の上、此の如く強て尋ねられ候へば決して私に罪を附け

申さず候ては、相濟ざる樣子ゆゑ、何にても罪を附け候事覺悟仕候ゆゑ、一向流罪と見極め道に疵の附かぬ樣返答仕るべくと覺悟相極め申候、

と嗚呼『道に疵の付かぬ樣返答仕るべく覺悟相極め申候』と此一言は彼が鐵石の如き精神から發して、悲壯慷慨鬼神をも泣かしむべきものである。至誠の動くところ、豚魚も感ぜしむで、其道に殉ずる心の言動に現はるるや、幕吏も屏息して色を失つた。暫くあつて、何故危きかと尋ねられ

何故とは存ぜねど、聖人の語に、天下道無ければ則ち禮樂征伐諸侯より出づ、諸侯より出れば則ち十世にして衰へざるは少しと、只今關東より政事出れば、諸侯より出ると申すもの、されば危しとより外は申し上げやうは無い、私は儒者の事ゆゑ、聖人が衰ふと仰せ置かれた語を取り、危しと申し上るので御座る、

と此處尊王斥覇の大本領を發揮して氣焔萬丈當るべからざる勢ひである。奉行は又重ねて『天下に限らず、一國といへども、一人にて治るものでない、家老あり用人あり、主人に代つて治むるではないか。されば關東に於て天子に代り、政務を執行ふも、何の仔細かあらん』と云へば、式部は屈せず。

勿論關東に於て、一條々々京都三公に御相談あつて、御政事を行へば宜しいが、左樣の儀も相見へず、尤も些細の事、閫外の儀は別として、大事は三公へ御相談の上、勅命を承はり取行へば、禮樂征伐天子より出ると申すべきもので、危きも安かに相成る道理で御座らう。

と言々肺腑より出て、謹嚴なる語調を以て論じたので、奉行始め成程と合點した容子であつた。式部も『此儀役人衆も甚だ感じ入り』と附記して置いた。若し幕府をして式部の議論を容れ、國家の大事は必ず之を朝廷に奏して、政務を執行ふ例を開いたならば、安政以後のやうな内亂

も起らず、幕府は今日に至るも存立して居たかも知れぬ。此點から云へば式部は幕府のためにも忠臣である。公武合體などゝ後に騒ぎ廻つたものもあつたが、式部の此議論は、公武合體論として、最も當を得たもの、である。然し當時にあつては、容易ならぬ議で、若し此事が關東へ聞えたならば、式部は到底追放位では濟まぬ。磔殺までと往かないでも死罪の價値は確にあつた。だが所司代、町奉行共式部の至誠に動かされたものと見え、此事は關東へ秘密にして置いた。一體輝高の處置は比較的寛大で、關白大臣の依頼さへ無ければ、式部を放免したかも知れぬ。それと云ふも式部の人物に對し、暗に敬服して居た爲であらう。

* * * * * *

さて其罪狀はと云へば、

一　德大寺殿家來竹内式部、生國越後國當年四十八歳、堂上方神道の御家有之候處、神書講談御望なされ候節、一應は辭退致し候樣、相聞え

候へども、幾度仰せ付られ候とも、辭退致すべきところ、其義なく、講談致し候且儒書相講じ候はゞ、四書五經等のみ講ずべきの處、靖献遺言等を講書致し、且堂上方、三本木御參集の節、御座に連り候段、全體敎へ方宜からず候に付、武藏、相模、上野、下野、上總、下總、安房、常陸、山城、大和、攝津、和泉、肥前、東海道筋、木曾海道筋、丹波、近江、河內、駿河、甲斐、越後等追放申付候者也、

と。右によりて如何なる點が罪を構成した原因かと調べて見れば、

一 堂上方には吉田、白川など云ふ神道傳授の家があるに、地下の者として神道を講じた事。

一 儒書は四書五經等にて澤山のところ、靖獻遺言などを云ふものを講じた事。

一 三本木は場所柄甚だ宜しからず、堂上方の立寄るべき處でないにも拘はらず師範たる身を以て堂上方と此處に會飮したのは、平

生の教へ方が良くない事。

此三ヶ條に過ぎない。此外町預けでまだ入獄しないうち、德大寺公城卿が、諸太夫淡川筑後守を見舞として遣はしたので、式部は面會したところ、たとへ主人の使たりとも、吟味中の身を以て對面するとは、公儀を輕しめた致し方とあつて、口書を取られたが、それは罪にならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

次に子息主計の方の罪狀申し渡しは。

一　竹內主計當年十五歲、其方義差たる罪條も無之候へども、父教方宜しからざる段、經學も仕り候者心付ず候段、不念に候に付京都洛中住居御構申付る者也

とあつて後は立ませいの一聲に、父子は白洲を退き、控所で暫く休息。役人が帶と下帶を携へて來て取換させ、駕に乘せて送り出し、大阪の方へ參るか、大津の方かと云ふ尋ねて、西の方へ願ひますと云へば、西院村式

部の門人が住んで居る邸の前の茶屋まで乘せて來て上下と大小、傘一本に錢五百文づゝを添へて父子に與へ、鼻紙袋、印籠、煙草入、煙管等、入獄以前身に付けて居たものは悉く渡して役人は元の路へ引返した。同日式部の邸へも目付同心出張して、缺所の處分を爲し、妻と子息の道具衣類は下げ渡したが、式部の物は悉皆取上げ、町內預けさして一卷の書籍も與へなかつた。

其後式部は伊勢の國宇治郡今在家町の御師鵜飼又太夫の許へ落著いて其名も正庵と改めた。

* * * * * *

嗚呼、式部、王室の式微を歎じて大義名分の上から、正論讜議して社稷の中興を冀圖し、爲めに身は囹圄に苦み、果は天涯漂泊の身となつた。志士の末路ほど世に悲しむべきものはない。

# 第三章　修養及び交際

## 〔一〕研究の範圍

寶暦事件の當時山縣柳莊卽ち大貳君は江戸八町堀長澤町に家塾を開いて、數多の門弟に先生々々と侍かれ、儒書兵書の講義を授けて居た其以前四谷坂町に住居したと云ふが、何時頃の事であつたか、今は詳しく分らぬ。

大貳の學德稍世に知らるゝに及んで、入門の子弟日に増して多く、諸藩士又は處士僧侶など、我も〳〵と敎を乞ふ中にも特に屢々出入するのは織田美濃守の家來津田頼母柘植源四郎、松平伊豆守家來福島傳藏、土屋越前守元家來澤田文治、永井飛驒守家來市川清藏、阿部伊豫守家來今村彈次、内藤源五郎、茂上六彌、水野壹岐守家來吉見長左衞門、上州小幡村崇福寺の隱居梅叟、南鍛冶町二丁目に寓居せる禪僧靈宗などであつた。

大貳君の學問は、儒學が第一の本領であるが、其師の五味釜川は太宰春臺より敎を受けて、徂徠派の系統を引いて、古學と稱するものである。又一方の師たる加賀美櫻塢は三宅尙齋に就て儒書の講義を受けたと云ふから、朱子學であるが、櫻塢は神道卽ち皇典研究が其本領で、儒學は主とするところでない。加ふるに尙齋の朱子學は、闇齋から傳へられて、普通の朱子學に比すれば餘程毛色が異つて居る。又垂加流の神道を修めたと云ふが、之を大貳君に傳へたかどうかは疑問である。

要するに大貳君は、五味と加賀美、二人を師として、何れより受けた部分が多いかと云へば、釜川の薰陶のはうが大いに與つて力あるやうに思はれる。其著述を見ても、純乎たる儒者の文章で、漢學の素養は極めて深い。此點に至つては櫻塢に勝ること數等である。試みに櫻塢の神學指要と、柳子新論を比較して讀んで見れば、其修辭上の智識は同日の談でない。たゞ其思想家として評すれば、王を尊び覇を賤むところ、櫻塢氏の提

撕に頼るものが多いだらう。

尤も釜川は寶暦四年三十七歳で歿し、大貳君は其時漸く三十歳に達したばかりだが、其後五年を經て、寶暦事件の當時、柳子新論の如き立派の文章を書いたとすれば、三十歳以前に於て既に十分の修養を積んだものであらう。

それて大貳君の師はと云へば、誰しも第一に櫻塢を擧げ、其學問は悉く櫻塢の指教に由る如く思つて居るが却てそれ以外に力を得るところが多い。

されば吾人は大貳君の本領を以て、儒學者と斷定する。其兵書を講じたのは、江戸時代の初より、儒者は大抵兵書を兼修めたもので、徂徠又は、山鹿素行、新井白石の如き皆それで林羅山すら吳子抄、司馬法抄、尉繚子抄なぞ云ふ著書がある。當時人の師となれば、門下の子弟は大概武家であるから、時勢の必要上七書の如きものも研究せねばならぬ。

それから天文即ち星學の如きも、兵書に伴ふて必要である。孫子に『一に曰く道、二に曰く天』『天とは陰陽寒暑時制なり』とある。此天は干支及び星の運行を考へて、吉凶禍福を占ふもので、将たるもの丶知らざるべからざるものとしてあつた。大貳君が天文律暦の事に精しいのも之がためである。

其他大貳君は琴譜を研究して琴學發揮を著はしたが、これは禮樂を以て天下を治むる第一の具とする儒者の思想から來たものである。

兎に角大貳君の頭腦は、非凡のもので、其研究範圍は極めて廣い。而も精力の絶倫、識見の超邁は徳川三百年間有數のもので、彼の新井白石以來一人と云つても宜からう。若し此人にして、六十七十の齢を重ねたなら、海内第一の儒宗として、崇拜せられたてあらう。

## 〔二〕竹内式部と大貳君

式部と大貳君は如何なる關係より明和の疑獄に連坐したか、此問題の

解決は、他の歴史にも大關係を及ぼすものであるが、今日のところまだ確乎たる證據が上らぬ。

明和風土記、藤竹武藏鐙などいふ俗書によれば、二人相會して、倒幕の評議を凝したといふが、これは齊東野人の語として採るに足らぬ。

加賀美櫻塢が獄を出てゝ勝沼に至つたとき宅間平之丞、關野儀右衛門二人宛に送つた手書中にも『竹內式部只今は醫者と成、幸庵と申し候、是も大貳と知人の由、訴人の者共申、被召捕候所、一向互に存不申ものにて、さして御吟味も無之云々』(全文後に出す)とあるより考へても、式部と大貳君とは、明和事件以前に於て一面の識も無きものと斷定して宜からう。されば式部の正庵に對する罪狀申渡書にも『大貳右門儀も反逆にては無之、其方儀右兩人知人にも無之、旁疑はしき筋も無之』とあるのだ。

果して然りとすれば、寶曆事件の竹內と明和事件の大貳君とは、何等の

關係もないやうだが、其思想は共に勤王を主義として、前後呼應する氣味がある。

そこで二人の學問性行を比較して見ると、式部は專ら垂加流を奉ずる神道儒者で、奥行は深いが間口は極めて狹く、大貳君は間口の廣い(勿論奥行も深いが)多才多藝の人であつた。

されば同じ勤王主義でも、式部は皇典研究の上から練り上げた思想であるが、大貳君は政治的方面から推究して議論を立てゝ居る。

其性行を對照して見ると、式部は謹厚方正の君子で、智識よりは德行を以て勝つた人、大貳君は稍英雄的の氣質を帶び、其多能多藝は才子肌とも見える、と云つて其德行は式部に劣つて居たとも云れないが、飽まで愼重の態度を守つて、容易に其情を動さぬところは、式部の特長で寶曆に於ける再度の糺問にも、遂に巧く云ひ拔け、生命を奪れなかつたのは偏にこれに賴るので、自書の吟味次第を讀んでも、其一斑が窺はれるが

大貳君はどうであつたらうか、明和事件に於ける斷獄の模樣は、別に之を知る記錄がないから、單に想像であるが、幕吏に對して、情激し血の熱するときは、幕府が朝廷に對する不臣の罪を忌憚なく、論じたものであらう。殊に藤井右門に至つては、一層熱烈なる壯士的人物で、將軍を始め幕廷の有司を罵り、爲めに大貳君より一層重い梟首の刑に處せられたものと見える。

## 〔二〕藤井右門と大貳君

藤井右門が大貳君の許へ尋ねて來たのは、何れ寶曆事件後である。明和風土記などでは、右門は先甲州の龍王新町なる大貳君の兄齋宮の家に來り、其紹介によつて、江戶の大貳君の許に落着いたとしてあるが、事實如何であつたか、確かにそれと知るべき記錄がない。

右門は武藝に長じ、卜筮を善くして、愚民の尊信を得、或ひは當時に所謂妖術を行つたとも傳へられて居るが、天草四郞、由井正雪等謀叛人に妖

術は附物で、取るに足らぬ説ではあるが、右門自ら大言壯語して、人を煙に捲くやうなことがあつたか知れぬ。

蒲生君平の著はせる解寃夜話に、

大神の定之藤井右門と稱す、素より文にあらず、武にあらず、唯和歌を以て稱せらるゝのみ、

と記し、又柳公園主人と云ふ名にて記せる辨疑錄にも、

右門は伏見親王の臣なるが、元來放蕩にて、親王の邸を出奔し、江戸に來り住せり、文にもあらず、武にもあらず云々

とあつて、餘り評判が宜しくない、然し其經歷は富山藩主前田正甫の庶子民部正寛の義子として、伊東東涯に從學し、劍道を金森家の染谷正勝に學び、正親町三條家の諸大夫となり、從五位下大和守に任官し、皇統嗟談を著はして、王室の式微を慨いたと云ふから、勤王家として立派の者で、殊に寶曆事件にも關係の一人、竹内式部が再度の訊問を受ける際、京都

を去つて其跡を晦ましたほどのもので、解寃夜話や、辨疑錄に書いてあるやうな非文非武の放蕩漢でもあるまいが、其性質は沈毅事を愼む人でないらしい。されば慷慨悲歌の餘り、躁進の弊があつて、往々過激に渉り、一人も多く同志を得やうとして、人物を擇ばず、大事を打明けたものであらう。又倒幕の企てと稱して、內々其手配をしたのも、此右門が首謀で、式部や大貳君は與り知らぬ事が多かつたと思はれる。明和の疑獄も大貳君の門下卽ち同志と稱せらるゝ者の中の誣告によつて、破綻の小口を開いた、所謂汎交人を擇ばぬためて、其罪の大半は右門が負はねばならぬ。

右門が金森家の染谷に劍法を學んだ事は前に記したが、金森家の藩士中他にも交際があつた。右門の自記と稱する寶曆一紀事に『奧村兵部、前田民部、金森熊藏率ゐ彥根城に被向』と手配が書いてあるが、其金森熊藏と云ふは、金森家の重臣で、右門と同志の人であつた。金森家と云ふ

のは、濃州八幡の金森式部少輔頼錦の事であるが、寶曆事件の落着した年の九月に、城地を沒收せられて廢藩となつた。これには種々込み入つた事情もあつて、老中若年寄まで連累のため、失職したものもあつたが、所置其當を得ないと云ふ輿論で、講釋師の馬場文耕と云ふものは『平假名森の雫』と題する一冊子を綴り、其顛末を述べ、幕府の失政を誹謗したゝめ、其年十二月二十五日引廻しの上梟首となつた。泥田沼と云はれた田沼主殿頭意次が諸侯の列に加へられたも此年で、幕府は群少輩進、君子跡を遠くと云ふ光景。民心既に倦んで、改革を冀ふ不平連が諸藩にあつた。それで右門のやうな悲歌慷慨の士は、同氣相求め、交際も極めて廣い。大貳君も其意氣の壯と、多く諸藩の人物を知つて居るを喜んだものと見ゑる。

宙齋記には、右門の前名を政之助と云つて、諏訪良房が豫め事の成り難きを察し、政之助に兵法の秘密を口傳して、早く出奔せしむ。故に式部と

の關係を晃るゝ由を、例の講談的筆法で記してあるが、これは信用出來ぬ。右門の素性は猶後に記す）

何れにしても右門は、寶曆事件にも明和事件にも關係して式部と大貳君とを結び合せた。若し右門が居ぬものとすれば、明和事件は發生せずに終つたか知れぬ。

## 〔四〕吉田玄蕃と大貳君

吉田玄蕃は織田信濃守信邦に事へて、家老職に登庸せられ、弊政を釐革して、賦税を輕くし、士民の輿望を博した賢大夫であつた。殊に文學兵法を講じて、良師友を求むるの結果、大貳君と交際するに至つたのである。

此織田家の系圖を調べて見ると、右大臣信長より、信雄、信良、信昌、信久、信就、信爲信富と續いて上州甘樂郡小幡村二萬石の小藩であるが、代々從四位侍從に任ぜられ、門閥を以て誇たものだ。信富に世嗣の男子がないところから、兄數馬信乘の女を養女とし、之に分家對馬守信秀の三男を

配して相續させたのが美濃守信邦である。對馬守信榮の祖先は信雄の二男高長から出て、長政、信明、信榮と祖孫三代二千七百石の高家衆これも代々從四位侍從として威張つたものだ。

さて信邦は本家を相續して、まだ齢は弱いが頗る聰明の性質で、學問を好むところから、學問好の吉田玄蕃を寵用して、家老の上席に据えた。玄蕃も其知遇に感じて、ます〳〵勤務に勵み居るうち、松原郡太夫と云へる用人、玄蕃が上下の人望を負ひて、評判の良きを妬み、何か落度あれかしと待構へ、遂に大貳が謀叛を企てる容子があると聞き込み玄蕃も其一味なりと讒を構へた、明和の疑獄が起つたのである。

尤も玄蕃の父某は和歌を好み、皇典を硏究して、京都の公家にも交際を求めた人で、自然王室を尊ぶ心も厚かつた。其子と生れた玄蕃も、家庭の敎によつて、和學の素養もあつたといふから、勤王家の大貳君とは、意氣投合して良い談敵であつたらう。兎に角、明和の疑獄に就ては、此吉田玄

蕃が大關係を有して居た。
玄蕃の同僚としては、津田賴母と云ふ七十餘歲の國家老が居た。然し齡が齡で、一向何も與り知る筈がないが、連坐して重追放に處せられた。是等は實に氣の毒であつた。
玄蕃の關係から、明和事件に引出された織田家の家來もまだ澤山あるが、後の頁に讓らう。
其他大貳君の交際した人は甚だ多いが、こゝには略して、たゞ以上大關係のある人々を列擧して、明和事件の眞相を知る便りとするのである

# 第四章　本領

## （一）柳子新論

大貳君の著述、柳子新論は、其條理暢達にして、修辭の高古。單に文章の上から觀ても、近くは陳龍川、蘇東坡に比すべく、遠くは西漢に遡り、賈誼にも劣ないものである。論策體としては德川三百年唯一の者で、賴山陽の通議などは、到底比較にならぬ。それでも世の中は盲ばかりで、山陽と云へば大層文章の巧手な人のやうに思つて、柳子新論の文章を褒める人がない。もし吾人の云ふことが虛言と思ふなら、蘇陳の論策、賈誼の上書を熟讀玩味して、それから柳子新論、と山陽の通議とを比較して讀んで見たまへ。必ず成程と合點するに相違ない。

それから議論の趣意に至つては、通議と新論はます〳〵甚しい懸隔がある。山陽のはうは其時代に於てさへ、實用に適しない書生論が多いが

大貳君のはうは幕府の秕政を剴切に批評したばかりでなく、今日に至つても爲政者をして猛省せしむるものである。

柳子新論は寶曆九年卽ち京都に於て勤王派の諸卿が黜けられ、竹內式部が追放せられた年に著はしたものだ。或は此事件を聞いて心に憤慨するところがあつたゝめではなからうか。

其書十三篇、正名、得一、人文、大體、文武、天民、編民、勸士、安民、守業、通貨、利害、富强の目を立てゝ、總字數一萬四千七百十六。簡淨明白を主として、一冗句無く論旨正大にして名分を明かにするところ、今日は勿論百世に亘つて、易ふべからざるものがある。

論旨の多くは當時の幕政に觸るゝところがあるので、柳子なるものが作つた古書に托し、左の如き序文を添へた。

駒嶽の陽、巓水の曲、吾家之に居ること六世、享保の初數水害を被り、修築及ばず、因て其宅を移し、故地に植るに菽麥を以てす、畝間偶一石函

を獲、中に錢刀を藏す、皆元明以上鑄る所のものなり、函底一古書あり題して柳子新論と曰ふ、腐爛の餘、披閲に便ならず、先人乃ち一本を謄寫す凡十三篇、當時既に校定を歷るものなりと云ふ、後二十餘歲、先人沒す、余得て之を讀むに、其言政體の可否を論ず聞取るべきものあり、亦憤勵の語多し、意ふに中葉以降の作か、其耶蘇教幾何の類を斥くるを觀れば蓋し亦織田氏の時に在るか。

と眞面目で、しらばくれて居る。

さて第一の正名篇は、名の正さゞるべからざるを論して、先づ神皇基を肇めてより緝熙穆々、衣冠禮樂の盛を說き、次に慷慨一番、

保平の際に至りて朝政漸く衰へ、壽治の亂、遂に東夷に移り、萬機の事一切武斷、陪臣權を專らにして、廢立其私に出づ、此時に當りて先王の禮樂蔑焉として地を拂へり、室町氏繼て興り、武威益盛にして、名は將相と稱するも、實は南面の位を僭す。

と北條、足利二氏の跋扈と王室の式微を概論し、

豪傑交起りて、各一方に據り龍驤虎奔、相奪ひ相害して窮已あるなし、姦賊事を謀り、戎蠻是簒ひて、首に巾帽無く、衣に領袖無く、驕傲なるものの德を稱せられ、暴逆なるもの功に伐ると。

戰國時代亂離の態を寫し、而して名敎の由るべきものなきに論及し、官制の紊亂殊に甚しきを說く、是れ名を正さゞるべからざるの第一である。

夫文は以て常を守り、武は以て變に處するもの古今の通途にして天下の達道なり、如今官に文武の別無く則ち變に處するものを以て常を守らしむ固より其所にあらざるなり云々

と卽ち民部、治部、圖書、內藏の如き文官の名を冒しながら、武人の職を掌り、音律を知らざる雅樂頭あれば、足一たびも宮中に入らざる宮內太輔もある官制悉く其實を失ふて其名を濫にし、東奥の一隅を守る越中守

もあれば、西陲の一諸侯にして飛騨の守と稱するもある。甚しきは尺寸の封を有せずして山城守、大和守などの虚名を擁して居る。征夷大將軍、何々大臣も大納言、中納言も共に朝廷の公卿として、官職に上下の差こそあれ、同僚たるべき筈であるが、一は君として生殺與奪の權を恣まゝにし、一は之に臣屬して唯々諾々、所謂冠履顚倒、尊卑の序を失ふものである。其妄濫の極、

乃ち士庶人職なき者に至るまで、亦皆妄に內外の官號を犯し、兵衞、衞門、助丞の類、農工商賈奚奴、輿隷の卑しきより、戲子、雜戶、丐兒、非人の賤しきに及ぶまで、每々必ず、是に於てす、

と云ふ有樣で、戲曲を演じ、人に錢を乞ふものも播摩大椽、攝津大椽等の官名を冒して居た。そこで

夫れ律の法あるや、官を私し官を犯す者は皆罪赦す無し、若今法を以て之を糾さば、天下幾ど遺民なからん。

と痛論したところは、實に卓識である。これによりて回想すれば、明治維新の初政も、大貳君の議論と同一で、先づ官名を正し、新官制を設くると共に、民間に於て衞門、兵衞、守、介の如き舊官名の文字をも通稱とすることを禁じた。所謂正名は政を始むる第一着手として欠くべからざるものである。

幕府時代官名濫用の弊は、今日に及んで猶止まず、何々中納言と名乘る浪華節語りもあるが、新官名の何々大臣、何府縣知事、何々局長を冒稱するものはない。若し有りとすれば、瘋癲か、さもなければ官名詐稱の罪に問はるゝてあらう處が、幕府時代は上諸侯より下匹夫に至るまで官名詐稱でないものは少い。大貳君が、法を以て之を糾さば、天下幾ど遺民なからんと喝破したのは實に道理てある。

それから殿樣、御、候、仕、致等の文字を用ゐ、異樣の文體、徒らに繁文褥禮の弊を生ずることを說き。

髮を簡みて櫛り、米を數へて炊ぐ、

と罵倒したところは、豫め明治の今日あるを知つて論じたやうである

次に孔子の言を引て曰く

名立ざれば則ち言順はず、言順はざれば則ち事成らず、事成らざれば則ち禮樂興らず、禮樂興らざれば則ち刑罰中らず、刑罰中らざれば則ち民手足を措く所なし。

と夫官制の名を正せば、君臣の分を明かにせざるべからず、君臣の分を明かにすれば、幕府は天子に事へて恭順の意を致さねばならぬ、是れ尊王の大義を說明するため正名を卷首に掲げた所以である。所謂

白龍水を失ふて制を小魚に受く

るも、名の正しからざる餘弊より生じたもので、大貳君の着眼は如何にも高い。

* * * * * *

第二の得一篇は、尊王主義の根本理を說いたもので、先づ、

天は一を得て以て清く、地は一を得て以て寧く、王侯は一を得て以て天下の貞となす……天に二日なし民に二王なく、忠臣は二君に事へず、烈女は二夫に觸れず……衰亂の國は君臣其志を二にし、祿位其本を二とす、故に名を好む者は彼に從ひ、利を好む者は是に從ひ、名利相屬せずして情慾分る、

と天下の理の一に屬して二に分つべからざるを述べ、幕府は侯伯士大夫に利祿を與ふることを得るも、爵位を與ふること能はず、朝廷は爵位を與ふることを得るも、利祿を與ふること能はず、所謂祿位其本を二にするもので、衰邦、亂國の狀態であると喝破した。竹內式部が今の天下は太平の天下にあらずと論じた趣意も同一で、利祿を掌る君（幕府）と爵位を掌る君（朝廷）と、一國の中に二人の君主があることを說き、之を一に歸せしめねば、國としての體裁を爲さぬと云ふことである。今の帝國憲法

にも官吏の黜陟位階勳章の與奪は擧げて、國家の元首一人の統轄に屬してあるが、若し國家に二人の元首があつて、一は官吏の黜陟を掌り、一は位階勳章の與奪を掌り、利祿、名譽の源泉が二つに分れたら如何であらう、一人の身體に首が二つあるやうなもので妖怪である。ところが幕府時代の日本は、確かに妖怪の如き國であつた。されば大貳君の議論は帝國憲法の基礎を成したと云つても差支へなからう。

幕府時代には事實上國家に二人の君主即ち元首があるために、生ずるところの不都合は甚だ多かつた。

例へば水戸の光圀卿は大日本史を編纂し又湊川に楠公の碑を建てて勤王主義を皷吹したが、幕府に對しては、將來これが一の致命傷となつて倒れた。幕末に及んで、水戸は幕府の親藩でありながら、互に讐敵視して紛爭の絕えなかつたも、此處の道理から來て居る。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならずとは小松内府の繰言である

が幕府時代の侯伯士大夫は、幕府のために忠ならんと欲すれば朝廷に不忠、朝廷に忠ならんとすれば幕府に不忠となり、何れも其方向に迷ふた結果、元治、慶應の際は、二百六十餘藩中何處でも勤王佐幕の二黨派を生じて蜂の巣を打毀したやうな騷動を演じた。大貳君の慧眼は百餘年前に豫め之を知つて、

官制を復して以て其名を正し、禮樂を興して、以て其實を示し、君臣二なく、權勢一に歸す、

と云ふを以て、國家の長計と論定したものである。

* * * * * *

第三の人文篇は、禮樂の本を論じて、六經と相表裏するの名文で、幕府時代の禮樂衣冠、其制を失ふことを指斥して剴切明快、其末段に至つて、夫れ人の其富まんを欲するは其財あるを以てなり、人の其貴からんを欲するは其威儀あるを以てあり、若し其れ財之れ存せずば、何を以

て富むとせんや、即ち威儀之れ有るなくんば、亦何を以て貴しとせんや。

と論じたところは、言淺くして、意深く、彼の貴くして威儀なきものを警醒するに最も適當の言である。又當時諸侯伯の行列を形容して、騶從輿隷の屬、袞を褰げ衣を掲げ、臀腰掩はず、大に其手を掉し、高く其足を踏み、疾走威を示し、狂呼行を裝ふ。

と嘲罵した一段は、人をして噴飯絕倒せしむべしだ。是れ即ち江戸人の誇りとする大名行列であるが、今日外邦の人に示さば、蠻夷の風俗として笑はるゝであらう、否外人に笑はるゝを待たず大貳君の如き先覺者は百年以前既に其滑稽にして無作法なるを指笑して居たてはないか

* * * * * *

第四の大體篇は獨り幕政の當時に切實なるのみでなく、現今の世に於ても大に傾聽すべき議論である、先づ政を爲すの大體は、賢を進め不肖

を斥くるにあることを述べて、
今の政に從ふ者は、自ら其謀を出すこと能はず自ら其慮を發すること能はず、率ね先世の事に因循して、可と不可とを問ふことなく、輙ち曰く、故事のみ故事のみと、
有司の無能にして、徒らに故事の慣例に拘泥することを責め、
仲尼の言に曰く、殷は夏の禮に因り損益する所知るべし周は殷の禮に因る、損益する所知るべしと、禹湯は古の聖人なり夏殷は古の聖世なり猶且つ一切之に因れば則ち、行はれざる所あり
と舊套を墨守するの陋を指斥し、たとひ故事なり、慣例なり其不可なるものは改むべしと云ふところは、大貳君の進步的人物たる本領を窺ふことが出來る。されば末段にも、
士を擢で相となし、卒を拔んでゝ將となすも、則ち不可なるなし、

と人才黜陟の法は、賢愚によりて決すべく、門閥などに由るべからざることに論及して政治の大體は是が第一であることを示して居る。

中間賄賂によつて、吏人を進退する弊を論じて、

善く賄ふものは之を得、善く賄はざるものは之を失ふ、是を以て日に權貴の門に走り、屑々として唯幸を之求め、甚しきは其産を破り其家を傾け、俸祿給せずして妻孥を鬻ぐに至る。

と幕府當時の失政を罵つたところは、秋霜烈日の筆である。

貧者の萬善は、富人の一非に勝つこと能はず。

などに至りては、古今同一概と云ふべしだ。

* * * * * *

第五の文武篇は大權下移の根本より立論して云ふ。

政の關東に移るや、鄙人其威を奪ひ、陪臣其權を專らにし、爾來五百有餘年、人唯武を尙ぶを知つて、文を尙ぶを知らず、文を尙ばざるの弊、禮

樂並び壞れ、士は其鄙俗に勝へず、武を尙ぶの弊、刑罰孤行はれて、民其苛刻に勝へず、俗吏は乃ち謂ふ、文を用うるの迂は、武に任ずるの急なるに如かず、禮を爲すの難きは、刑を爲すの易きに如かず、古何ぞ以て稽ふるに足らん、道何ぞ以て學ぶに足らんと、是特に蠻夷の言のみ。

と之に接いで文武の偏すべからざるを說き、

夫官の文武を分つや、其の相兼ぬべからざるを以てなり、譬へば牛と馬との如し、馬能く遠きを致し、牛能く重きに任ず、性蓋し爾りとなす、若し馬をして重きに任じ、牛をして遠きに致さしめんか、皆其堪へざる所なり。

と幕府の當時、天下の文官悉く武人を以て之に任ずるの弊を痛論し、又其武人といふものも、太平に狃れて、遊惰安逸の弊を生じ、

甚しきものは終身一兵を執らず、而して手は柔荑の如く、顏は蕣花の如く、駕を俟て後行き、茵を俟て後坐し、假使ば其をして駿に騎り良を

執り、折衝の事に任せしめば、則ち股已に鞍に勝へず、指亦弦に勝へずと嘉永安政の際、外人來て、海內騷然、俄に防備の事を議する時に當り、幕吏の怯懦逡巡は、果して大貳君の云ひ置かれた如くてあつた。されば文にもあらず、武にもあらざる腰拔武士が天下の大政を執るので、阿諛諂佞、賄賂を以て仕進の第一捷徑とする有樣、大貳君等の志士が革新を冀ふも道理てあつた。

* * * * * *

第六の天民篇は、士農工商の分限を論じたもので、農を以て國の本とする儒教の舊思想てあるが、其當時に於ける士たるものゝ怠慢放恣を論ずる一段は隨分思ひ切て書いたものだ。

今の時に當りて、士氣大に衰へ、內に廉恥の心無く、外に匡救の功無く上は天職を廢し、下は人事を誤まり、孜々として商賈と利を爭ひ、農を妨げ工を傷ひ、殘害以て威と稱し、飽食煖衣、逸居以て德と稱し、日に其

粟を食み日に其器を用ひ、之に報ずる所以を知らず、驕奢俗を成し、身貧しく家乏しく、秩祿贍らずして、給を商賈に取り、假りて還さず、爭論並び起る、

と所謂武士たるもの丶狀態は、實に此の通りであつた。次に富商の驕侈農民の困苦を切論してあるが、其餘弊は明治の今日に及んでも、全く除去すること能はず、官吏の安逸、紳商の驕傲は、都鄙を通じて往々見る所である。されば官尊民卑黃金萬能の痼疾は容易に治癒らないで、風俗も之が爲に頽れ、紀綱も之が爲に亂れ、識者の痛歎すべきことが多い。大貳君をして今日に在らしめば、必ず此論を繰返すであらう。

* * * * *

第七の編民篇は、戶籍法を設けて、庶民をして堵に安んせしめ其亡命を防ぎ、盜賊を減ずる策を建てたものである。これも明治政府が第一に著手し、今日でも治民の術に於て、一日も忽にすべからざるものである。然

るに幕府時代の戸籍は那麼ものであつたらうか、二十年三十年に一度位、人別改め宗門改めなどゝ云ふことを行つて居たが、全く有名無實のもので、何の益にも立ぬ。乃で不良無賴の民は、動もすれば鄕里を出奔して、到るところ財を盜み人を殺すやうな惡事を働く。官に於て之を取押へ、吟味をするときも、其出生地を碌々調べず、上州無宿とか甲州無宿とか云へば、それで事は濟んでしまう。其のために無宿者と云へば、人が非常に恐れたものだ。大貳君は早くも、此處へ着眼して、

近世衰亂の後を承け。編伍法を失し、戸籍明かならず、十室の邑も尙相識らざるものあり、況や通邑大都をや、無賴の民、亡命破家の者、歲に千を以て數ふ。然して此を去り彼に居れば則ち知られざるなり。故に潛匿都下に在る者、或は終身追捕を免れ、還て安逸の人となり、僥倖にして業を起し、能く千金を致す者、亦多からずとせず。

と、又當時の俠客と稱する者を斥して、

山縣大貳

王公を輕蔑し、士人を威侮し、之を視ること嬰兒の如く、以て其貨財を竊み、以て其妻孥を掠め、詿誤以て智と稱し、劫略以て勇と稱し、徒を爲し黨を爲し、以て自ら名號を樹るに至り、官も制する能はざるところ法も罰する能はざるところ、還て之が力を假りて、他の盜賊を追捕し之が謀を用ゐて、他の暴逆を制し、則ち彼自ら其の官の爲にするを誇り愈益天下の民を侵侮す、奚ぞ知らん、其賊に兵を借し、盜に糧を齎すの比にあらざるを。歎ずべきの甚しきなり。

と所謂無賴の徒が、岡ッ引目明しなど唱へて、官威を借り、良民を虐るものは實に此の通りであつた。此弊は明治の聖代に及んでも、全く除去することが出來ないで、警視廳に於ても無賴の惡漢に委囑して盜賊其他の犯罪人を檢擧する便宜に供して居た。編者は嘗て當局者に對ひ、其不可を說いたことがあるが、當局者は却て編者の迂遠を笑ひ开は議論の上に於て立派だが、實際は行はれぬと斥けられた。然るに幾年も經ざる

うち、東京の各警察署は掏兒の大檢擧を斷行して漸く幕府當時よりの弊竇を摘抉した。所謂暴を以て暴を制し、盜を以て盜を捕ふるの法は、一時の便宜ではあらうが、永久に踏襲すべきものではない。乃て大貳君は之を切論したのである。而して之を根本的に防ぐには、民の亡命を防ぐにある。亡命を防ぐには戸籍を明かにせねばならぬ。編民論の必要はこゝにあつて、

宜しく編伍の制を復して戸籍の法を明かにし、毛を戴き齒を含むの屬をして上管するところあり、下由るところあらしむべし。

と說いてある。

* * * * * *

第八の勸士は倡優戲子の類が貴人の寵用を得て風俗を紊すに引替へ士人を奬勵するの道立たず、却て倡優戲子の榮進を羨み、其の輕佻浮薄を學ぶことを論じたものである。

第九の安民篇は、封建制度の弊害を擧げて云ふ。

今天下の諸侯、國其政を同うせず、人其俗を同うせず、而して不學無術の徒、目前の近利に徇ひ、經久の遠圖を忘れ、賦斂省かず、刑獄措かず、法令常なく、賞罰中を失ひ、則ち民の寧處に遑あらざる此を去りて彼に就き、彼を出でゝ、此に入り、恟々として唯免れんことを之求む。是を以て四方の國、亡命滅跡の者少からず、而して、土著の風變じ、群聚の俗起る、

と、これは封建制度に於て、免れざる病根で、之を矯正するには廢藩置縣より外に良策は無い。それから當時の酷刑を論じて、

磔梟火刑の如きに至りては、則ち蠻夷の爲す所、加之族滅を以てす、酷極れり。故に一家を燔けば、則ち身既に灰なり、一禽を殺せば則ち族頓に赤し、

と、彼のボアソナードが、刑法、治罪法を草定する時、我邦に從來酷刑の多きに驚いたといふ事は、著名の事實であるが、若し大貳君をして志を得せしめたならば、ボアソナードを待ずして、法律は略改正せられたであらう。然るに拷問廢止の事をボアソナードが主張したとき、元老院の議官連は、擧つて之に反對し、從來拷問があつてさへ、罪狀は容易に明かならざるものを、若し之を廢すれば、一切の罪人を鞠問するを廢するも可なりなど、暴論を吐くので、流石温厚のボアソナードも怫然として怒り、若し此議にして容れられずんば、斷然暇を乞ふて歸國せんとまで、手強く云はれて、議官連も澁々之に從つたことがある。當時の元老院議官と云へば、何れも明治の功臣で、多少事理を解して居る筈であるが、まだ恁麼狀態であつた。之に比すれば大貳君が百餘年前に出でゝ、磔梟火刑は蠻夷の所爲であると喝破した見識は、感服の至ではないか。

又追放、闕所など云ふ我邦特種の刑法に就ても、夫の放逐、削跡、籍沒の

如き、死一等を減ずるは則ち寛に似て、實は太だ酷なり、是唯割據の遺を承けて、苟且の策を立る者、要するに統一の制にあらず、即ち重罪過惡の者、左に逐れて右に入り、前に放れて後に居る。則ち之を懲すといへども、産なく業なく、其の身を如何ともすべからず、則ち竊盜刧掠、一に已むを得ざるに出づ、是奚ぞ其禍を除くに在らんや、假し其をして禁錮身を處く所無からしむるは、則ち絞斬即死の忘るゝが如きに若かず、

と其論旨から考へても、刑は其人を罪するばかりでなく、社會の安寧を保つ爲と云ふ、泰西の法律の根本理に適つて居る。眞理は世界共通ので、理に明かなるものから見れば、東西の區別はない。

君は斯く法律の上から、賞罰を明かにするを以て、安民の道と説いたのである。徒らに仁義々々と叫號する迂儒でもなければ、又專ら法に任じて刑を重んずる申韓一流の學者でもなく、能く其中庸を得たところが、

不世出の卓見家と稱すべきである。

* * * * * *

第十の守業、第十一の通貨、兩篇は其主張する農本論で、儒者の舊套なるを免れないが、天下の利を都會に吸收して、地方の民が其世業を棄て、末利を逐ふの弊を切論したものである。今日でも中央集權の制度に伴ふて、此弊はあるから、江戸の將軍が三百諸侯を頤で逐ひ使つて居たときは一層甚だしいものであつたらう。且其租稅を說くところは、君が經濟上の智識を窺ふことが出來る。

* * * * * *

第十二の利害篇には、天下の利を興し、天下の害を除くことを論じて居る利を興すものは禮樂と文物、害を除くものは政令と刑罰であるが、これまで論じた如く禮樂は亂れて、文物は浮華に流れ、一も天下の利を興すに足らぬ。又政令は名分既に亂れて、適從する所を知らず、刑罰は蠻夷の

殘虐を恣まゝにして、徒らに民を苦ましむるばかり、天下の害を除くどころか、却つて害を增すのである。乃で

我東方の政は、壽治の後吾取る無し。

と喝破して、武門政治を絶對的に拒絶し、王政復古の急務に歸着するのである。

* * * * * *

第十三の富强篇は、政を爲すの要、易の所謂上を損し下を益するの語によりて、民財を豐富にし、民力を休養するに在ることを論じたもので、若し然らざれば恃んで富强とするところも富强にあらず、

是時に當つて、英雄豪傑或は身を殺して仁を成し、或は民を率ゐて義を徇へ、忠信智勇の士、誘掖贊導して、以て天下を煽動すれば則ち饑者の食に就き、渇者の飮に就くが如く、奮然として起ち、靡然として從ひ、勢禦ぐべからざるあらん。

と論じた。嗚呼、大武君は民を率ゐて義を徇へんとしたものであるか。將身を殺して仁を成したものであるか。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

以上は新論の梗概であるが、大武君の本領は、全く此十三篇を以て説明するに餘りありだ。其の正論讜議、當局の忌諱を避けず、衰亂の世と慨し、蠻夷の習と罵り、有司の無能を責めたところは、憂國の至誠を披瀝する餘に出でたものであらうが、若し其生命を惜みて躊躇逡巡する者には、一言一句も吐き得べきものでない。されば此書を著す時に當つて、既に一死を覺悟して居たに相違ない。

此慷慨激越の著書に比すれば、甲府城の要害を説き、江戸城の燒討などを論じたのは、何でもない。君も此書によつて罪を得ることは豫め覺悟をして居たらうが、兒戲に等しい城攻の講釋位で、死刑に處せらるゝとは意外であつたらう。

たゞ當時幕府の有司には、此書を讀んで其忌諱に觸るゝ點を指摘するものが無かつた。湯島の聖堂は神を祀つたものか、佛を安置したものかと云ふ奇問を發する閣老があれば、否論語や孟子などゝ云ふ書物を書いた孔子とか申す唐の男ださうでと答へる若年寄が、天下の政務を執る世の中で、斯ういふ四角な文字ばかり集めたものは、玉篇か康熙字典と同一に見て居たであらう。尤も明治の今日になつても、大貳君を唯勤王家として知り、其經綸家たるの大本領を沒却するものが多い。吾人は之を遺憾として、世人が君の大本領を認識することを冀ふものである。然し柳子新論は、當時に於ても多少の學者に讀まれて居る。乃て第一に批評したのは、松宮主鈴といふ老儒者。主鈴は下野の人で名は俊仍、觀山と號し、夙に江戸に出で、程朱學を奉じ、國典にも通じて一家を成したものである。柳子新論の著された寶暦九年には既に七十四歳の高齢、大貳君よりは三十九歳の年長で、其後四年横地といふ醫者が大貳君のとこ

ろから私論の寫本を一冊主鈴の許へ持つて來たのである。主鈴も大貳君が自分の齡の半にも達かぬ壯年で、此著述を出したには大に驚歎した。然し老成家だけに、大貳君の前途を危み、且之を惜んで、其跋文に深謀遠圖、時弊に適中したものであるが、但惜むらくは兩都向背論に至つて大に然らざるものがあると云ふことを書いた。これに就て、大貳君と主鈴との論戰がちよつと面白い。

〔二〕兩都向背論

松宮主鈴が柳子新論の跋文は左の如きものであつた。

野人朝政を議するは、僭踰の罪ありと爲す。故に君子は愼む。官吏は治道に晦く尸位の謗を免れず。故に哲人は愧づ。是を以て學者の世を憂ふるもの政事を論ずることあれば、則ち或ひは異人に託言し、或ひは諸を古塚石函の中に得ると爲す。蓋し之を神にして、以て信を人に取り、之を奇にして以て價を加へんことを求むる者なり。焉を讀む者自

ら其非を曉るの益あり。而して焉を議する者、罪を其任に非るに被むるの憂なし。一は以て特智を賜ふの天眷を空うせず。一は以て君子身を守るの慮を失ふなし。一擧兩つながら之を得る者と謂ふべし。適斯書を讀むに深謀遠圖殆んど似たり。但惜むらくは兩都向背の論に至りて、大に然らざるものあり、蓋し未だ聖賢の肺腑に投著せず、俗風あり、時勢あるを察せざるなり。而して一定の權衡を懸け、以て萬方を推すべからず。漢學儒風の偏見崇を爲すのみ、恭しく惟みれば方今天朝の尊きや、高く九重の雲の上に坐し、人臣官階の權を掌り、而して租税財貨の利を管せず。世々聖主賢臣を獲るの德あり。而して逆賊梟帥神器に朶頤し大寶を舐糠するの念を斷つ。寶祚の愈長くして、益天壤と窮りなきこと、猶泰山の安きがごとし。天下有道の士、倶に誠歡誠喜誰れか頌賀を爲さゞらんや。乃ち其論ずる所に於て自ら揣らず、粗愚評を其上に加へ、之を筐底に秘し、以て識者の斷言を俟つ。

寶曆十三癸未初秋中澣

下毛野　松宮主鈴菅原俊仍識

と原作は漢文にして、措字頗る拙なれども當時の學者の手に成れるは大抵此の如きものならん。之を大貳君の文に比すれば、修辭上既に數等の下にあり。こゝに寶曆十三年とあれば、主鈴が七十八歲、大貳君が三十九歲の時、年齡から云ふも、祖父と孫ほどの相違で、大貳君も之に對して充分の敬意を拂つて居たものであらう。然し大貳君の本領は兩都向背論にあつて、之に異議を挿まれては無言つて居られぬ。そこで此事が大貳君に知れるや、君は直ちに一書を裁して大いに辯じた。尤も主鈴の名は聞いて居ても、まだ其人に遇つたことはない。此處に其全文を載せて置かう。

松主鈴に與ふる書

久しく泰斗の望ありて、而して未だ一面の識を得ず。室の遠きにあら

ず。豈相思の未だ深からざるか、屬ろ横國手(醫生横池氏)と周旋し、愈々益々高誼を聞くを得、价して以て字を左右に侈む、不恭を罪するなくんば幸甚。僕嘗て先人獲る所の新論なるものを藏し。居常謂へらく願はくば同志を待つて論定し。而して後永世の珍となさんと横子と文を論ずるの餘、言偶此に及ぶ。則ち其書足下の披閲するところとなり且つ其後に跋せらる。而して亦深謀遠圖を以て稱せらる。是既に僕の見る所に似たり。則ち得て討論するもの足下に非ずして誰ぞや。夫れ是非の論は、私を以てすれば則ち異なり。公を以てすれば則ち不らず僕唯公道を以て論せんとす。私意を以てするを欲せず。兩都向背の論の如き、足下謂ふ俗風あり時勢あり、一定の權衡を以て萬方を推すべからずと。僕は則ち以て然らずとなす。何となれば俗風改むべからざるもの、蓋し下に在の言のみ。苟も天下を陶鑄する者何の忌憚するところありて、茲に拘々たらんや。古曰く、風を移し俗を易ふと。又曰く舊

染汚俗咸與に惟新なりと、唯時勢は則ち之を如何ともすべからず。然れども聖人亦此に因りて以て敎を其中になして、姑らく之に處するに權を以てし、漸く之を變じて以て道に至らしむ。不れば則ち禁するも何に因りて止どまらんや、令するも何に因りて行はれんや。然らば則ち天下を陶鑄するの道、時勢と風俗とを併せて之を術中に置くものなり。夫れ道は一のみ。已むを得ずして後權あり。若し然らずして誘して曰く時勢のみ風俗のみと則ち是人の化するところとなりて、人を化する能はざるもの、將に何を以て天下を御せんと欲するや。後世敎化の陵夷風俗の頽敗職ら此に之由る。足下此を以て漢儒の偏見と爲す、僕竊かに取らず、恭しく惟みれば古は盤余天皇（神武帝）區宇を翕定するの初天に繼ぎ極を立て、以降列聖相承け、劒璽の德以て能く其風を維持し而して大に其化を布播するもの幾ど二千載、景雲擊壤民得て稱するなし。權衡を一定して能く萬方の外に推す者と謂ふべし。

叔世に至りて此道漸く衰へ、保平壽治の難、王綱紐を解きて、鎌倉兇逆の餘燼、禮樂塗炭墜に陪臣專權の禍根を釀成す。此時に當り身を殺し仁を爲す者、獨り楠公の忠あるのみ、下りて足利氏政を爲すに及び、君臣位を失ひて、冠履倒置し、傑豪梟帥、四方に割據し、而して天下の亂極まれり。天朝の孫、猶且趾を容るるところなし。則ち慾に徇ひ利を懷ふの賊、其れ孰か復窺窬せざる者あらんや。嗚呼、風俗の敗一に何ぞ此の如きに至るや。足下之を泰山の安といふ。吾未だ其何を以てするを知らず。動極まりて後靜かに、皇嗣幾んど存じて、才に其祀を復す。尊は則ち尊なり。其奉の如きは則ち嘗て一大夫の祿に若かず。吾之を聞く每に、輙ち嗚咽聲を吞むに至る。且つ足下の所謂人臣官階の權、省中の事は則ち吾知らず。外に在りては多く武臣の私議に出づ。而して濫授其人にあらず、名實相乖くもの、斯より甚しきは莫し。若し夫れ公議に出づるものは、武辨の徒、蔑視して徒役の如し、不敬の至りといへども、之を

能く罪することとなし。權將何くにかあるや。若し夫れ租税財貨の利を視ざるは、上のために謀る則ち善きも、抑も、復兆民なるものあらずや。而して、其事に與る者、亦唯濫授其人にあらず。則ち凍餒の患、加ふるに苛刻の刑を以てし、民業之がために廢し、地力之がために盡く、苟くも身に反みて誠あるもの、孰か爲に疾首蹙頞せざらんや。夫れ是の如くにして之を風俗と時勢とに委す。是れ豈所謂刄を執り人を殺して我に非るなり、兵なりといふに異ならんや。之を如何ぞ聖主、賢臣を獲るの德ありといふを得んや。皇威下能く諸侯を合制するに及び。君子其義を重んじ。小人其利に頼る。然りと雖も率ね多く軍國の制を承けて、未だ冠冕の政に復せず。故を以て名未だ正しからざるものあり、言未だ從はざるものあり。是特に有道の士の慊らずと爲すところのみ。足下誠に能く聖賢の肺腑に投著す、則ち固より自ら之を知るならん。何ぞ必ずしも僕の辯を待んや。唯夫れ野人朝政を議す、僣踰の罪ありとな

す。則ち足下亦婉曲說を爲すもの歟、僕特に公道を以て此事を論せんと欲す、故に敢て諸を左右に質す、僕のため隱すところなくんば幸甚。

時下漸く涼し。千萬自重せよ。

八月七日　山縣昌貞頓首上

大知已　主鈴菅君足下

先輩に對する言、勉めて禮を厚うし、疾言遽色の態を愼んで書いたやうであるが、其慷慨の情は、文字の外に溢れて居る。殊に朝廷に奉する所の薄きを以て一大夫に若かずと云ふに至つては、確に事實で、臣子の最も痛憤すべきところ、大貳君が嗚咽聲を吞むと稱するは、決して誇大の言ではあるまい。之に對して主鈴は何と答へたか。其返書は左の如くであつた。

山大貳に復する書

嚮に醫橫地生、一小冊を袖にし來り示して曰く、是足下書庫の藏する

ところなりと、僕受けて業を卒り、感發する所ありて、少しく愚評を加
へ、卷末一語を繫け、以て醫生に示す。料らざりき電矚を瀆し、特に諭敎
を辱けなうせんとは。緘を披けば懷慕懷々、僕を以て討論すべしとな
し、而して高見を質さる。病拙何ぞ敢て其望に當らんや第鄙しまれざ
るを蒙り。敢て德を拜せざらんや。因りて再び新論を顧みるに、作者其
名を晦ます。故に愚潛に其君子身を衛るの誠を失はざるを嘆ず而し
て今足下直ちに僕と當世の事を論ぜんとす。前修の心を用うるに戻
り、是邦に居れば大夫を非らざるの禮を犯すものあり何ぞや。僕嘗て
聞く、昔書を燒き儒を坑にせしことあり、是固より秦の苛政李斯の剛
愎と出づるといへども、然れども儒者己れの才能に誇り漫りに唇吻
を鼓し以て朝政の亂るゝところを議すればなり。近日京師の神學家、
竹内某、失言の罪を以て逐はる。亦其類なり。是を以て愚敢て全く置對
せず。假令婉曲說を爲すの誚を被むるも、亦夫子魯に禮するの躅を追

ふ。則ち敢て辭せざるところなり。但隱すところなかれの懇を承くるがための故に、已むを得ずして、一二時政に與らざるもの、粗愚見を述べ、以て來命に應ずることと左の如し。

原夫本邦君臣の定分は猶天地の易ふべからざるが如し。人々皇胤を尊ぶの心各々其性を具す。故に其勢鷹揚龍飛、海内を掌握するを得るものも、敢て神器に朶頤せず。是を以て開闢以來今日に至るまで、大號赫々として、四夷に炫燿す。何ぞ皇統綫の如しと云はんや。夫西域の如きは、聖王德を布くといへども、子孫永世其位を有つと能はず、性具の俗風同じからざるところあり。是れ漢人の知らざるところのみ。但時勢の齊しからざる聖君世出でず人才亦獲難し。秕政災を來し、王綱紐を解き。四分五裂、蜂起鼎沸。王人武を知らずして、之を統一すること能はず。威權漸く武將に移り、自然之を得るのみ而して文官大いに士氣の盛を妬み、武威を貶して以て舊に復せんとす。自ら量を知らず、謀破

れ身死て、天子巡狩の變を致す。是武臣横逆の甚しきに出るといへども、然れども天實に之に與せざるなり。無禮講の戯の如き、以て其器識大事を成すに堪へざるを觀るに足る。其號は則ち君を憂ふるに似て其實は則ち己の私を成さんと欲するものなり。天之に與せざる亦宜なるかな。當に文官權を執るは、反つて武家の治術に及ばざるを識るべし。平家の速かに亡ぶるを觀て見るべし。恭しく惟みれば中世以還、至治の盛今日に若くはなし。然り而して之を聖人の政に比し、以て全を求むるの毀を擧ぐれば則ち何れの時か議するところなきを得ん、亦少しく容忍すべし。夫れ權と利とは固より小人の爭ふところにして、天下の權武家に移りしより、後爭奪攻伐、總て下にあり、翡翠は羽のために殺され麝香は臍のために命を殞す。戰勝ちて功成り、而して治を成すの器に堪ふるもの、乃ち就て封冊を請ふ。豈世々、賢臣を獲るの道にあらずや。足下の嗚咽聲を呑む所のもの獨り祿利のみ。抑々末なり且其れ宮殿

の營構及び非常大禮あるに於ては、則ち天下の力役を盡して以て調貢せざるなし。何の足らざるところありて、之が憂ひをなさんや。僕の眉路に申ぬる所は獨り名教のみ。方今女主(後櫻町)の婥約と雖も亦天位を履み而して危からず。豈泰山の安きにあらずや。僕曾て潛かに聞く、櫻町天皇東照神君下を鎭め上を仰ぐの功勳永く矢ふて諼るべからずとの勅諭ありと。噫嘻時勢を曉るの明主なるかな。君臣此の如く其れ合體す。鄙人何ぞ喙を其間に容れんや。夫れ天下を三分して、其二分を有ち、以て殷に服事するものは文王の德、儒者の稱する所なり。闔國を併呑して、君臣の禮を守るものは我國風の美、宇宙載籍の未だ曾て見ざる所、誰か欣服歌頌せざるべけんや。昔在南北兩朝の如き是れ國に二主あり、宜しく向背を論ずべし、當今君、臣に委して疑はず、臣、君に奉じて疑はず。向背何の論か之あらん。其他多く及ばず。禮經謹守するところあればなり。足下請ふ復統を問ふことなかれ。唯亮察せよ。時

景金涼佇運、千萬保衛せよ。

松宮俊仍頓首拜復

九月三日

大翰撰大武山君足下文几

主鈴の論は、朝廷の奉養薄しと雖も宮室の營構大禮の擧行等あるに際しては幕府亦其資を獻り贍らざるところなしと云ふことであるが、事實に於て平日供御の料さへ充分でなく、其御窮乏の有樣は、前にも述べた通りであつた。加之ならず周の文王天下を三分して、其二を有ち、殷に服事せる事を以て、幕府の德を稱するに至つては、如何に事理を解せざるにも程度のあつたもの、皇室を以て、紂王に比するとは、不敬も亦甚しい且つ文王は其子の武王に至つては、遂に殷を亡ぼし、其國を奪つたではないか。然らば幕府も究竟天下の主となるといふ意か。よもや然る不忠不義の學者でもあるまいが當時の人の見識は、大抵恁麼ものであつたらう。それに政事上の事とさへ云へば、苟且にも口にすることを忌み憚

かりて心にもない追從輕薄の言を弄し、幕府の怒に觸れないやうにする。上は關白大臣から下は乞食非人にいたるまで、將軍の威力に抑へ付られ多少事理を解する學者までが、此の如き有様であつた。其中にあつて、大貳君が正々堂々、大義名分を主張し一世の俗論を排して起つたところは非凡の卓識と云はねばならぬ、而して君は之がため遂に刑戮に罹つた。故に余は柳子新論に論ずる所を以て、君の大本領として標出したのである、

然し主鈴と云ふ人も明和六年三月、何か幕府の忌諱に觸れ八十四歲の高齡で江戸を追放せられ、それから十一年を經て、安永九年六月九十五歲で歿したが大貳君と往復の書を讀んでも、幕政を謳歌して、所謂婉曲說を爲し戰々競々一意刑辟に觸るゝことを恐れて居るやうであるがそれですら餘命幾くもない老境に及んで、右の始末である、幕府が處士の橫議を鎮壓する手段が如何に峻烈であつたかゞ想像出來る、されば

新論のやうな徹頭徹尾、幕府の失政を攻擊し皇室に對する不逞の擧動を難詰せる書を著はした大貳君が、安穩で居らるゝ筈はない、明和の疑獄が起るまで大貳君の首が胴に付いて居たのは實に不思議と云つても好い、

## 讀柳子新論慨然有作

蘆堂　有泉米松

鎌倉創覇府。悠々六百年。紀綱漸解弛。武人握王權。北條與足利。劉覽又贏顛。
織豐受其後。大勢歸德川。干戈茲止矣。覇業方蔚然。侯伯所在據。闔案山河連。
親疎互相制。内外交相牽。畢國如一城。堅於金湯堅。誰揮博浪椎。敢驚[illegible]眠。
嗚呼縣大貳。誠忠享於天。膽略絶等輩。學識亦兼全。悲皇室式微。憤覇者獨專。
乃把魯陽戈。慨然望虞淵。此志業已決。自顧奈空拳。籌策未半途。致身鼎鑊前。
天乎抑命乎。豪骨一朝損。天下爲震慴。空受志士憐。惡知龍與運。駸駸晴中遷。
王政終復古。帝德八紘宣。萬邦齊瞻仰。四陲籠瑞烟。評論維新功。何人先着鞭。
朝旨賜四位。特追彰名賢。明義正名志。凝成十三篇。議論駕長沙。文章軼老泉。
庚戌秋八月。偶爾讀遺編。感慨不自禁。走筆染長箋。

# 第四章　疑獄の眞相

## （一）大貳君の覺悟

大貳君は新論を著はして平生の主張を世に洩したが、これが漸く次多くの人に知らるゝやうになつて是非の議論はやかましい松宮主鈴のやうに幕府の德を謳歌して、大貳君の主張に反對するものもあつたが、其至誠に感激して贊同するものも出て來る、現に君の門下に籍を列する山田穀といふ人は新論に跋して

若し上君を奉じ下民を憂うる人出て、天誅を施すことあらんか賊忽ち斃れ、道再び興らんと極言して居る、賊とは誰ぞ、幕府である、道とは何ぞ皇室を興隆する事である、天誅とは何ぞ天に代つて幕府の罪を鳴し之を討滅するのである師弟の關係より諛言を呈するためと云ふ人もあらうが、斯る矯激の言は心に激するところがなければ、漫りに口に出

づべきものでない。

されば此時代に於て新論の出たのは、天下の士人の大いに驚いたものであらう幸ひに幕府は無學の者ばかりで、斯ういふ書物などに目を注けるものが少ないそれで大貳君の身の上も少時安穩であつたが新論の讀者が殖るにしたがつて、大貳君の身はます／＼危ふくなつて來る大貳君も何時しか其身の禍に遭ふことを自覺したものと見ゑて明和元年の秋妻の多加に一子長藏を托し其生家上野國那波郡馬見塚村の深町半彌方へ遣はした。

大貳君の前妻は甲州龍王新町齋藤左膳の娘で、次郎兵衛と云ふ子を擧げたが寶暦八年八月晦日病死して其後に娶つたのが多加である、多加は深町半彌の妹で大貳君が織田家の吉田玄蕃と交を結んでから其領地なる上野にも度々往來するうち前記馬見塚村深町傳左衛門と云ふ豪農の家に至り饗應を受けたことがある其席で給仕の役を勤めたの

が傳左衞門の分家半彌の妹の多加で其起居擧動の優雅さ、容貌も醜くない、馬琴の筆で形容すれば、野の花も人の目に注き村酒も客を醉しむるたぐゐであつた如何なる豪傑でも君子でも此道は格別前妻に死引れ久しく閨淋しく感じて居た、大貳君此多加を一目見て大に心を動かし傳左衞門に請ふて、娶ることにした。乃で繼室として琴瑟相諧ひ、寶暦十三年の二月十五日、男の子を擧けた、これが次男の長藏後に今村長順で其翌年が卽ち明和元年、長藏はまだ二歳のいたいけざかり多加も貞淑溫順の性質で、能く家を治め、數多の門人にも、御新造〳〵と敬はれ居りしが或る日良人の大貳君は書齊に多加を呼び竊かに聲を低めて『唐宰に斯ういふことを云つて罪もない汝に心配させたくもないが自分に少し考へることがあつて汝を今度離別せねばならぬ、緣あつて夫婦とはなつたものゝ、身の不幸と斷念めて、生家へ歸つてもらいたい。尤も汝一人でない坊も一緒に伴れて往つて相當の人になるまで養育を賴

む」と云ふことである多加は突然の事で非常に驚いた乃で其事情を尋ねだが「今は何とも打明けて云はれぬが何れ仔細の分るときがあらう」とばかりどうしても本心を明さぬ平常の容子から觀ても我身が良人に嫌はるる筈もなし特に最愛の子供まで一緒にと云ふことであるからこれには何か深い仔細のあることであらうそれを強て尋ねるも却つて宜くないと思つたか多加も柔順に大武君の命令を守り生家へ歸つた生家の深町半彌方でも、どういふ譯といふ事は其の時知らなかつたが後で考へて見ると、大武君が例の企てがあるため豫め妻子を退けたものであらう、シテ見ると右門等と共に擧兵の手配りを仕たのは事實に相違ないとの推斷が出來るが思ふに大武君は自己の主張が何時か幕吏の耳に達して奇禍に罹ることを豫想したものと見える。

大武君の長男即ち前妻齋藤氏の腹に生れた次郎兵衛は、鄕里龍王新町の齋藤左膳方へ預けてあつた、そこで家に居るものは自分の外富永道

生といふ書生間使の彌助東壽といふ盲人並びに藤井右門と男ばかり五人であつた明和元年の秋から疑獄の起る同三年の秋まで、不自由を忍んで獨身生活を營み、豫め其係累を絶つたところを見ると、非常の大望を抱いて居たやうに思はれる此等も謀叛を企てたといふ風說の起る一つの原因であらう。

## 〔二〕軍學及兵學の講義

さて大貳君は一身の係累を絶つて、懇篤に子弟を敎育するので、其評判は諸藩の間に聞え、入門を申し込む者がます／＼殖えて來た。中には織田家の吉田玄蕃のやうな一藩の家老までも、其講義を聽きに來る。長澤町の自宅は手狹で、其等多くの人々を收容するに困難のところから、駒込の高林寺といふ伽藍の座敷を借りて、月に三回講義をすることに定めた。

大貳君は儒學を以て本領とする人であるが、加賀美櫻塢から國典を授

けられて其當時の所謂神學にも詳しい特に武家を相手にするので、軍學を講じなければならぬ。

幕府時代の軍學とは那麼ものかと云へば、孫子吳子など云ふ支那の古い書物を土臺として名家勝手に好い加減の理窟を附けたもので、實戰の役には立つまいが、德川の初期には盛に流行つたものだ。其流儀は氏隆流、甲州流、越後流、長崎流主として、其他幾何もあつた。後世に至つては種々の分派を生じて一々數へ切れぬ。

氏隆流は小笠原宮內大輔氏隆を祖として、上泉武藏守信綱に傳へ、其子伊勢守秀綱を經て、岡本半助宣就に至つたもので、一名上泉流とも岡本流とも云つて居る。半助は江州彥根の井伊家に抱へられ、明治の世となりて、詩人として知られた岡本黃石翁は其子孫である。

越後流は、上杉家の宇佐美駿河守から傳へられて、澤崎主水、栗田因幡等が、寛永頃に門戸を張り、謙信三德流など云ふ流名もあつた。

甲州流は小幡勘兵衛景憲から北條安房守氏長、山鹿甚五左衛門義矩などに傳へられて、一時はこれが非常の勢力で、武田流、北條流、山鹿流など其人と時代とによつて、種々流名も異り、説くところも變化するが、武田信玄の遺法を傳へたといふので、最も持囃された。

大貳君の軍學は何れの流派に屬するもので、どういふ系統を以て傳授せられたものか、今分らないが、兎に角甲州人といふところから、甲州流の看板を擧げたものであらう。

そこで大貳君の講義を聽きに來る者の中には、諸藩士浪人の外、醫師もあれば僧侶もある。これらは軍學などを修めて何の役に立てる心算もないが、面白半分に聽くので、講義の終つた後は、各自勝手の雜談が始まる。或る日の事古英雄の戰略から、諸國の要害を論じ、甲府城の批評に移つた大貳君は元より甲府の地理を熟知して居るので、築城の有樣並びに武具の多寡、いざと云ふ場合の攻守の方策から、人數の手配りまで、自

己の所説を確める實例として擧げた。藤井右門も其座にあつて、北國、中國、西海の諸地方を漫遊して、見聞したところを例に取り、城攻、繩張の方略を述べたので、人々何れも興味あることに思つたが、是が後に謀叛の嫌疑を招く原因となつた。

もう一つ嫌疑の原因は、江戸城を例に取つて城攻の話を仕た事である誰の口から何と云つて、話が出たものやら分らぬが、將軍の居城として天下の精鋭を集め、之を守れば如何なる名將も攻め落すことは容易であるまいとの議論、時に大貳君が、『南風に乘じて品川方面の民家に火を放てば、攻め落すことが出來るであらう』と一言述べたのが後に罪狀の重なるものとなつた。要するに是等は一場の座談で、實際擧兵の企てがあれば、輕々しく口にすべきことでない。之を諸門人の前で、公言したところから考へても、深い企圖があつたとは思はれぬ。大貳君も斯ういふ事から所刑されやうとは豫期しなかつたらうと思はれる。

それから所刑當時の宣告によれば『熒惑星心宿に掛り右は兵亂の萠の由古書に有之候處其後上州邊の百姓ども騷立候間少は其驗有之事の由相咄し』と云ふ一條も罪狀の一つであつた。

熒惑は史記の天官書に、出れば則ち兵あり、入れば則ち兵散ずとあつて古來支那人は大に之を恐れたものだ。今諸書によつて其例を擧ぐると左の通りである。

宋の景公疾あり、司馬子韋曰く、熒惑心を守るは宋の分野にして、君之に當れり。若し之を祭れば相に移すべしと。公曰く相は共に國家を治むる職なり、何を以て之を移さん子韋曰く、然らば民に移さん。公曰く民死せば寡人何を以て君たらん。曰く然らば歳に移すべし。公曰く、歳凶なれば民餓死すべし、寡人自ら之に當らんと。子韋曰く、君は至德なり、天必ず禍せずと、果して熒惑移ること三舍と。(左傳)

後漢の郅惲友人に謂て曰く、方今鎭歳、熒惑幷びに漢の分野にあり。去

りて復來る漢必ず再び命を受けんと。(後漢書)

吳の永安二年、一異兒あり、長四尺餘。年六七歲ばかり。青衣を衣て來りて群兒に從ひ戲むる。眼に光芒あり。爚々として外射す。曰く我は人にあらず、熒惑星なりと。諸兒大に驚き、走りて大人に告ぐ。馳せ往きて之を觀れば、身を竦てゝ一躍し。一匹の練を引くが如く、以て天に登り頃くありて沒す。(吳志)

北朝符秦の時、太史熒惑匏瓜星中にありて、忽ち所在を失すと奏す。崔浩曰く。庚午辛未は重陰なり、庚と未とは秦を主とす、今姚興咸陽に據る。是熒惑秦に入るなりと。(北史)

此の如き類例を求むれば際限がない。乃で熒惑とは那麻星かと云へば今の火星である。卽ち五星と云つて、木星が歲星、火星が熒惑、土星が鎭星金星が太白、水星が辰星である。太貳君は星經淘汰、天經發蒙などゝ云ふ書を著はして、之を說明して居るが、右に學げたやうな荒誕不稽の說は

山縣大貳

取らぬ。尤も學問の土臺は、支那先哲の書いたものであるが、之に泰西の新智識を參照して日月星辰の運行、律曆氣候の事などを研究したものだ。熒惑心宿に入るは兵亂の兆なりなどと云ふことを眞面目に信ずるほどの迂濶な學者ではない。天經發蒙にも左の如く書いてある。

按ずるに古九天の說詳かならず。只經星日月を以て測る故今の精に如かず。故に舊說は皆取らず。鄭康成考靈曜等の說を引て、云ふ周天百十萬一千里其經三十五萬七千里(中略)今の說とは甚しきたがひなり古の天を論ずるは多く曆數のためにして、數々其法を改めて、因循の數を用ひず。其說の詳かならざる所以なり。唐宋より以來只管其數を究めて明に至つて極まれり。又外國の測器を傳へて、益々其精に至る。元靈臺にはたゞ圭表景、符簡儀、渾天儀の諸器のみあり。今の新法は西域古聖賢の增置する所に倣ふて、象限儀、百游儀、地平儀、弩儀、天環、天球紀限儀、渾蓋、簡平儀、黃赤全儀の諸器皆巧妙精絕なり。又地平晷、立晷百

游晷、通光晷、柱晷、兎晷、碗晷、十字晷、星晷、月晷、是皆測影の器なり。若し陰雨あれば自鳴鐘沙漏水漏あり。天を窺ふには望遠鏡あり。其界限分明にして、星體の微妙を見ると云ふ。今日本にも亦多く其器を傳ふ。甚だ妙なるものあり。クワトロワン、イスタラビ、ガロウトボウク(皆蘭語)の類、司天の家甚だ之を珍重す。若し能く其用を盡さば天の高卑、日月の大小得べからざるにあらず、臆度握算を以て強て談するは勞して功なしと云ふべし云々。

と、明治の今日より百四五十年前に於て、これだけの新智識を有するものは、日本全國の中に幾人あつたらう。されば熒惑心宿に入るは兵亂の兆ありと云つたなぞこれを罪狀の一つにするとは大貳官に取りて非常に迷惑の話に相違ない。たゞ當時の幕府は海外の新智識を輸入することを非常に嫌つた、蘭書などを讀む者も、ポツ〳〵有ることは有つたが、多く醫師の仲間で、普通の學者には至つて少ないのみならず多數は

夷狄の學問として之を嫌つたものだ。蘭書禁制の法令などを發布して蘭學者に凌虐を加へたのは、それ以後の事であるが、之を忌み嫌ふ守舊頑固の思想は、それ以前にもあつた。大貳君なども此點に於て幕吏のため大いに忌まれたものであらう。

## 〔三〕吉田玄蕃の監禁

織田家の老職吉田玄蕃の事は、前にも述べた如く、頗る評判の好い方であつたが、用人松原郡太夫其他二三の同僚から嫉まれて居た。

こゝに又織田家の領内上州甘樂郡小幡村に崇福寺と云ふ禪寺がある。京都妙心寺の末寺で、織田家代々の菩提所である。其十三世の住職梅叟と云ふもの、年齢四十六七歳の頃隱居して、江戸に移住し、玄蕃の紹介で、大貳君の許へも屢々出入し、儒佛兩道に關する質問などをして居た。或るとき高林寺に開いた講義の席へも列つて、大貳君の所說を傾聽すると、諸人が兵學の雜談から、例の城攻の一件、僧侶には、耳新しい事で、時節

柄容易ならん事を云つたものだと、内心窃に鬼胎を懐いて、其後は餘り大貳君の許へも立寄らずに居た。

ところが或る日松原郡太夫が來て、世上の話から、吉田玄蕃は山縣大貳を主公の師範として召抱へたいと、頻りに骨を折つて居ると云ふ事を述べた。すると梅叟は眉に皺を寄せて、其儀をお爲にならぬから、足下等が障へたが宜からうといふ意見どういふ仔細でと尋ぬれば實は是々大貳といふ者は、内々將軍家を恨むばかりでなく、都合によれば如何なる騷動を仕來すやら知れぬもの、成るべく遠ざくる御工夫が肝腎と右門其他の門弟共の話したことまで、大貳君の口から出たやうに話した。郡太夫はこれを聞いて、然らば玄蕃も大貳の非望に與して、あはよくば主公までも味方に引入るる下心かも知れぬと、疑心暗鬼を生ずると共に、平生嫉しと思ふ玄蕃の事、猶大貳の許へ出入する家中の甲乙に就いて、種々聞合せて見ると、何樣京都を尊んで、將軍家の不恭を憤ほる大貳

君の持論と兵學の講義とを參照し、玄蕃を罪に落して、調べて見れば、其眞相も分るであらうと、此事を織田家の當主信邦の實父少將信榮に密告した。

此年(明和三年)信榮は七十歳、孝恭院元服のため、幕府松平大和守朝矩を使者として、京都に上せ、奏聞させたが、信榮其副使となつて、同じく上京し、從四位上左近衞少將に任ぜられた。

信邦は先代信富が明和元年六月七日卒去して、七月十九日家督と定まつて、まだ二十二歳の青年、重大の事件は分家ながら實父の信榮が指揮をして居た。信榮も實は玄蕃が上下の信望を得て、藩政を左右することを快からず思つて居るところへ、郡太夫から、右の密告を得て何事も汝等が他の老臣と相談して、好きやうに取計へとの事であつた。

そこで郡太夫は信榮の內意を得たと稱して、津田頼母、關野定右衞門、柘植源四郎、津田庄藏など丶評議を凝した結果、吉田玄蕃に不審の廉あり

と糺問の末邸内に監禁した。これは明和三年十二月十二日の事であつた

郡太夫が玄蕃を罪に陥れた個條の中には、大貳君の謀叛に加擔したと云ふ事もあつて、幕府のためにも容易ならぬ次第であるが、郡太夫等は成るべく秘密に付して、世間へは少しも洩れぬやうにした。然し一藩の老職而かも昨日まで飛ぶ鳥も睨み落す玄蕃が、急に職祿を奪はれて一室に禁錮せらるゝことゝなつたので、家中は上を下への大騷動、下々の足輕までが、尾鰭を付けて、種々の風説をする。それが自然外へ洩れて玄蕃大貳等が陰謀を企てたと云ふ風評が盛であつた大貳君には元より深い關係のある織田家の事で内々注意する人もあつたことゝで大貳君は早くも其機を察して此きり無事には濟むまいと覺悟を定めた

## 〔四〕門下の訴人

さて此事が評判になると大貳君の門下へも薄々知れて來て此まゝ棄

て、置けば我々も大貳の教を受けたもの後日如何なる祟があるか知れぬと竊かに鬼胎を懷くものがある、中にも神田小柳町に住居せる桃井久馬といふ浪人此男は年齡は五十に近い分別盛りであるが、さした る學問もなく内々手蔓を求めて何處へか仕官をと思ふところへ大貳君が兵法の講義をするといふので其片端を聞嚙り兵法學者として糊口の材料にするつもりで大貳君の門下となつたものであるが、或る日藤井右門と王覇の議論をして大いに凹されたことがあるそれが玄蕃の事と聞込で同じ浪人で神田永富町に居る佐藤源太夫南鍛冶町に住む靈宗と云ふ禪僧本町三丁目の醫師宮澤準曹と會したとき「玄蕃一件が公儀の耳へ入れば大貳殿も無事では居るまい、我々も師弟の關係から免れぬところ、これは寧そ今の内公儀へ訴へたはうが宜からう公儀でも訴人といふ廉で、我々を、お咎めになることもあるまい』と云つた源太夫靈宗の三人も之に同意して大貳君が常に往來して交際する者は

勿論一面の識はなくも文書の遣取をするものまで同類として訴状を認め夫々出訴することにした。

そこで桃井久馬佐藤源太夫の二人は十二月十八日の朝、老中松平右近將監武元（此時上州館林の城主）の登城を待受けて一大事ありと、揚言して直訴をしたそれから宮澤準曹禪僧靈宗の二人は町奉行依田豐前守の役宅へ出訴したので、幕府の驚きは一方でない。

此時の老中は前記松平右近將監が最も古參で次は松平右京太夫輝高（高崎藩主）これは京都で竹内式部を前後二回取調べた人である次は松平周防守康福（岡崎藩主）阿部伊豫守正右（福山藩主）秋元但馬守凉朝（川越藩主）であつた、要するに此疑獄の眞相は織田家の老臣吉田玄蕃と用人松原郡太夫との勢力爭から始つて大貳君の門下の四人が風說に誤られて疑心暗鬼を生じ其連累を免れんがために出訴したに過ぎぬ。能く詮索して見れば實につまらぬことで、可惜名士を失つてしまつた。

## （五）連累の逮捕

老中及び町奉行は四人を捕へて置いて、訴狀を披けば、山縣大貳、藤井右門、吉田玄蕃等が主謀となつて、徳川家を押倒し、王政復古の大業を企てると云ふ事で、軍勢の手配から、同意の人々までが明細に認めてある。四人の者が成るべく大袈裟に虚實を交へて書いたので、老中も奉行も大いに驚いた。然し苟且ならぬ京都に關係を及ぼす事であるから成るべく愼重の態度を取つて、一味の人々を捕縛する方法を講じた。

時は明和三年の十二月二十一日、大貳君は長澤町の自宅で、書齋に引籠り、讀書に日を暮して、夜も早戌の刻(午後八時頃)少し雪催ひで、同居の右門は朝外出したまゝ、まだ歸つて來ぬ。書生の富永道生と盲人の東壽、其他は下僕の彌助が居るばかりで、何となく物淋しい晩であつた。

大貳君が偶然耳を傾けると、書齋の庭に人の跫音が聞ゑる。玄蕃一件から、何か事が起らうと考へて居るところであるから、偖はと感付いた。然

し、豫て覺悟をして、幕吏の手に取上られ、不利益になるやうな書類は一切湮滅してあるから、少しも驚くことはない。たとへ捕はれても一通りの言ひ開きはするつもりであつた、

やがて玄關へ人の尋ねて來た容子、富永道生が出て『何方樣で御座る』と云つて見ると打割羽織に兩刀儼しく、朱總の十手を携へた役人で『與力三井伴次郎と云ふ者、主人大貳殿に用事あつて推參致した』といふ事である。後には五六人の組子が、イザと云へは土足のまゝ、踏込まん權幕を示して居る。

道生は驚いて、直に書齋へ來て師の大貳君に斯う〳〵と告げた。

大貳君は從容自若として『此方へ御案内申せ』と云ふ間もなく、伴次郎はづか〳〵と上つて來て端然として坐したる大貳君の姿を見るより、一禮して『足下が大貳殿で御座るか、此度御不審の儀あつて奉行所よりお迎へに參りし三井伴次郎と申す者で御座る、御用の儀なれば失

禮は御容赦下されい』と云ふ挨拶である。大貳君もます〳〵沈着いて『お役目大儀、然らば御同道致さう』と何の猶豫もなく立上つた『御神妙の事で御座る、少しお手間を取るも差支へなければ、お召換へでも』と云つたが『イヤそれには及び申さぬ』と流石は一代の名士、何時捕はれても見苦しくないやうに、ちやんと扮裝して居る。そこで伴次郎も奉行所の門前までば、繩を懸けずに伴れて往つた。後は大勢の組子が、家宅捜索をして關係書類を引上げやうとしたが、大貳君が豫め始末をして置いたので、これといふほどの物は、幕吏の手に入らない。

富永道生、盲人の東壽。及び下僕の彌助も捕へられて。邸宅は家主の安兵衛に保管を命せられた。藤井右門は同時に、吉原の妓樓へ誘き出されて捕縛せられた。

それから桃井久馬、宮澤準曹等の訴狀及び大貳君、右門が他の人々と往復した書簡などに據つて一時嫌疑を受けた者は左く如くである。

勢州宇治今在家町御師鶴飼又大夫方　竹內正庵（式部）

甲州巨摩郡龍王新町百姓山縣齋宮事　市郎右衛門（大貳兄）

右市郎右衛門地守　孫八

甲州山梨郡小河原村山王權現神主　加賀美上總

右上總父　加賀美信濃

阿部伊豫守家來　今村彈次

同　茂上六彌

同　內藤源五郎

永井飛彈守家來　市川清藏

新御番津田日向守元家來　立木九郎兵衛

松平遠江守家來醫師　朝倉立庵

松平伊豆守家來　福島傳藏

靈岸島濱町太兵衛店町醫　高橋文仲

## 浪人

澤田文治

右の内今村彈次以下は大抵大貳君の門弟である。殊に彈次、六彌、源五郎の三人は、老中阿部伊豫守の家來で、內々大貳君の擧動を探偵のために一時從學したといふ事であるが、これは單に世人の想像に止つて、確にそれと定めることは出來ぬ。或ひは偶然斯ういふ想像を受けるやうな事になつたかも知れぬ。

さて是等の人々は、吟味中何れも宿預け、又は揚屋入となつたものもある。竹內式部は伊勢から、山縣齋宮孫八、加賀美父子は甲州から、夫々傳遞されるので、中々の騷ぎであつた。

### 〔六〕織田家の糺問

大貳君の事件と、織田家の內訌とは、相關聯して、幕府の裁斷を待つことゝなつた織田家のはうでは、玄蕃を監禁した事を、飽まで秘密に付して置いたところが、遂に暴露して、關係人一同、幕府の法廷へ召喚せられた

其人々は、國家老の津田賴母、江戸詰の關野定右衛門、年寄役松村源四郎用人松原郡太夫、津田庄藏、其他吉田八藏、高見澤豫右衛門幷に玄蕃、崇福寺の隱居梅叟等で、漸次調べて見ると、松原郡太夫が機會を利用して、玄蕃を罪に陷れた形迹が分つて來た尤も大貳と懇ろに交際して、謀叛の企てにも加盟したといふ久馬等の訴狀に就ては、別に之と云ふ證跡もなく、差構へなしと云ふことに歸著した

却て松原郡太夫は、梅叟から聞傳へた事實を碌々確めもせず、當主美濃守を差置いて、分家對馬守の指揮を乞ひ、家老其他重役を云ひ晦めて、玄蕃の職祿を取上げ、幕府へ屆け出でもなく、禁錮に處したる自儘の擧動は不都合なりとの次第で、重追放となつた、津田賴母、同庄藏、柘植源四郎も、郡太夫の佞舌に惑はされて、其のいふがまゝに取計らつたので、郡太夫と同罪之がため織田家は惡人亡びて、善人榮へると云ふ事になつた

然し織田家は小藩ながら信雄以來の名家で、幕府も特別の待遇を與へ

て居たものが、此一件で家事不取締といふところから、家格を下げられ出羽の國へ所替を宣告せられた。其上當主信邦は、家督となつて、まだ間の無いが、隱居閉門、實弟八百八信浮を相續人と定められた。信邦は全く何の罪科もなく、事件の眞相も一向知らずに居て、此連累を喰つたのは實に氣の毒な次第で、惡い家來を持つたが不運である。

信邦の實父對馬守信榮も高家の上席で四位の少將とまでなつたが、郡太夫等の片言を聽いて、自儘に吉田玄蕃を制配させ、幕府へ隱して置いた個條で、高家の列より除かれ、永蟄居の身となつた。これに就ては藩翰譜續編に記すところは、左の如くである。

《織田信邦の條下》 此頃山縣大貳とて、兵書を講じて、世に口もらふものあり、をのれがわざをてらはんとやおもひけんまさなき事までいひのゝしりて、つゐには公の禁に觸るゝことゞもありしかば、おごそかに糺明せられ、たちまち刑戮におこなはる。信邦が家老の吉田玄蕃

といふものも大貳と入魂せりとて、與黨にさゝれたり。信邦これよりさきに、その左道なるをや聞きたりけむ。玄蕃を召籠めたりけれども、其事公には如何にとも、申さゞりしかば御氣色よからずして、つゐに御勘氣の身となりぬ。されども北畠(織田信雄は伊勢の北畠家を嗣ぐ)の家流をおぼしめすとにやあらむ、信邦が弟八百八信浮に所領賜はりて、家をつがせらる此時舊領上野國小幡の地をばのぞかれて、出羽國高畠と云ふ所をたまはる。またその居邸をも收公せられたり。案ずるに信邦が家は、北畠内府入道常眞(信雄)の子兵部太輔信良より傳へ、たれば、織田一流の貴族として、國持城持と申すにもあらぬ身ながら世々四位にのぼり、侍從にもすゝみて、網代の輿、爪折の傘などまで、他に異なる由緒とも聞えたりしにこれよりのちよろづの品あらたまりて、なみ／＼の家となりしこそうたてけれ。かゝりしかば八百八信浮も、しばし出仕をとゞめらる云々。

《織田信榮の條下》四年八月二十一日、さきに宗家美濃守信邦の家臣吉田玄蕃、不正の行あるより、咎の事、信邦が家臣等議し定るのうへ信榮に告るところ、すでに家臣等議し定るの上はとて、其意に任せし由を申す。しかれども玄蕃は信邦の長臣にして、彼不正の事あらば、すみやかに其始末をも糺明すべし。しかのみならず、信邦は宗家たるのうへ、信榮の四男なるときは、常に其家政をもきゝ、且玄蕃處士山縣大貳にといへるものに會する風説もあるに於ては、意を傾けて糺問を遂べきのところ、其用意等閑にして、其はからひ行とゞかざる事、越度のいたりなりとて、蟄居せしめられ、愼みをるべきむね命せらる云々。

因に記す、信榮は信之、信憑、龍丸、信邦、信浮等の男子があつた。信之は此事件の落著せし日、卽ち明和四年八月二十一日、二千七百石の家督を繼いだが、高家より寄會衆に貶された。初めは豊五郎後に式部と稱し天明六年五月二日元へ歸つて、表高家に列した。信憑は同姓山城守信

舊(丹波栢原藩主二萬石)の嗣子となり、出雲守と云つた。次の龍丸は早世し、信邦、信浮は相繼いで本家を相續したのである。

此事件は明和三年十二月二十一日大貳君と右門が逮捕されてから、町奉行依田豐前守が主任となつて熱心に取調べ翌四年の八月二十一日に至つて漸く落著したので、頗る長い時日を要した。其宣告は同日であるが、織田家に對する方は阿部伊豫守役宅に於て、大貳君其他は奉行役宅に於て、別に云渡されたものである。

讀者の便宜上、此處に織田家に對する分を載せやう立會の役人は大目付筒井大和守、目付内藤主税で、云ひ渡された罪狀は、左の通りである。

織田美濃守名代　織田主馬

其方儀家來吉田玄蕃權高にて、役柄不相應の儀ども有之候に付、先達て咎申付置候由、然る處玄蕃儀山縣大貳と申ものに出會、甲府、碓氷、箱根等の御要害の儀など物語いたし御場所柄の儀を申放へ候者の儀

に付吟味申付置候內、御吟味に相成候假にも公儀へ拘り候儀に候間其所を第一に取計ひ例令宜役人少に候とも成るべきたけ役人へ申付け、早速玄蕃相尋、其輩の虛實淺深の差別に及ばず、取締らざる事に候とも、何にも公儀へ申立べきところ、其儀無く、右玄蕃咎申付置候儀は、其方一分に對し候儀に候ところ、其儀を專らに取計ひ、公儀に對し候儀は、吟味申付候までにて、等閑に相心得・役人少に候とて、吟味延引に及び候段、不埒の至に候、之に依つて隱居仰付らる、蟄居仕り罷在るべく候

之によりて觀れば、玄蕃を糺問するに、幕府へ申し立てざるが、第一の罪狀である。其文意迂餘曲折頗る晦澁のものであるが、別に深い意味はないやうだ。それから對島守信榮に對しては、

高家織田對馬守名代　由良播磨守

織田美濃守家來吉田玄蕃儀、不埒の儀有之候に付、咎の儀美濃守家來

共評議相決し、美濃守へ申立候以後、其方へも一通り申聞、美濃守よりも內々申聞候へども、役人ども評議相決し候儀、其上追々取計方も之あるべきに付、先づ役人共申聞の通申付置然るべき旨、美濃守へ挨拶に及び候由、右玄蕃儀重き役儀をも相勤め候ものゝことに候へば、右不埒の儀も篤とうけたまはり糺し申すべき儀、殊に美濃守儀は其方實三男の事に候へば、平日ともに、家中の取計ひ等も承り置くべき儀其上玄蕃儀、浪人山縣大貳と申者と出會候儀、取沙汰もこれある儀に候へば承り糺し、心付方もこれあるべく候ところ等閑なる取計不行屆、無念の至之に依て、御役召放され、隱居仰せ付らる、急度愼み罷あるべく候。

と云ふ次第であつたが、信榮は此時七十一歲の老人で、其翌々年七月二十四日七十三歲で歿した信邦のはうは、出羽の高畠へ移つたが、別に定まつた館もなく、假住居をして、漸く天童を永住の地と定めた。其後安永

四年六月有德院(八代吉宗公)の二十五回忌に、菩提寺より信邦赦免の儀を、幕府に出願した。其文書は、

織田美濃守

此者家來共不埒の儀有之、明和四亥年八月二十一日隱居仰付蟄居仕り罷在るべきむね、阿部伊豫守宅にて被仰付候、近來殊の外病身に罷成候由、實母甚だ相歎き候に付、此度御免被成下候樣、菩提寺御赦奉願り候。

と云ふ事であつたが、幕府よりは何の沙汰もなかつた。天明三年は有德院の三十三回忌で、此時も同樣の出願をしたが、間もなく信邦は三十九歲で歿した。二十歲で二萬石の本家を繼ぎながらも、實權は父の信榮と家老の手にあつて、自分は單に諸侯たる名目があるばかりで二三年を送り不慮の事から十七年日蔭の身で終つてしまつた。天童の織田家は信浮から信美、信學、信敏、と續いて、今は子爵に列し、當主信恒は、まだ學習

院通ひの青年である。

事件の主人公とも云ふべき吉田玄蕃は、案外お構へ無しと云ふことで其宣告は、

織田美濃守家來元家老職　吉田玄蕃　三十六歳

其方儀、永澤町浪人山縣大貳は博學多能の由に付、兩三度罷越し、學問筋咄合ひ候ところ、兵學の儀に付、甲州の地理地名甲府御城内は防能く、小勢にても、籠られ候由彼是物語いたし、一體和學執心にて、禁裏を尊み候ゆゑ、自然と武家を誹り候趣にて候間、出會の儀も無益に存じ候、且又其方儀重立候役人と不和ゆゑ、其方落度見出したき樣子に察せられ、殊に大貳學問筋は片寄り候學方の由、家中にて申し觸し候に付、役柄の障にも可相成儀と存じ、出會相斷り候、併し出會致す間もなく相斷り候に付、忽卒に可相開哉と心附、外にて計らず出會候趣に心得くれ候樣、傍輩共を以て、大貳まで申し遣はし候、然るところ主人美

濃守重き存寄り有之候由にて、職祿幷に居屋敷取上げ、蟄居申付候由申之、右の始末に候上は大貳と出會候儀に付、外に譯合も無之候間構無之。

とこれに據れば、吉田玄蕃は大貳君の尊王主義を說くことを憚かつて絕交したやうな成行であるが、其處には何か仔細がなければならぬ。一說に大貳君が玄蕃を此渦中から救ひ出すため、出會斷の手紙を受取つたつもりで、其返事を認め、玄蕃の家族に渡して置いたのが證據となつて、意外にも玄蕃は、幕府の嫌疑を兇れたといふことであるが、智慮周密の大貳君であるから、其樣の事があつたと信じても宜い。玄蕃自身が大貳君の所說を疑つて、絕交するやうなことはなからうと思はれる。兎に角玄蕃は不幸中の幸福で、大貳君とは何の關係もないと云ふ事で白日靑天の身となつたが、憎むべく又小氣味の好いのは、松原郡太夫等の醜類で、賢を忌み能を嫉み、自己の榮利を貪るためにつまらぬ詮義立てを

して、其餘波は可惜名士を寃獄に繋ぎ無辜の人々を苦しめた因果は覿面、左の如き罪狀を申し渡された。

織田美濃守家來　在所家老職　津田賴母　七十一歲

同　吟味中死去　關野定右衞門　五十五歲

同　用人　松原郡太夫　四十九歲

同　用人　津田庄藏　三十六歲

同　在府年寄役　柘植源四郎　四十三歲

其方共儀、傍輩家老吉田玄蕃儀、山縣大貳へ出會候節、兵學の事に付甲州の地理地名幷に甲府御城内の儀、其外御備向等、碓水、箱根、御要害の噂を申敎へ候ところ、右樣の者を主人へ申し勸め、目見等も致させ扶持方をも遣はし申すべき旨、又は美濃守領分の儀も、大貳へ噂いたし候由、其節大貳方へ同道いたし候、主人領分上州甘樂郡小幡村京都妙心寺末禪宗崇福寺隱居梅叟物語いたし候に付、美濃守所存をも承ら

ず、大貳へ右體の儀申聞候段、美濃守を蔑に致候儀、捨置がたく梅叟物語の趣取締らざる儀に候へども、書留、美濃守へ申聞け、玄蕃儀權高我意强く候に付、玄蕃幷に同意の者共、夫々咎申付梅叟物語の趣吟味致べき旨申聞候へば、其通り取計ふべき段申候に付、玄蕃其外咎申渡候玄蕃儀、我意權高にて、美濃守ために相成申間敷と存候はゞ、其所存を以て申立べき事に候所、左程の品も無之、梅叟申聞候趣は、假にも御要害筋の儀に付、取締らずとは申ながら美濃守承り候ては、彼是捨置まじくと存じ、其爲に申立候事ゆゑ、最初よりして吟味致すべき所存にて無之候所、吟味可致旨美濃守へ申聞候へども、右の所存ゆゑ、勿論吟味も仕らず、罷在り主人を蔑に致し殊に右始末より主人の不調法にも相成り、既に主人美濃守へ度々の御尋も有之候上は、重々不屆の始末に付、重追放申付る。

それから崇福寺の隱居梅叟は、玄蕃、大貳の事を郡太夫等に物語をして、

事件の端緒を開いた僧侶であるが、これも連累で、輕追放となつた。

織田美濃守領分上州甘楽郡小幡村

京都妙心寺末禪宗崇福寺隱居　梅叟　五十一歳

其方儀、織田美濃守家來吉田玄蕃同道にて、永澤町浪人山縣大貳方へ兩度罷越し、玄蕃大貳へ學問筋物語いたし候節、其方儀甲州の咄を仕出し候へば、甲州は要害宜き地に有之、甲府御城內は防よく、小勢にても防がれ、碓氷箱根は一續の山の由、大貳雜談いたし、玄蕃儀美濃守學問勸方の儀に付、存寄候趣ども咄出し候儀を、松原郡大夫へ咄し候所郡太夫儀何とやらん耳立ち承り候に付、其方儀も其趣を郡太夫と共共自然疑しく相聞え候樣に申聞け、其の上玄蕃儀、大貳へ扶持方など遣はすべき旨申し候儀に無之候ところ、扶持方遣はすべき旨申し候由郡太夫へ申聞、且右物語いたし候趣を郡太夫其外家老用人共書留、列座にて讀聞かせ候ところ、違ひ候儀も有之候へども、領主の重役人

共の事ゆゑ、押返し候ても申難く、相違なき旨、相答へ候事ども不屆に付輕追放申付る。

次に織田家の家來吉田八藏、高見澤豫左衞門、蒔田儀左衞門の三人も、玄蕃と共に大貳君の許へ立寄つた廉で、郡太夫等に陷れられたが、此疑獄にも關係し、結局構無しと云ふ事で放免された。氣の毒のは蒔田儀左衞門で、事件の落著を見ないうち病死してしまつた。

織田家の方面は、これで終局を告げた。

## 〔七〕幕府の判決

大貳君は明和三年十二月二十一日に捕縛せられて、翌年八月二十一日に罪狀言渡しがあつた。其間の取調べ方は那麼容子であつたか、寶曆の竹內式部のやうに、吟味次第といふやうなもので殘つて居れば、當時の模樣も分るが、一向さういふものもなし。今日となつては、只揣摩憶測の風說を傳へるばかりで、其眞相は知れぬ。幕府でも朝廷に關することとて

あるから、大いに憂慮して非常に秘密主義を執り、所司代が京都方面を探つて幕府に報告した書類も、阿部伊豫守が燒き棄てたといふ事も傳へられて居る。或ひは京都へ遠慮して其麼事を仕たかも知れぬ。然し表面上の宣告は左の通りであつた。

長澤町安兵衛店浪人　山縣大貳　四十三歳

其方儀常々弟子共へ渡世又は藝術の勵にも候間、門弟其外入魂致候得ば、兵亂或は變事有之候節何れの用にも相立事に寄り立身等致べき旨申聞候段、兵亂を好む道理に相當り且又甲府御城附御武器員數の儀ども覺え候に任せ申散し、熒惑星心宿に掛り、右は兵亂の萠の由古書に有之候處其後上州邊百姓ども、騷立候間少は其驗有之事の由相咄し、當時は禁裏行幸も無之、囚同前の由雜談致し、堂上方の古實に背ける趣を草紙に認め、或は兵學の講釋致し候に付地利へ引當ず候ては、相分り難き品は、甲州其外見聞に及び候國の地利地名城々へ引

當て、御要害の場所を譬に取用ひ講釋致し候儀ども、旁恐多き不敬の一至、不屆至極に付、死罪申付る。

右の宣告文の內容を詮索して見ると。

一、營業のために兵書を講じ、門下の諸生に對し、實地に臨み、實功を顯はすべき心得を以て奬勵したるは、亂を好む義に當ること。

一、甲府城の武具及び兵士の員數を記憶して人に話せし事

一、熒惑星心宿に入るは兵亂の兆たる事を古書によりて說き、上州に百姓一揆ありしを其兆候と稱したること。

一、天子の行幸を禁じ、幽囚同樣に爲し奉つる事を談話せる事

一、堂上方の古實に背けるを著述に現はしたる事。

一、諸國の地理を實地の例に取り兵書を講じたる事。

と斯う列擧して見れば、生命を奪ふほどの極刑に處する價値はないやうである。第一兵學の師たるものが、實地に臨んで役に立ぬものを敎へ

てどうするか。何の用にも立ち、事により立身を心懸るは士たるもの丶本分ではないか、如何に形式的虚儀に流れた、世の中でも、之に壓迫を加へるとは呆れたものである。劍を敎へるものは、人を殺すを好むなり、兵學を講ずるものは、國亂を好むなりと云つて、之を罰するならば、寧ろ劍法家、兵學家といふものを絶對的に禁止するが好いではないか。況して治に亂を忘れずといふ古語は、幕府時代の武士の間にも金科玉條として遵奉されたものではないか。次に甲府城の武具兵數を談話の料に供したといふことも、死罪に價すべきものではなからう。次に熒惑星の話は大貳君の持論とは全く相違して居る。大貳君は左程迷信的の人ではない、或は古書に斯う書いてある位の事は門弟に話したかも知れぬが大貳君を罰するより、寧ろ古書を罰するが宜いではないか。天子は幽囚に同じく、堂上方は古實に背く事をすると、此二つは柳子新論にある如く大貳君は張膽明目して、正々堂々の議論を吐き幕吏を驚かした事と

考へられるが、極刑に處するほどの罪にもなるまい。最後の要害に關する地理の講釋、これは場合によつて重大の事件であるから。死罪となつた理由は、これが第一かも知れぬ。當時の公文書は今讀んで見ると、語脈も聯屬せず、故意と其意味を晦澁にして、甚だ散漫のやうであるが、微細の罪から漸次重い罪を排列したところを觀ても頗る用意周到のものである。

さて又藤井右門のはうは左の言渡してあつた。

大貳方に居候正親町三條中將家來の由申立候

藤井右門 四十八歳

其方儀浪人山縣大貳多能の儀を本町三丁目町醫師宮澤準曹神田小柳町浪人桃井久馬へ吹聽致し候へば、申消し候趣にて大貳儀甲府の御城御要害等へ引當、兵學論談致し、道理相分り候由の儀物語仕り、且又四年以前彗星心宿にかゝり候由、右古書の通り兵亂の萠に候處、其

後百姓騒動少しく其驗有之旨、大貳申し候樣拵へ申聞候處何方に兵亂の萠之あるべき哉計り難き由、甲府要害宜しく候へども、武田勝賴攻破られ候節の通に致し、攻め候らはゞ、甲府の御城落ち可申由、都て火矢の儀は風上より射掛候に付、南風に候へば、品川邊より射懸宜候由或は甲府の繪圖に引當て軍立を論じ候はゞ相分るべき旨の儀ども當時の地利地名へ當引て雜談仕り江戸の御城は西の方御手薄の由に付譬ば其方儀攻候はゞ東の方御要害堅固なる場所より攻め申べき事の由これを申候勿論其方儀叛逆等の儀は無之事に候得ども一體大貳を信仰いたし兵學論談又は合戰の致方を申募り候に由り合戰いたし候者の所存に相成り自然と前書の通此上も無き恐多き儀を雜談いたし候段不敬の儀不屆至極に付獄門申付る

此宣告文を一通り讀んだばかりでは、大貳君に比して別に重い罪科がありさうに見えない。要するに大貳君の受責をし、更に輪を懸けて吹聽

した形迹はあるが、大貳君と同罪、若くはそれより、輕さうであるが、江戸の城攻を具體的に述べたところが、將軍に對して大不敬と云ふので、大貳君より一層重く獄門の宣告を受けたのであらう。次に竹內式部は伊勢國から遙々呼び立てられて、大貳君と同じく糺問を受けたが、左の宣告を受けた。

勢州宇治今在家町御師鵜飼又太夫方に居候

式部事　竹內正庵　五十歲

其方儀長澤町浪人山縣大貳幷同人方に居候京都正親町三條中將家來之由申立候藤井右門と反逆一味の者の由訴人有之候所大貳右門儀も反逆にては無之其方儀右兩人知人にも無之旁疑しき筋も無之候へとも先年京都に於て重き追放に相成り京都は御構場所に有之候處住居いたさず候へば苦かる間敷と存じ御構場所へ立入り候段不屆に付遠島申付る

此によりて見れば大貳君と式部とは元來一面識もない間柄になつて居る。加之式部を大貳君に紹介したと傳へらるゝ右門も式部君を知らない。右門は寶暦事件の際、政之助又は大和守と稱して、諏訪良房の指揮を受け行方を晦して、再擧の機會を待つたとも云はれて居るが、式部をも知らぬとすれば、此間の消息は分らぬ。尤も諏訪良房は架空的人物で、右門の事蹟も、疑ふべき點も多いから、俗説の大貳君及び右門、式部が江戸に相會して謀議を凝した事は信用出來ぬ。或ひは大貳君も式部も共に思慮縝密の人で、其事實を陰蔽せんがため、證據となるべき書類を湮滅に付し、幕吏の前に於ては互に知らぬ人の如く裝つたと云ふ説もあるが、何れも臆斷の事で確なる證據の出るまで、吾人は之を斷言せぬ。

次に加賀美父子、大貳君の兄齋宮其他の人々に對する宣告を掲げやう、

久保平三郎代官所甲州巨摩郡龍王新町村に元居候百姓

山縣齋宮事　市郎右衞門　四十六歳

### 山縣大貳

其方儀先達て病死致し候百姓市郎右衛門株を相續致し、人別帳へも市郎右衛門と記し置候上は百姓に相成候所他國へ罷越候節は以前の通り、山縣齋宮と名乘り、帶刀致し、且又弟長澤町浪人山縣大貳兵學講釋の節、甲府其外御要害の地利地名へ引當て攻方防方等の儀申散し不敬の至に候所譬に申聞候事は苦からずと存じ差置き、心附も無之、罷在候段不屆に付中追放申付る。

阿部伊豫守家來
今村彈次　二十二歲

同
茂上六彌　三十一歲

同
內藤源五郎　三十歲

新御番津田日向守元家來神田元乘物町代地
喜兵衛店浪人
立木九郎兵衛　五十三歲

永井飛彈守家來
市川淸藏

藤本甚助御代官甲州山梨郡下小河原村

山王權現神主　加賀美上總　三十歲
同人父　加賀美信濃　五十五歲
久保平三郎御代官所甲州巨摩郡龍王新町村に居候山縣齋宮事
百姓市郎右衛門地守　孫八　三十八歲
松平遠江守家來醫師　朝倉立庵　三十一歲
土屋越前守組與力中村八郎右衛門地
借請人　澤田文治　三十五歲
長澤町安兵衛店請人山縣大貳方に居
候弟子　富永道生　二十三歲
右大貳召仕　彌助　二十歲
靈岸島濱町六兵衛店町醫　高橋文仲　三十九歲
長澤町家主　安兵衛　四十四歲
松平伊豆守家來　福島傳藏　三十六歲

永澤町安兵衛店浪人山縣大貳方に居候

盲人　東壽　二十三歳

以上の關係人は何れも構へ無しと云ふ事で、放免になつたが、こゝに最も小氣味好く又笑止千萬の人々は桃井久馬等四人の訴人である。

本町三丁目源兵衛店醫師　宮澤準曹　四十七歳

神田小柳町三丁目與兵衛店浪人　桃井久馬　四十九歳

神田永富町二丁目代地兵右衛門店浪人　佐藤源太夫　五十七歳

南鍛冶町二丁目忠右衛門店　禪僧靈宗　五十一歳

其方共儀、長澤町浪人山縣大貳物語の由にて同人方に居候堂上方家來と僞りし藤井右門儀取留ざる不敬の儀申出候に付心得がたき故出會の度々承糺すべしと尋問の所公儀へ對し恐多き事共雜談いたし候段大貳右門不屆なる儀を企いたし候と存じ推量を以て不慥なる儀を治定の趣に相認め大貳弟子共の內親しく隨身と承り候へば

何の儀も相糺さず徒黨の事も相察し荒增承り候儀を取集め認置き其内には大貳右門知人にも無之者も有之其外御家人幷に堂上方にも一味のもの有之由重き事共を相認め其方共儀蔭に相成り手寄を以て訴べしと彼是取拵へ候儀一途に御爲を存じ訴べしと存じ候はゞ疑敷と心附候趣虚實仔細見聞に及び候迄有體に訴出べき所上も無く恐多き儀を厚く相聞え候樣に申立候段公儀を憚らざる致方不屆至極殊に其方共の訴より大勢無罪のものまで入牢いたし御詮議に相成り其上無名の捨訴狀捨文等有之右認方全く其方共の仕業に相聞え重々不屆の至り重科の者に付死罪申付べきの所大貳右門企の儀は毛頭無之候へども兵學雜談或は堂上方の儀其外恐入候不敬の雜談申散し候段は其方共申立より相知れ大貳儀は死罪右門儀は獄門に申付御仕置相立候に付不屆ながら訴人の事ゆゑ宥免を以て助命いたし三日晒の上遠島申付る。

是等は無智なる小人の常として、大貳君等の正論を聽いても其眞意が分らず、謀叛の兆候があると早合點して臆病風に吹かれ。萬一連累と見做されて、處刑でも受けることがあつては大變、それより早く訴へ出て都合好くば褒美に有付んなどと、臆病の癖に慾深くも針小棒大の訴狀を認め、出訴した結果が、三日晒の上遠島とは滑稽であつた。次にもう一人

水野壹岐守家來　吉見長左衛門　五十六歳

其方儀去年十二月本町三丁目醫師宮澤準曹罷越彼是疑しき趣訴出べき哉の旨內談および其後名前書付請取置候所當二月右準曹吟味に相成候まで等閑に致し差置候儀不屆に付勤向取放ち主人方にて咎申付候樣申達候間其旨存ずべし

これは宮澤準曹から、出訴の內談を受けて、等閑にして置た越度で意外お灸を据えられたものである

## 〔八〕 志士の最後

嗚呼明和四年八月二十二日は一代の名士たる山縣大貳君が刑戮せられた日である、門人小泉養老等は其遺骸を乞ひ受けて四谷の全德寺に葬つた大貳君は其前十五夜に左の歌を作つたがそれが辭世となつた。

くもるともなにかうらみん月今宵
はれをまつべき身にしあらねば

* * * * * * *

藤井右門は疑獄の結審を見ず、獄中で病死した。然し當時の刑罰は殘酷極まるものだ、罪狀が定まれば、死屍を刑したものだ右門の屍體も長い間石灰漬にして大貳君の處刑と同日に、鈴ケ森の刑場へ曳き出され、磔刑に處せられた明和風土記によれば、右門幻術を善くし、空中を飛び歩くなど〻いふ風説があるので、厚さ二寸の板を以て六尺四方の箱を作り、其中に右門を入れて釘付にし、四方四寸の穴一つを穿け、十文字の筋

金を以て、嚴重に外を固め飲食物は其穴より差入れ、吟味のときも箱のまゝ白洲へ擔ぎ出したと云ふことである。果してさうとすれば、結審の日まで到底生命の續くものではない。

* * * * * * *

竹内式部は其年十月伊豆の八丈島へ流罪となつたが、船中病を獲て三宅島へ上陸し、同年十二月五日病死した。渡邊國武子の天龍道人傳は、一時名高いもので、式部は卽ち諏訪の隱君子天龍道人王瑾であると云ふ事であつたが、式部が三宅島で病死したことは、左の舊記によつて、最早少しも疑ふべき餘地はない、

明和四丁亥年十一月二十日八丈島に流罪

勢州宇治今在家町

御師鵜飼又大夫方に居候

式部事　竹内正庵

船揚りより濕病相煩亥十二月五日病死　五十六歳

これは三宅島地役人より差出した流人罪名帳の寫である。これて天龍道人と式部とは全く別人であることが、明瞭になつた。一旦は萬乘の至尊に師と敬はれた偉人が夙志蹉跎、海島に竄死するとは、痛恨の次第である。

* * * * * *

こゝにまた最も氣の毒に感ずるのは、大貳君の舊師加賀美櫻塢と其子上總である。殊に上總は放免されて歸國の途中、勝沼驛で、暴に病死した一說には幕吏が其有爲の人物たるに注目し、將來大貳君の遺志を繼いで、事を天下に起す者は、此上總であらうと睨んで、護送の目明しに內意を含め、上總が咽喉が渴いて水を乞ふたとき、毒を投じて殺したといふことである。然し構へなしと云つて放免した者に、目明しなどを附け、護

送させることは、幕府時代にも無い例である。又毒殺せねばならぬと見込を付けた人物なら、獄中に居るうち、殺つてしまうだらうと思はれる。獄外へ出してから、迂濶に毒殺などをすれば場合によつて、大騒動になり、役人の秘密も發露ることがあるので、所謂一服盛と稱して、囚徒を毒殺するには、大抵獄中の仕事であつた。斯ういふ時には種々の憶説が、事實のやうに傳へられて、後世の口碑に殘るものだから、上總の事もそれと斷言は出來ぬ。

上總は光起と云つて、此時三十歳の壯年、和漢の學も、家庭の薫陶によつて、殆ど大成の域に入り、詩歌文章共に巧みであつた。

父の信濃即ち櫻塢は五十五歳の老人でも、至極壯健で此難關を切拔けた。出獄して宿預けとなり、まだ事件が落著しないうち、郷里へ送つた手紙があるから、左に掲げやう、

助右衛門殿宇八郎被遣下。皆々道中無事に一昨二十五日八ツ時過。拙

者旅宿小傳馬町木屋權左衞門方に到着。久々にて對面安否共承知。卽時馬喰町上總旅宿に使遣はし呼寄。皆々打寄。緩々咄共いたし候。先以甚暑之節、御家內御揃御別條無之。拙宅隱居初め長幼皆々無事。おしづ十九日に出產。勿論出生の子は育不申候由。乍去母は無恙。其上產後順快に御座候由承知。安堵致候。拙者父子隨分無事に罷在候、御安心被下度候。

去月十五日。拙者共出牢被仰付候節一所に大貳弟子大貳方に居候道淸と申書生。召仕彌助(是は信州之者)齋宮屋守、龍王村孫七。其外に一兩人致出牢候、道淸彌助は長澤町大貳宅へ御歸し、所々御預け被成候。拙者共は遠國の者故江戶宿預に被仰付候旨被御渡候。勿論入牢之砌御取上の懷中物等御返し被下、大小は宿に御渡し、宿屋內意を窺ひ、御奉行所門前にて拙者共に相渡し則ち父子共に帶刀致し旅宿へ罷越候。知己近付等其外誰に逢候義何之御構も無之。近所へは保養に出ある

きの事も不苦旨宿に申候間、一圓窮屈之儀無之候。此上全く御赦免歸村相待申候事に御座候。龍王の孫七は拙者宿一二間隔て大和屋小兵衛方に御預けに御座候、

拙者共到著之節、父子共御奉行御直に一通り御尋有之。其後四月朔日父子一所に御役人衆御吟味有之。何れも齋宮と取遣之書狀。無盡之事樂會などの日限申合候事を御尋。其段申上げ皆々御聞濟口書下書等出來。御讀聞かせ被成候。何之不屆も不調法も勿論申譯無之などゝ申樣なる事一圓無之。一通りの口書に此座候、出府以來都て三度御呼出し有之。四度目御呼出にて出牢被仰付。出牢以後は御呼出しも無之。御尋も相濟候故と存候。大貳兄弟藤井右門織田美濃守殿家來六七人先達て三人病死。是は大貳事計には無之。外にそれに付取さばき惡敷儀有之致入牢候。右は拙者共出牢之節殘り候。織田殿菩提寺小幡の崇福寺隱居。是も入牢にて今に出不申樣に承候。京都より竹内式部只今は

醫者に成幸庵と申候。是も大貳知人の由訴人之者共申被召捕候所。一向互に存不申ものにて。さして御吟味も無之。大貳弟子北大進外に江西藤三郎と申もの並に青あみにて參り候へども、書通一通の御吟味有之候上病氣付き當月初め兩人死去致し候。何れも丈夫成もの共に御座候所。御吟味も分りぎわに及び病死殘念成儀に御座候。隨分療治も被仰付毎日三度四度醫者兩人見舞藥も三四度給與せられ候。重病には皆々人參入の藥被下候拙者なども毎服人參二方宛入候を被下候拙者など皆々同居之人案思候處、仕合に快氣致し候大慶に候。偏に皆々處々祈念も被成下候冥助と難有奉存候。

右助右衛門殿宇八郎到著無事之儀御承知被下、且又先達而出牢之儀計ざつと申入候委細之譯申述候に及ばず候故此度右之段申入候。御安堵可被下候宇八郎等權右衛門方に居候故上總も毎日參り咄候。來月三日四日頃宇八郎等發足罷歸候積りに御座候天氣合等にて日限

一兩日も延引致候儀も可有之候、御案思被成間敷候。助右衞門殿能連にて宇八郎罷歸候にも何事に付氣遣無之候致大慶候。上總も別紙可申上候へ共拙者方より細書別儀無御座故宜申入候。宇八郎助右衞門殿歸國之節猶又委しく御聞可被下候。此書中之趣只首尾宜敷とのみ外へは御傳へ委細之儀は御沙汰無之可被下候。尤も書中御一覽之後火中可被成下候猶期後便恐惶謹言。

六月二十七日　　加賀美信濃守

宅間平之丞
關野儀右衞門　御中

尙々何方へも宜敷御傳へ可被下候。拙者共歸國盆前に可相成哉何共早々相濟候樣願上候、多分は大貳一件不殘一所に放免にても御座候それ迄外にも延引致すべきやと申事に御座候。何れも相知れ不申甚暑之砌に御座候へば隨分暑氣御凌ぎ被成候樣存被候。

これによつて見れば、櫻塢の出獄は五月の十五日、それから八月二十一日罪狀の云ひ渡しあるまで宿預けてあつた。獄中の手當も、充分鄭重にして、人參入の藥湯を與へると云ふことは、當時にあつて、普通の囚人にはないことである。又書中織田美濃守家來三人病死とあるが、一人は誰なるや分らず。北大進江西藤三郎の二人も罪狀の言渡しに洩れて居る櫻塢は其後明和七年神學指要と云ふ書を刊行し、天明二年五月二十九日七十三歳の高齡を以て病歿した。

*　*　*　*　*　*

大貳君の兄齋宮昌樹即ち市郎右衞門は、其後野澤豐後と姓名を改め、東海道鞠子驛長禪寺に寓居して、寛政十二年閏四月七日病を以て歿した享年七十五。

# 第五章　才藝性行

## (一) 天文學

大貳君の經術文章は、既に本領の章に於て細しく述べたが、其餘技たる才藝に就て、吾人の窺ひ得た一班をこゝに記さう。

兵學は大貳君が罪を得たところであるが、これは孫吳の講義をしたので、吾人の如き門外漢には能く分らぬから、別に識者の判斷にまかせやう。天文學は星經淘汰、天經發蒙などの遺著があるから、其大體が窺はれる元より支那古來の星學を基礎としたものであるが、和蘭、西班牙、葡萄牙などの人々より傳へられた泰西の新智識を參照して、折衷を試みた形迹がある。(勿論明淸人の著述によりて學んだものであらう)

藤井右門の宣告文を見ると、彗星心宿にかゝり云々の文句があるが、當時の老中、奉行などは一向無學のものと見えて、彗星と熒惑星とを同一

と思つて居たらしい。さもなければ大事の公文書に、之を混同して、改めずに置く筈がない。

熒惑は火星で常に見えるもの、たゞ其位置が心宿に入るを以て、妖兆とすることは、支那の俗説として傳へられたので、彗星とは全く別物である。彗星は俗のはゝきぼしで、長星、孛星、攙槍など名けてある。漢書の註には、孛、彗、長、三星其形象小しく異なり、孛星は光芒短く、其光四出して蓬々孛々たり、彗星は光芒長く、參々として掃彗の如し、長星は光芒一直指にして或は天に竟るあり、或は十丈、或三丈、二丈常なしと。何れも我邦でははゝきぼしと唱へて居る。大貳君も、幕吏が彗星と熒惑を同一に見て、判決を下したには呆れたらう。寳曆の竹内式部が奉行以下一向の盲目人と相見えといふ歎は、大貳君も發せざるを得ない事であつたらう。

さういふ時代に於て、大貳君は支那に關する天文學ばかりでなく、泰西の新説まで研究したところは絶倫の才學と識見とを具へたものであ

ある。

天の實體は立圓中居して、地其中に垜堁す。たとへば球子の如く…………上下四方の分もなく、只其天に向ふところ、皆其上なり、地に著くところ、皆其下たり………故に紅毛西洋の國の如きは、此方よりおもへば、人首皆下に向ふといへども、其上下も亦猶此方の上下の如し……是明より以來、始めて其說の詳かなることを知るなり。………大陽天は是れ日のかゝる所にして、萬象の光を取るところ、陽和を布施して萬物を發生するものは、全く此天の功にして、人間晝夜明暗四時節氣の運動これによらずと云ふことなし。其右旋大約三百六十五日二十四刻餘にして一周す、是卽ち一歲の日數曆術の由て起る所なりと、

右は天經發蒙の一端であるが、百五十年前にこれだけの智識を有するものは、日本全國の中に幾人居たらう。福澤諭吉の窮理圖解を始めて讀

んで、不思議に思ふ日本人の中にも、百五十年前斯ういふ事を知つて居る人もあつた。

暦數算數、古は僞にして今密に、古は粗にして今精なるは、數千歳の久しきを經て、數十百人の知力を得て、漸く然るものなれば、一概に古人の說のみを貴びて、これに染むべきにあらず。

と儒生には、古今の通弊なる保守の偏見を棄てゝ、究理を專らにする大貳君の見識は、此一條でも能く分るであらう。それから地球寒溫の五帶、五大洲の說は現今說くところと異はない。日月二曜、木火土金水五星運行の理も詳細に說明して、遺憾無してある。殊に秦漢以來の曆法を說いたところは、如何に博覽强記の人であつたかと思はれる。學術の進步に誇る明治の聖代でも、寺尾博士は先年暦の中に月蝕を記入することを忘れて罰俸の懲戒を受けたが、大貳君は日月蝕を精密に測知する智識を有して居た寺尾博士も此天經發蒙を能く讀んで居れば、其麽お灸

は据えられまい。

そこで天經發蒙、星經淘汰の二書を、隅から隅まで讀んで見ても熒惑心に入れば云々などいふ迷信的記事を信じた點は更に見えない。また大貳君ほどの卓見家が其麼妄誕不稽の舊說を信用する筈もない。大貳君の天文學は支那歷代の書籍によつて得たものとは云ひながら、頗るハイカラ式の新しいもので、迷信に關する事は一切淘汰してある。星學淘汰の題目も之がために設けたものであらう。然るに熒惑云々の說を以て罪狀の一つに算へられたのは、心外千萬の事であらう殊に熒惑即ち火星と彗星との區別さへ知らぬ宣告を受けては堪つたものではない。此一事を以ても吾人は、大貳君の寃罪を悲むものである。

## （二）詩文

詩文は大貳君にありて全く餘技に過ぎない。然し其才の施すところとして可ならざるなきに、吾人は感歎の聲を惜まぬ。

柳子新論は主意の上に於て、大に稱揚すべきものであることは前にも述べたが、其文章は稍駢儷體に傾く弊がある。然し是も才力餘りあつて潤飾に意を用ゐた結果であらう。

下富士川

鰍門遙向駿河通。急瀨長湍見鬼工。目送千山皆走北。扁舟早已入南中。

此詩は大貳君の作として名高いもので、格調も能く整ひ、絶句としては上乘のものである。

熱海浴泉歌

豆相衆嶽總崔嵬。攀躋過嶺更有海。海氣漂漫欲滔天。怒濤狂瀾動星彩。
豈意岸頭出熱泉。此泉不知誰爲煎。六時沸騰霹靂動。猛焔凌空掩山巓。
忽迸走疑急雨下。鬱蒸可怪似九夏。下流所過盡赤地。巖畔草樹故顦顇。
人間却醫膏肓疴。設盤築室且開肆。肆中往往人作群。南北東西集如雲。
從來只說浴此者。能令顏色長欣欣。孤客自抱烟霞癖。澡身直欲解紛紜。

これは大貳君の作としては、得意のものでなからうが、他に長篇の詩が見えない。

要するに詩は餘り上手ではないが、文章は頗る巧であつた。學問が博く取材に窮しないから、辭藻富贍で、駢儷體の文を作つては、當時の諸大家中、殆んど其右に出るものはなからうと思はれる。左に琴學發揮の序文を譯して掲げやう。これは駢儷體として、幕府三百年間有數の名文で、頼山陽などがいくら骨を折つても出來るものではない。中島棕隱なら眞似られるか知れぬ。

原夫。風を移し俗を易ふには。樂を是先となす。
性を理め身を修むるは。琴乃ち其首なり。
是を以て。聖主敎を施し。用て能く萬邦の風を省み。
君子常を守り。由て以て六經の就を見る。
故に廟庭以て頻繁の誠を薦むべし。

燕寢以て煩囂の塵を濯ふべし。
所以に虞舜に南薫歴山の操あり。
周文に拘幽懷古の吟あり。
將歸猗蘭深く行藏の意を寓し。
踐形朝鶴切に戰兢の心を示す。
至若夫瓠巴曲を奏すれば淵底の魚を踊らし。
師曠絃を撫すれば林下の鶴を舞しむ。
則ち豈啻其技の致す所のみならんや。
亦且此器の神あるなり。
奈ともする無し、古を去る既に遠く敎化漸く衰へ。
新を好む益々深く制令數々變す。
隋氏律を革めて古調乃ち微なり。
呂君工を縦にし、徽音遂に歇みぬ。

山縣大貳

羯鼓穢を洗ふて、絲桐何の辜ある。
胡樂堂に上りて、鐘呂是れ寃あり。
金元夏を猾して、雅響永く湮み。
朱明代り興りて、杜撰益す起る。
八音形似して。
五聲實殊なり。
正に應に和同すべく、本義無きに非ず。
定て當に理に達すべく、胡然不文なる。
獨我邦、渢渢たる游聲、自ら忘味の感を致し。
洋々たる亂奏、なほ盈耳の歎を起す。
鐘律全く存す、周漢の遺。
曲調偏に傳ふ、華夏の正。
琴瑟の廢、既に久しと雖も。

笙簫の韻、猶未だ濫ならず。
諸を舊章に求めて、徵すべきもの少からず
之を遺典に收めて、據るべきもの頗る多し
昌貞は、寒鄕の編民。
東野の鄙俗。
聊か好古の癖ありて。
頻に數奇の難に遇ふ。
家技を他方に鬻ぎて。
古器を下邑に獲たり。
華飾無きを以て、反つて千歲の上の音を聞くに堪へたり。
識銘に非ずといへども、實に百年前の物たるを知れり。
蠹屑掬に盈て、而して宮商の響、朗々聽くべし。
殘絃改め張れば則ち、鏗鏘の韻、嫋々として斷へず。

是に於て、益〻知る當年雷家の材は固より、雲和の舊に異なり。
　晩近朱氏の譜は、必しも韶武の遺に非るを。
既に時流の從はざるを覺り。
　乃ち古道の復すべきを思ふ。
家亦嘗て舊譜を藏せり、商音越殿の歌。
　偶〻奇篇を得たり、徵調幽蘭の奏。
兼て二途を取り、指法得て曉るべし。
因て數曲を繙し、音調頗る能く諧ふ。
習熟纔に成りて、自ら舞踏の喜びに堪へず。
懷抱頓に解けて、奚ぞ芹暄の情無きを得ん。
然りと雖も、憲章を祖述するは、神聖の懿範にして。
　絕を繼ぎ廢を興すは、賢哲の茂勳なり、
細民多伎芻蕘の易きを爲すに如す。

小人僭妄、寧ぞ負乘の譏を免れんや。
仰ぎて楚璧の刑に遭ふを怖れ
伏して燕石の笑を取るを耻づ
劒を撫して避け難し、先容を求むるに孰與ぞ。
櫝に藏して售れざるは、豈善價を待つに若んや。
乃ち一得の拙を陳べんと欲し。
實に千慮の勞を惜むと爲す。
楮に臨みて跼促の才を恨み。
筆を投じて慚愧の至に堪へず。
將に便を以て質訪せんとし。
薄か言ふて由る所を記しぬ。

寶歷十三年龍集癸未、律太族に躔る

琴學に關する典故を採つて、腹笥を傾け盡し、而し對聯を以て議論を行

るに、縱橫自在機杼手に在つて、一篇雲錦の文を織成し、淸初の諸大家も之に過ぬほどである。大貳君の大才を以て、此雕蟲の小技に巧みなること此の如しとは、實に意外で徒らに慷慨悲壯自ら喜びて、粗獷の文辭を弄するものではない。

* * * * * * *

又源正武といふ人を弔ふ辭がある。正武は何人であるか分らぬが、

峽中の源君、正武直諫を以て流に處せられ未だ途に上らずして死す、死友弟昌貞、薦むるに淸酌を以てし、謹んで弔辭を作る。

と云ふ序文によれば、上を諫めて罪を獲た硬骨の人であるらしい。此弔辭は寶歷十三年十二月に作つたもので、大貳君の門下諸子も追悼の詩を賦した。其中山田穀と云ふ人の小引に、

十二月初五日縣先生に會す、適柴田翁の小祥に値ひ、諸君詩以て哭す。

とあるから、正武は柴田氏である。小祥と云へは一周忌で、寶歷十二年十

二月五日に沒したものと見える。又渡邊映の小序には、
源正武は家世幕府に事へ、峽城に戍衞たり、極諫を以て罪を獲、豆州に流され、未だ途に上らずして死す。
これで豹の一斑が分つたが、其死は尋常でなく、慷慨の餘、屠腹でもしたではなからうか、大武君の弔辭は、賈誼が汨羅を過ぎて、屈原を弔ふやうに、慷慨悲壯の文字である。これらも其辭藻を窺ふ料となるであらう。
竊に聞く先生罪を鬼方に俟つと（竊聞先生兮俟罪鬼方）
何も亡く鴟夷軀を皮囊に託す（亡何鴟夷兮託軀皮囊）
袂を投じて悵然悲傷に堪へず（投袂悵然兮不堪悲傷）
懷言於邑して泣涕汪洋なり（懷言於邑兮泣涕汪洋）
嗚呼噫嘻何ぞ時の不祥なる（嗚呼噫嘻兮何時不祥）
頑童朝に臨みて媵妾邦に當る（頑童臨朝兮媵妾當邦）
沐猴にして冠す孰か量を知るとせん（沐猴而冠兮孰爲知量）

山縣大貳

令貍魚を捕へて狐兎墻を守る（令貍捕魚兮狐兎守墻）
鴟梟饕餮にして率舞蹌蹌たり（鴟梟饕餮兮率舞蹌蹌）
奚ぞ鸞鳳の猶能く翺翔するを見ん（奚見鸞鳳兮猶能翺翔）
君獨忠を懷きて豈跌踢を憚らんや（君獨懷忠兮豈憚跌踢）
忿爭して聽かれず此巨殃に罹る（忿爭不聽兮罹此巨殃）
人の識なき笑ふて以て狂と爲す（人之無識兮笑以爲狂）
擧世昏濁にして誰か佯に非ずと曰ん（擧世昏濁兮誰曰非佯）
吾獨喋喋として君が忠良を說く（吾獨喋喋兮說君忠良）
吾獨舊を懷ふて終に忘るゝ能はず（吾獨懷舊兮終不能忘）
吾昔武を講じ君獨場を擅にす（吾昔講武兮獨擅場）
吾昔文を論じ君獨腸を寫す（吾昔論文兮君獨寫腸）
夫疇昔を憶へば心實に擣くが如し（憶夫疇昔兮心實如擣）
吾唯德を崇ぶのみ寧ぞ我戇なるを知らん（吾唯崇德兮寧知我戇）

江に臨みて君を弔すれども君の聲を聞くなし(臨江弔君兮無聞君聲)
陵に陟りて君を望めども君が鄕を知るなし(陟陵望君兮無知君鄕)
髣髴たる長風、神其れ來り降れ(髣髴長風兮神其來降)
凜然たる精爽、威、霜を飛すに似たり(凜然精爽兮威似飛霜)
來往期無し復何渠央ん(來往無期兮復何渠央)
謦欬に就んと欲して轉結藹に屬す(欲就謦欬兮轉屬結藹)
踟蹰首を搔きて躑躅裳を褰ぐ(踟蹰搔首兮躑躅褰裳)
壹欝瞻望、存と亡とを知らず(壹欝瞻望兮不知存與亡)
想ふ君が高く驤りて帝の光に近くを(想君高驤兮近帝之光)
愧づ我骯髒として獨自ら彷徨するを(愧我骯髒兮獨自彷徨)
歲の云に莫るゝ身已に悤忙たり(歲之云莫兮身已悤忙)
霏霏たる雹霂懷の淒愴を益す(霏霏雹霂兮益懷淒愴)
君を訊ひ君に告ぐ君其れ來り饗けよ(訊君告君兮君其來饗)

日月輝きて鬼神章かなり(日月輝兮鬼神章)
叔世奚をか知らん道復昌ならず(叔世奚知兮道不復昌)
喬松の操芝蘭の芳(喬松之操兮芝蘭之芳)
千載の後、聲名自ら昂る(千載之後兮聲名自昂)

七陽の韻を押みて、邦、檣、蒼、降の如き三江の韻を交へてあるが、是は古韻を通用する法で、葬の字の如き今の韻書には仄用の外載せてないが、洪武正韻には茲郎の切音としてあるから平用である。周禮の族師以て相塟埋すのところも、平聲に協ふとあるので、大貳君は平に使つた。又葬を塟に書いたのも、韻學集成に據つたもので、これらから觀ても大貳君は音韻切字の方面に於ても其研究が精微を極めて居る、徂徠、白石以後は專門の音韻學者でなければ、こゝまで注意は屆かぬ。普通の詩人などは、生涯韻書を拈つて居ながら、佩文韻府に囚はれて、古韻などを調べる人はない跌踼の踼の字も佩文韻府は去聲の部にあるが、唐宋元明の諸書

は多く徒郎の切音唐として、平聲である、跌踼は廣韻に頓に伏す貌とあつて、蹉跌の意、呉都の賦に出て居る。蛣蟩は蛣蟯で、埤雅に蛣蟯は鼻無くして、香を聞くの意を用ゐたものだが、これも韻府などには無い典故である蹌蹌は詩經の箋註に、蹌蹌濟濟は士大夫の威儀なり、書經に鳥獸蹌蹌とあるところから使つたので、一字一句として出處典故のないことは書ぬ。後世頼山陽や梁川星巖などを、詩人だの文人だの大騒ぎを遣るが大貳君のやうに字々句々來歷のあるものは更に見當らぬ。山陽の鞭聲粛々夜過河、曉見千兵擁大牙などは僅々二句の中に、粛々千兵、大牙、三ツの熟字が用法を誤つた杜撰のものである。我より古を爲すと云へば、それまでだが、もう少し文字の來歷を正して貰ひたいものだ。

大貳君は又發音略と云ふ書を著はして、音韻のことを辯じたやうだが、其書はまだ吾人の目に觸れない。然し以上述べたところで、其研究の微に入つたことが分るであらう。

## （三）尺牘

大貳君から牧野子求に與へた漢文の信書がある。これは西山梨郡山城村の今井久兵衛と云ふ人が、先々代から家什にして置くもので、明治十三年　聖駕御巡幸の際に、當時甲府の裁判所に職を奉じて居た薄井小蓮（龍之）の手を經て神波卽山（名は桓）から梨堂相公（三條實美）の許へ差出し畏き邊の叡覽に入れ奉つたといふことであるが、草莽の一處士、而も刑戮に觸れたものゝ斷簡零墨が、斯る光榮を有するも、亦忠烈の餘韻である其時卽山より小蓮に送つた手紙は

山縣昌貞尺牘昨夕相公御手許へ差上置候處既に被レ供二 內覽一候趣に拜承仕候就ては御留置之程も難レ計此段先は追記致置候

六月二十一日　　桓

薄井先生

と云ふので、東京へ御持歸りになり、一年程經てから、お下渡しになつた

といふことである。

さて其文は牧野國手に答ふと題してあるから醫師に相違ない。前文は略して中途から載せやう。無論原は漢文であるから其つもりで。

敎を受く。凡そ人身の元氣と天地の元氣とは、其分自ら異なり。故に天地を論ずる者は、當に天地の元氣を知るべし。人身を論ずる者は、當に人身の元氣を知るべしと、是誠に然り、然れども僕の見る所を以てすれば、則ち彼の異なる所以は、特に形器の分のみ。請ふ嘗みに之を論ぜん。天氣は一陽のみ。卽ち是日火の氣熖なり。其微なるものを以てすれば、則ち煦々たるもの、蒸々たるもの、霏々たるもの、靄々たるもの、皆是なり。其大を積むに及べば則ち天地に充塞して、萬物を包函し。內外となく、表裏となく、能く化育の功を成し、以て流通の妙を致す。是に於てか始めて陰形あり。故に凡其の生あるものは、惴耎肖翹、飛潛動植、此化に由らざるなく、此育に由らざるなし。乃ち金石土塊の頑然生なきも

のに至るまで、亦皆其有にあらざるなし。易に曰く、大なるかな乾元、萬物資て始む、至れるかな坤元、萬物資りて生ずと、蓋此の謂なり。秦漢に及びて禨祥の說起り、而して後始めて五行の氣あり、陰陽の氣あり、天氣、地氣、人氣、風氣、雲氣、妖氣、瑞氣、瘴氣、癘氣、種々の氣あり、而も亦未だ始より之を一大氣中に寓せずんばあらず。而して創めて之を名けて元氣と曰ふ。而して衞生を以て言を立るもの亦人の由りて生ずる所を謂つて元氣となし、或は謂つて元陽となす。本皆諸を乾坤二元の言に取る。元は大なり、善の長なり。其名を命ずる所以固より當らずとせず。而して後世に至り、誤りて以て本元の元と爲し、則ち人物と天地と遂に分れて二元となる。是に於てか醫家亦叔元補陽の說あり、知らず大兄の所謂人身の元氣も亦且是區々なるものを以てするか。

敎又曰く、夫れ人の胎を受くるや、先此氣を稟け、固より其中に具して之を外に得るにあらずと、夫誠に此の如くなれば則ち何を以て之を

元と謂ふや、且其所謂氣とは、何物が之を賦して、何物が之を稟るや。若人物各自此氣を含みて外に待つことなしと曰はゞ則ち人各一氣を具すれば、兆の民は乃ち兆の氣あり。物に各一氣を具すれば、萬の物は乃ち萬の氣あり。復何の統紀かこれあらん。其復何を以てか造物者の功と爲ん。

又曰く乳哺三年、纔に水穀を以てし、之を養ふて以て一胃に寓すと、又曰く水穀、氣息、斯氣を遊布充養すと、僕謂らく氣息は即ち人身の氣にして、亦即ち是天地の氣なりと、大兄何を以て岐ちて之を二とするや云々

これは大貳君の哲學的見地を窺ふべきもので、至極面白いが惜いかな其末が截斷されて、結論を知ることが出來ない。

文意から推すに、牧野といふ人は醫師の見地から、人身を宇宙より獨立させて、人々個々に元氣といふものを具へさせるといふ議論、大貳君は

## 山縣大貳

宇宙の元氣が即ち人々の元氣であるとしたもので、大鹽平八郎の大虛說と其歸趣を同じくして居る。大鹽は方寸の虛即ち是宇宙の虛なりと云つて居たが、大貳君は人身の氣即ち是天地の氣なりと云つた。大鹽の虛といふも空々寂々何物も含まないと云ふことではない、たゞ宇宙と人身と相通ずるものであることを示す語である。大貳君が人物と天地とを分つて二元とするの不可を說くも亦これがためである。大貳君より稍後進の學者に座光寺南屏と云ふものがあつた。名は爲祥、字は履吉、甲州市川の人で正名錄、學譎、入神篇などゝ云ふ書を著はしたが、其學譎に『天は空虛を云ふ、空虛は氣なり、氣は神なり』易に所謂陰陽不測之を神と謂ふと、不測とは分れざるを云ふなり、即ち一氣なり天なり、或はこれを大極とも太一とも太元とも云ふ』と陰陽一氣の說は徂徠仁齋の古學者も、藤樹、蕃山の陽明學者も、共に說くところで、大貳君と南屏とは徂徠の學派に出で、大鹽は藤樹に出でたものであるが、其說の似たところ

は朱子學者の理氣を分つて二となすものに反對して居る．何如にしても吾人は此斷簡零墨により、大貳君の學說の一班を窺ふことが出來て大に珍重すべきものである。

* * * * * * *

それから廣瀨周平といふ人に與へて、唐詩捷徑といふ書を刋行することを相談する漢文の尺牘がある。唐詩捷徑は何人の著述であるかと詮索して見ると、大貳君の師たる五味釜川の遺稿である。之も譯して左に掲げやう。

時下蕭冷、足下恙なきや否や、僕伏枕故の如し、近ろ將に讌洲に卜居せんとす、旦夕悤々久しく通音せざる所以なり、過督せらるゝなかれ。前便圖南によりて、松崎氏の手に致す、領せらるゝや否や。唐詩捷徑の一擧向者に之を梓工に問ふ。凡そ紙四片を板となして一枚、一枚の費概ね二十錢、捷徑一部并に序拔、紙數六十片、乃ち板たる十五枚、則ち概計

凡三百錢、是を中金五片となす。是其大略なり。然れども市人の言毎に討價あり、事を擧るに至れば則ち當に復其數を減ずべきのみ、未だ費を助くる者幾何なるを知らず。其損る所將に此數に充んとするや否や、足下其旃を勉めよ。承託する所の左氏傳肆中好きものなし。唯市谷に於て一本を得たり。實に初頭摺する所のもの、然れども價甚だ高し故に直に之を募らず、先書を馳せて以て報ず。此書や小金方二片半、足下若欲せば則ち速に報書を下せ。唯恐らくは遲回して他人の有とならんを。僕亦近ろ僦移の事あり。是を以て自ら其價に當ること能はず唯足下の許諾を俟つ。他多く及ばず、不備十月十七日山縣昌貞拜手。

文中中金五片は五兩(一兩は六貫卽ち六十錢)であらう。紙數六十枚の小冊子でも、五兩の刻費は當時にあつて容易の事ではない。梁川星巖なども詩名一時に喧しく、門弟も數百人あつたが、其詩稿の甲集を刻するとき、夫婦の衣服を典物にして、殆ど裸體になつたと、小野湖山翁が話した

ことがあつた。それは措置いて、此尺牘を讀んで、大貳君が師友に對する情誼と篤學の志の篤いことが分る。

## 〔四〕 吾嬬森の碑

大貳君又古蹟を尋ねて、其湮滅せるものを廣く世に紹介することに努譯た。吾嬬森に自作の文を碑に刻して建てたも、其一つである。其全文をめして掲げやう。

下總國葛飾郡吾嬬森の碑

紀に稱す、日本武尊妾弟橘媛あり。穗積宿禰忍山の女なり。尊の東夷を征するや媛も亦從ふ。爰に駿河國より進みて相模に抵り將に上總に航せんとす。馳水の淒風起り浪洶き艨艟將に覆へらんとす。媛白して云ふ。是必ず海神祟を爲すなり。妾願はくは尊に代りて死せんと。瀾を披きて入り、風浪乃ち靜かにして、船岸に著くを得たり。尊既に蝦夷を平げ、還つて常甲武野の北を巡り、碓日嶺に登るに及び、顧望して嘆じ、

曰く、吾嬬はやと。山東諸國呼で吾嬬と曰ふこと、蓋し是より始まる。爾後瀕海多く其祠を建つ。而して下總の葛飾亦吾嬬森あり。傳へて云ふ、是橘姫の墓なりと。史に載せざる所と雖も、而も人口は是碑なり。豈疑を容れんや。乃ち今之を石に勒す、蓋し以て不朽に示すなり。夫れ媛の精烈は、毅然たる大丈夫と雖も、之を聞きて其容を改めざるを得ず。而して尊の一言長く山東の通稱となるもの、誰か其れ之を欽戴せざらんや。若し其れ神裔復千載の後に祀られて、今に至れる者は、則ち別に祠官の錄藏あり。

銘に曰く。吾嬬の國。吾嬬の森。邦彦國媛。千載の明禋。天にして墮ざれば。靈蹤其れ湮れんや。

明和三年丙戌孟夏建

此の碑は今も存して居るが、末の選者の姓名を削り取つてある。大貳君の刑死せられた後、禰宜等が幕府に憚り、鑿りつぶしたといふことであ

る。吾嬬森は東京府下龜戸の少し先で、武藏の國の中であるが、此文に下總國と特筆した理由は、春秋の一字の褒貶にならひ、武門の專政時代に改めた國疆は信ずるに足らずといふ意見で、王朝の舊に據つたものである。斯ういふところにも尊王の精神を發揮して復古主義を示したところが、大貳君の本領である。隅田川以東は古來下總の國であつて、何時頃から武藏となつたか、其時代は詳かでない。德川氏の江戸開府以來の事だといふ說は、一般に人の唱へるところであるが、天正以前の古文書にも、葛飾郡と云つた證據がある。大貳君が王朝の舊に據つたところは一見識あるものである。

### 〔五〕酒折宮の碑

酒折宮は甲府の東にあつて、日本武尊を祀つたところである。こゝにも大貳君の撰文を刻した碑を建てた。其文は

日本武尊既に東夷を平げ、還りて甲斐國酒折宮に次る、此を其舊址と

なす祠あり享祀懈らざるもの今に千六百有餘年、昌貞等景仰の至に堪へず、石を廟庭に樹て、謹みて之が銘を爲る。嗚呼、尊の靈德、千歲の下八埏の外、其化を被らざるなし。若夫れ庭績の著かなるは則ち史藉歷然たり。此に復序せず、銘に曰く、

維神國を開き。皇其綱を擧ぐ。要荒未だ服せず。其强梁を逞うす。偉なるかな帝子。是民の望爰に神劍を提げ。四方を經營す。梟師首を授け。蝦夷來王す。威德の及ぶところ披攘せざるなし。凱旋詠を作す。新墾の章。鏗鏘たる遺響。千歲芳を流す允に文允に武。盛化洋々たり。綿々たる洪趾寛宇以て康し。

と吾嬬森と云ひ、酒折宮と云ひ、大武君が武尊の武を欣戴して措かざるは征伐の權の皇室に在るを稱揚する所以で尊王の精神の第一義である。されば頼山陽の外史にも、開卷第一に『吾舊志を讀み、鳥羽帝の時數制符を下し、諸州の武士源平二氏に屬するを禁ずるを見て、曰く大權の

將門に歸するや、其此時に在るか』と、歎息してある。それに次で『蓋し我朝の初めて國を建るや、政體簡易、文武一途、海內擧つて皆兵、天子之が元帥たり』『天子必ず征伐の勞を親らし、然ざれば則ち皇子皇后之に代り敢て之を臣下に委ねず』と論じてあるが、大貳君の持論も無論それで院政紀略を著はして、精神を此に注いだ。乃ち日本武尊を推尊景仰する精神がこれで知れるであろう。然るに今や明治の聖代となつて、緩急事あれば擧國皆兵　天皇陛下大元帥となつて、之を統卒し給ふ。大貳君や山陽が筆を呵して心血を灑いだ當時の理想は、今日に至り實現して稜威は八紘に輝き、國運はます／＼盛である。大貳君等志士の精靈もさぞ滿足であらう。

大貳君また下總の香取神宮に詣でたときに、

たまほこのみちあるくににたづねきて
　　うてばこたふるかしはでのおと

と云ふ歌を詠んだことがある。平生敬神の念の厚いのは矢張愛國の至誠より出たものであらう。嘗て菅神の祠を龍王新町の舊宅の庭前に立て、鎮護神として袴腰天神と名け禮拜を怠らず、其側に梅樹を數多植ゑたといふことであるが、其祠は今も殘つて居る。

酒折宮に就ては安永六年に加賀美櫻塢が更造の募疏(漢文)を作つた事がある。それから寛政三年に本居宣長の作つた酒折宮壽詞といふものがある。其頃の事であつたらう、宣長から甲州の萩原德兵衛と云ふ人に與へた書簡がある。其中に

酒折宮は格別の舊跡の御事に御座候へば承知仕り後より相認貴君まで差進し可申此段被仰達被下度夫に付漢文碑文の寫御見せ被下一覧致候處作者姓名山縣昌貞と有之候是は山縣大貳にては無御座候哉貴國には山縣氏の人外にも可有之よもや彼大貳の文ならば其分に建てては有之間敷定めて別人なるべしとは存候へ共萬一大貳にて御座候へば其碑と並べ建て候事何とやらん心よからず存候間愚作碑文の儀は御斷申候早々

とある寛政三年は大貳君の刑死後二十五年を經て居るが、本居宣長などは斯くまで忌み嫌つたものであつた。

◎山縣柳莊之碑　（在東京市四谷區全勝寺境内）

今村亮撰

先生姓山縣。名昌貞。字公勝。號柳莊。通稱大貳。以享保十年某月日。生於甲斐巨摩郡篠原村。父領藏。世爲鄉士。先生天資英邁。自儒佛陰陽方技。諸子百家。無不綜覈。最長於鈐略之學。寶曆六年來江戶。十二年下帷於八町堀教授。從游者數百人。小幡侯織田信邦。巖槻大岡忠光。皆延爲賓師。縉紳家亦與焉。先生持論以尊王室擯霸府爲主。幕府忌之。以爲謀不軌。中以大辟。實明和四年八月廿二日也。享年四十有三。公卿列侯連座者亦多云。門人小泉養老。葬之四谷全勝寺。今之全勝寺是也。長子好春。冒齋藤氏。次子長順。冒今町氏。皆爲幕府避也。事具於家譜。長順即亮先考也。明治十三年。今上巡幸山梨縣。以其夙濟勤王之志。爲唱義首謀。特賜祭典於是。亮孫昌藏。始復本姓。又刻其所著柳子新論以獻之。其他所有院政略記。素難評。醫事撥亂。天經發蒙。皆私錄。孫子講義。大岡行狀記等之著。今茲丙戌五月。與住持勝惟。胥謀。改建碑。因錄其梗槩。如此。

明治十九年五月

# 第六章　逸聞一束

## 〔一〕三ケ所の墓

大貳君の刑死せらるゝや門人小泉養老、園部文之進、渡邊昌庵兄弟等が遺骸を乞ひ受けて、四谷の全徳寺(後に全勝寺に合併す)に葬つたことは前にも述べたが、其戒名は卓英良雄禪定門後に俊昌院居士の號を加へた幕府時代に刑辟に觸れた人は佛事を營むことも墓を立ることも許されなかつた

明治の聖代に至つて、聖駕御巡幸の際、其忠誠義に斃れたことを大御心にかけさせられ、山縣家代々の菩提所甲州龍王村金剛寺の墓へ特に祭資を賜はつた其折の御沙汰は、

甲州の處士故山縣大貳夙に皇室の陵遲を憂ひ講兵著書遂に非命に斃れ候段憫然に被思召候中巨摩郡龍王村金剛寺は墳墓の在る所に

にて忝く御巡幸の途に接す因て特旨を以て金貳拾圓を賜候條其縣に於て祭典執行可致事

明治十三年六月二十一日　　大政大臣　三條實美

といふのであつた。尋て二十四年十二月十七日正四位を追贈あらせらる、身後の光榮は、此上もない。

此金剛寺は龍王村舊篠原組にあつて、山號を延壽山といふ家の禪寺で大武君の墓は周圍に本柵を廻らし、松濤颯々、青苔露冷かなる處に一基の碑が立てられてある

金剛寺の過去帳に左の記錄がある

山縣柳莊。姓源名昌貞字公勝。國士昌滿之裔也。嘗生於此鄕。爲城士。有年于茲。有故致仕而遊東武。明治四年八月二十一日罹厄死矣。門人某甲携屍來。埋常州新治郡靈石山泰寧精舍下。昌樹建碑于祖君之廟左。祭焉。

法名　卓映良雄居士

安永二癸巳八月　　　　　　　　　　源昌樹誌

これは昌樹即ち齋宮が駿河より潜行して來て、立てたるものである。屍を携さへて云々の文によれば、常陸の泰寧寺と云ふ寺に遺骸は葬られたものであらう。其遺骸を更に掘り出して、甲州まで持て來ることは困難であるから、單に先祖の菩提所として齋宮が冥福を禱つたものと思はれる。

して見ると四谷の全德寺卽ち全勝寺境內の墓は首だけを葬つたものか。然し當時に於て遺骸を、十數里離れた常陸まで携へ行くことも頗る難儀な事である。且其緣故も不明了で、眞の事實を判定するに苦む。結局四谷の全勝寺に常陸と甲州と、墓が三つあると云ふ事になつた。

戒名も金剛寺の卓映と、全勝寺の卓英と何れが眞實のものであるか、これらは今の內一定して置くのが子孫たるものゝ責任であらう。

又右金剛寺過去帳の中に、城士になりの一語は星野博士と山縣昌臧氏

との間に爭論を起して、博士は城士とあるから、甲府の與力になつたと云ふ、昌藏氏は否與力にならぬと騷いだ事があつた、之等も些細な事ではあるが、判定がむづかしい。昌藏氏の言に從へば、此城士の語の解釋を別にせねばならぬ。さもなければ齋宮の書いたことを否認するか。因に記して置くが、此金剛寺の祠堂に、

當寺開基　笑嶽悦公居士　覺靈
　　　　如雲喜公禪定門

と記した靈牌があつて其裏面には

笑　飯富兵郞少輔虎昌　永祿八乙丑年正月
　　右舍弟與源四郞事

好　山縣三郞兵衞尉　天正三乙亥年五月二十一日於三州長篠戰死
　　永祿八乙亥年改山縣

とあるが、之によれば飫富山縣兩家歷代の香火所たる緣故で、浪人して

も容易に墳墓の地を離れなかつたものと見える。

大貳君の前妻齋藤氏は、夫に先つこと十年、寶曆八年八月晦日病歿して、四谷の全勝寺に葬り、戒名は觀山妙喜禪定尼、今は俊貞院大姉の號を加へてある。

全勝寺に碑を立てたのは、明治十九年五月の事で、其人々は德野覺齋櫻井定行、今村春齋、西秋雄、齋藤マサ、同ケイ、志方鍜の諸氏であつた。

## 〔二〕大貳君の子孫

大貳君には二人の男子があつた。長は前妻齋藤氏の腹に生れ、六歲のとき母を喪つて、叔父齋藤左膳の手元に養はれ、父の刑死後は幕府を憚り、外戚の姓を冒して、齋藤次郎兵衞好春と名乘つた。江戶高輪で引手茶屋を營み、文化九年八月七日六十歲で歿したといふことである。

次男は後妻深町多加の出で、幼名は長藏。明和元年二歲の時、大貳君は心に考へることがあつて、多加に長藏を伴れさせ、實家へ歸したことは前

に記した通りて、其後多加は同國違取村(今は佐波郡)の今村重兵衞に再嫁した長藏も其家で育てられ、今村氏を冒して醫道を學び母の命によつて、伊勢崎藩主酒井下野守に仕へた。多加は文化三年八月十九日に歿したが、想ふに大武君の遺孤を抱へた多加の心は那麽であつたらう。其子を教育するために貞女兩夫に見へずの本文を破つて再嫁した裏面には、幾多の悲劇があつたものと思はれる。今村長順其子亮其孫昌藏何れも好學の人で、大武君の後たるに耻ぢないところを見ても、多加は操を破つて操を立てたものであると推定しても宜からう。長順は天保三年七月晦日七十歳で歿し、其子が少翁、九郎兵衞(辻氏を繼ぐ)亮、了庵字祇卿の男三人である。少翁は父に繼で酒井家の抱ゐ醫師となつた俊太、雋次、秀の二男一女を擧けたが、俊太、雋次共に夭折して、秀を亮の三男芳雄に配して箕裘を繼がせた。芳雄の子が卽ち昌藏氏で、明治十六年本姓の山縣と改稱した。大武君の遺績を表彰するには頗る努めたものであつた

が、これも亡き數に入つて、其子は道子(近松定太郎に嫁す)昌一、歌子、昌之(今村亮の繼嗣となる)の二男二女である。

全勝寺の建碑者連名の中に、前甲府地方裁判所長現任控訴院判事志方鍛氏の名があるので、其緣故を尋ねると、同氏の夫人は今村少翁の弟辻九郎兵衛の孫で、即ち大貳君の孫の孫に當る。少翁の妻も、志方氏の祖母も、共に高崎の渡邊家から來たといふから重緣の間である、

今村亮は漢法醫として、淺田宗伯と並び稱せられて、明治の初年から、大學の教師、正院の飜譯局出仕、內務省脚氣病院委員等に歷任して明宮(皇太子殿下)御降誕の折には、淺田宗伯と共に拜診醫の恩命を蒙り、又文部省から大學に於て、皇漢醫道の沿革を講說することを命ぜられた。詩文も頗る巧みて、二十種以上の著述がある。明治二十三年一月十三日七十七歲で歿した。大貳君の子孫として、家聲を辱めないものである。醫業は信州高遠藩醫鈴木恒武の子春齋に傳へ。今伊勢崎で開業して居

る今村春齋は其人である。
それから、大貳君の長男の次郎兵衞にも二男三女あつて、長男は九歳のとき出家して、芝増上寺に居り、攝門と稱した。三縁山志などゝ云ふ書を著したこともある。吾嬬森の碑も大貳君の名を削られて、誰の書いたものか世間に忘れられて居たのを、此人が儒者の東條琴臺に話した事があるので、大貳君の撰と分つたのである。攝門の弟妹が、たつ、次郎吉、いのよね、の四人で、其後は何れも今殘つて居る。

## 〔三〕 藤井右門の素性と子孫

藤井右門の素性に就ては、從來多く世人に知られなかつたが、政教社の三田村玄龍氏が、本年三月發行の雜誌「日本及日本人」に書いたところを見ると、赤穗藩淺野内匠頭の江戸家老藤井又左衞門宗茂の長男である。
藤井又左衞門は食祿八百石、淺野長政以來功勞を積んだ門閥家である然し復讐の義擧にも與らず、餘り評判の良くないはうで、赤穗退轉後は

越中射水郡小杉村に住んで居た。そこで同郡大手崎村赤井屋九郎平の女を娶つて、吉平と名を改めた。最もそれまでも又左衛門の名は、前田家の領內では、藩祖利家が又左衛門と云つたのを憚り、名乘ることが出來ぬため、單に左門と稱して居た。此又右衛門の吉平と九郎平の女との間に生れた長男が幼名吉太郎と云つた後の藤井右門である。すれば右門の名も父が左門と云つたのと對して付けたものであらう。次男は仁平と云つた現今其六代目の子孫が同地に殘つて居る。

又左衛門の吉平は享保十八年に歿した、享保二十年吉太郎は鄕關を辭して京都に入り、其頃在京の前田民部利寛に隷屬した。(利寛の事は既に述べたり) 利寛も尊王主義の人で、吉太郎の才を愛し竹內式部の門に入れて學業を修めさせた。元文年中藤井大和守忠義其嫡子忠政が早世したので、吉太郎を乞ひ受け、養嗣子とした。こゝで直明と名乘り、正六位下大舍人となり、寶曆元年從五位で大和守に昇任し、八十宮御家司と

なり皇學所の教官を兼ねて居た（八十宮は靈元帝第十四の皇女吉子内親王で德川家繼に御降嫁の御約束であつたが、正德六年四月家繼薨去の後御髮をおろし、淨琳院宮と申し奉り、寶曆八年九月四十五歲で御逝去）八十宮の御世話係は正親町大納言公積、西洞院小納言時名の二人で、直明と意氣投合するところがあつて、深く交はつたといふことである。そこで寶曆事件が起つて直明は蹤跡を晦し、右門と名を改め雌伏數年江戶に出て、大貳君の許へ身を寄せたのである。

右門は京都に在ること二十餘年新太郎、源次郎、忠三郎といふ三人の子を擧げたが二子は夭折して生育したのは三男の忠三郎のみ、其子孫が目下京都に在る藤井九成である。

右門の處刑されるとき、淺草今戶の原立山妙高寺の住職日瓔、右門と同鄉と云ふ好誼を以て其首を幕府に乞ひ受け、其寺內に葬つた。然し右門が獄中で死んだのは五月二日で處刑は八月二十二日、三伏の炎天に懸

けて、百十日餘りを經た石灰漬の屍體であつた。幕府時代の刑法は實に野蠻極まるもので、加賀の錢屋五兵衞なども、嘉永五年の十一月獄中で病死し翌六年の十二月磔になつた。其間一年餘鹽漬にして置いておまけに八十二歲の老齡であつたから、木乃伊同樣のものであつたらう。殘酷無慈悲の評は通り越して、滑稽至極の事である。大貳君の新論にも幕府の濫刑を論議してあるが、實に呆れたものであつた。

## (四) 飯田遠江守の屠腹

本傳を著すに臨んで、廣く史料を蒐集したところが、甲府の山本峽雨氏から一の異聞を寄せられた、それは西山梨郡里垣村舊芝宮の神職飯田遠江守正紀と云ふ人が、明和の疑獄に關して、切腹したといふことである。

飯田正紀は加賀美櫻塢及び中巨摩郡西條村の山本攝津守忠告と孰れも神官同志で、親密に交際した。三人共京都へ上つて、姉小路中將實紀に

就て皇典及び和歌を學び三宅尚齋に就て漢學を修めた。

姉小路中將は寶暦事件には關係しないが、矢張皇室の式微を慨いて居た人で其門に入るものには、必ず程の一字を大書して其側へ『萬事之用捨在此一字』と小書し、風竹亭と落款した扁額を與へて入門の證としたさうた。

それて三人の主義識見も一致して、尊王の精神を有つて居たが、中にも飯田正紀は、大貳君の謀議に、最も深く關係し、大貳君が捕はれた報が甲州へ傳はるや否や山本忠告と櫻塢の二人は、飯田の許へ往つて、切腹させた、これは飯田が生きて居ては裁判の進行上、如何なる邊まで飛火がするか分らぬために、斷然たる所置に出たものだらうといふことてある。

然しこれは俗說の如く大貳君に容易ならぬ企圖があつたものとしての推斷て、歷史的研究の眼から見ると、飯田の切腹には、別に深い理由が

ありさうに思はれる。

## 〔五〕岡本東庵

明和風土記其他の俗書によると、竹内式部が江戸に來て、大貳君や右門と義兵を擧ぐる謀を議し、式部の發議で勅命を乞ふて、將軍家を朝敵にすれば、天下に號令するに、名も正しいと云ふ事で、其方法を講じた。然し式部は京都へ立入ることの出來ない身分であつたから、其舊友岡本東庵を京都から江戸へ呼下して相談しやうとした。東庵は何事か知らないが、江戸へ下ることにして、先づ德大寺公城、卿の許へ暇乞に往つた。卿は懷舊の情に堪へず、

わすれぐさわするゝくさもありもせめ
われはわすれぬむかしなりけり

と一首の歌を詠んで東庵に托し式部に寄せた。東庵が江戸へ下つて後式部は此歌を見てます／＼感奮興起した。それから東庵は京都へ歸つ

て勅旨の運動に從事したと書いてあるが、此東庵の名は、明和事件の記錄にも文書にも見えない。說を爲すものは、京都に關することだから秘密に付して問はないで置いたといふが、第一怪しいのは、此時德大寺卿の許へ暇乞に往つたことである。卿は寶曆事件の首謀とも云ふべきもので、永蟄居に處せられ、近親の者でも面會を許されぬ幽囚の身であつた。それで東庵が式部の大望を知つての上なら、百方手段を講じて卿に近寄ることもあつたか知らないが、まだ左程の事でもないうちに、暢氣らしく暇乞に往くこともなからう。依てこれも例の架空談として見るべきものである。

## (六) 加賀美櫻塢の子孫

櫻塢は長男上總光起を失つてから末子の河內宣光を家督となし、孫信濃光休曾孫八尋光矩に傳へ、次が當主章で、章の弟光賢は海軍々醫總監となり、家門に光輝を添へたが、數年前物故した、現に竹田宮妃殿下の仕

女となつて居る加賀美繁子は光賢の未亡人で佐々木伯爵(高行)の女である。

## (七) 櫻塢の門弟

櫻塢の門弟は、大貳君を始め、頗る多かつたが、中に蜂城、天目、保順といふ三人兄弟がある東八代郡一宮村の人で、姓は志村。伯蜂城は書名を以て成り。仲天目も書に巧であつた雖も、儒を以て任じ、叔は醫を以て業とした又北巨摩郡穴山村稻藏神社の神官、生山大隅も亦櫻塢に就て、皇典を修、造詣が深かつた此外にも澤山あるが略して置かう。

和秀てふ人おひの手すみに百人一首ないささささやかに水のうつまさ書めくらしだるを贈られけるをめて作りて　光章

めつらしさたれか見さらむ水くきの
あさまくはしき老のすさみな

(和秀は山梨縣北巨摩郡役所課長保坂善作氏の高祖父なり)

# 第八章　結論

明和の疑獄に關する山縣大貳君の評傳は、以上六章に亘りて、大抵盡したつもりである。然し其當時にあつて、其事實を見聞しても、確なる事を後に傳へるのは容易でない。況して百五十年に近い星霜を經て幕府のために事蹟を努めて湮滅に歸せしめた大貳君の實傳を作ることは如何なる歷史家でも困難を感ずるであらう。特に吾人の寡陋謭劣なる識と學とを以て、垢を刮り光を磨し、其眞面目を發揮せしめやうとは、殆ど不可能であるが、聊か得たところに就て一言して置く必要がある。

寶曆事件も明和事件も、竹內、山縣、藤井等の諸士が一擧に德川幕府を倒して、王朝の舊に復さうとしたやうに傳へられて居るのが、從來の俗說であるが、餘人は知らず、竹內、山縣の二君に限つて、然る陰謀を容易に企てる人ではない。二君は共に忠君愛國の國士であつて、王室の式微を慨

き、幕府の專橫を憤り、終に身命を擲つて、王政復古の先驅を爲したものであるが、其天性は輕擧妄動、漫に事功を急ぐ人でない。特に式部の老實沈摯、大貳君の聰明卓識は、徒らに燕趙悲歌の徒を學ぶものではなく、式部は君德の培養、廷臣の啓沃に全力を注ぎ、大貳君は一般士人の間に尊王斥覇の主義を皷吹して、功を身後に期したものと思はれる。眼前の禍福を度外にして、國家百年の謀に心力を傾倒し、之が爲には刀鋸鼎鑊の慘刑も敢て辭せざる底の鐵石心を有つて居た。

たゞ藤井右門に至つては、其人物が二君と異なつて事功を急ぐがために、悲歌慷慨の情に驅られ、稍輕擧妄動の氣味があるやうである。若し擧兵の陰謀があつたとすれば、右門が專ら計畫の任に當つたもので、大貳君は案外與り知らぬことが多かつたらう。尤も近い例を引けば、彼の西鄕南洲のやうなもので、南洲自身は其志が朝廷に容れられないのを憂ひ、急流勇退して、故山に高臥しその時機の到るを待つ心算であつたが

悲歌慷慨の薩南男子は、之を手緩しとして、百二の都城に風雲を叱咤した。事既に回すべからざるに至つて、南洲も八千の子弟を見殺しにするに忍びず、殘骸を之に與へて犧牲に供し、遂に賊名を負ふに至つた英雄の心事の磊々落々は、常人に測り知られぬところがある。勝海舟は嘗て編者に向つて『西郷も氣の毒だつたよ、謀叛などをするつもりは決してない、勤王主義で假へ上げたものだもの天子樣と戰爭をするなンて世界が顛覆つても、そんな心のないことは分り切ッて居るが、乾兒が騷ぎ始めたので、親分も無言つて見て居られンぢやないか。それでとうとうあんなことになつたのよ。早く云へば乾兒と情死を仕たンだよ。いくら惚れた女でも情死するとは、馬鹿の上無しだがネ、人情ばかりは杓子定規ぢや不可よ。此白髮老爺でも時と場合で此先どんな事をするか知れない。西郷が好い手本だ解ッたかイ』と云つた事があつたが、流石は英雄、英雄を知るで、面白い議論だと思つた、そこで考へると、大貳君も絕

## 山縣大貳

對的に、擧兵の陰謀がないとは云はれない。藤井右門などの輕擧妄動に就て、一たびは憤つて叱つても、其儘自分だけ責任を免れやうとする大貳君ではない。本志には負いても、一身を投げ出すこと、南洲翁が乾兒さ情死するやうな陰謀を始めたかも知れぬ。然し今日まで吾人の手に握つた材料に依つて、前後の事情を考察して見たところでは、それほどまでに事は進んで居なかつた。明和元年卽ち疑獄の起る三年前に妻子を田舍へ遣つて、獨身で居たところなどを見ると陰謀の下心があつたかのやうに思はれるが、單にこれだけでは、まだ確な證據にならぬ。明和風土記、藤竹武藏鐙などは、軍談師などが成るたけ面白く書かうと云ふ心で架空談を並べたもので、一つとして信憑するに足らぬが、世間はそれを以て實説のやうに傳へて居る。これが抑も今日までも倒幕の義兵を擧るやうに云ひ囃されて居る原因である。

俗説の勢力は恐ろしいもので、先年落語家圓朝が、牡丹燈籠と云ふ架空

の小説を口演して、お露の墓が谷中の新幡隨院に在ると云つたので、其後同寺へお露の墓と云つて尋ねて來る人が澤山あつた。そこで住職も山氣を出して一つの石碑を立てお露の墓を拵へた。爾來參詣人が漸々殖えて、線香と花の代ばかりでも可成の收入がある中には二圓三圓の回向料を置いて行く人もあるといふ次第、白翁ならぬ今の住職は大福福。圓朝の口から生れた無形の美人も後の世には實際有つた人のやうに思はれるだらう。

編者の愛犬ジョンなども、此美人と墓を同じうして、絶へず花や線香のお裾分を受けて居る。そこで編者も人が惡い阿露孃愛犬之墓と刻した小さい石碑を立てた。これも後世事實となつて、八犬傳の伏姫然と犬を伴れた美人の銅像が出來て、山王臺の西鄕の向ふを張るやうになるかも知れぬ。

もう一つ嘘が事實となつた例を擧れば、日清戰爭の末に、李鴻章が馬關

へ談判に來て結局戰爭を止めさせ、引揚げるとき、巧く日本を瞞着したと舌を吐いたと、東京毎日新聞が書いた。それが世間へ傳はつて、實際李鴻章が舌を吐いたとなつた。ところが豈計らんやで此事は編者が戲れに肥塚龍に話したのを、肥塚和尚例の調子でこいつは面白い一つ新聞に書かうと、書いたものだ。後で考へると編者も惡かつた、舌を出すと話せば宜いに舌を吐くと遣つたので、肥塚は其通りに書いたが、舌を吐くでは支那人が視ると驚歎の意味になる。いよ／＼以て滑稽なものであつた。日常耳目の及ぶところでさへ、世間の話と事實とは、此通り違うのである。それを百年千年もつと古い事を、斷簡零墨に依つて判斷する歷史家の仕事は最も困難である。特に俗說口碑の取捨は十分注意しなければならぬ。之を全然棄れば硏究の材料を失ひ、之を漫に取れば事實を顚倒する恐れがある。

武藏坊辨慶や兒嶋高德の有無に就いて、歷史家と世間との間にやかま

しい議論もあつたが、去年大槻博士の著はした伊達騒動實錄にも乳母政岡に比すべき人がないので、或る人が忠義の龜鑑ともなるべき政岡を失くしては、歴史の價値がないなどゝ愚論を吐いて、新聞に載せてあつた。これが無智の田夫野人であればまだしも、假にも文筆を以て社會に立つ人でありながら、斯る愚論を公けにして、學者の研究の邪魔をするとは呆れたものである。

歴史は何處までも正直を主として、白いものは白い、黒いものは黒い、無いものは無い、有るものは有るとして、事實の眞相を發揮するところが生命である。佐倉宗五郎は義民の親玉と崇はれて居るが、其事實を歴史的に研究すれば、他にも宗五郎に勝つた義民がいくらもある。殊に佐倉の堀田家は此時三代將軍家光に殉死した正盛の時代で左程の暴政を行つた形迹はない。のみならず、將軍への直訴も嘘で實は正盛の下邸へ訴へて出たものだ。磔刑にもならず、普通の死罪で遺族は追放になつた

が財産は沒收にもならず、當時にあつては例外の恩典であつた。然し事實を事實としては、宗五郎の估券が下るやうな心がするから、矢張俗說を採つて、磔刑、お化のやうな道具を使つて書けば、歷史ではない、小說である。

吾人は本傳を編するに臨んで、努めて正確を期した。人情の點から云へば大貳君が當時勤王の義擧を企て、天下の同志を糾合し風雲を叱咤せんとする壯烈の事蹟を書いて見たかつた。然し擧證の事實は之を許さぬ。どうしても大貳君は立言を以て功を身後に期した人である。更に熟慮すれば、大貳君の人格の高いところは、却てこれにあるのだ。且其の學問文章が斯くまで立派であることは、吾人も本傳を編するに際し、始めて知つたのである。それまでは柳子新論も一二度讀んで見た、其他の遺著もちよい／＼見たこともあつたが、熟讀玩味して、他の學者の書いたものと比較研究する暇が無いので、其眞價を知らなかつた。何れの方面か

ら見ても、大貳君は德川三百年間に有數の碩學であつた。山縣昌藏氏などは、加賀美櫻塢を以て其學問人格竹内式部に勝ること數等と云つて居たが、吾人は人格に於ては式部を第一等に推す。櫻塢の人格は能く分らないが、式部に數等勝るとは、どういふ標準か判斷に苦しむ學問識見は大貳君が第一等で、式部櫻塢のやうに範圍の狹いものではない。譬へて云へば大貳君は江海の汪洋として涯際の分らないやうなもので、式部は湖川の清澄なるものである。されば勤王家としての大貳君は素より敬すべき人であるが、學者としての大貳君は更に偉大である。勤王家の名に掩はれて、學者たる方面が從來多く知られなかつたのは、如何にも遺憾である。

大貳君の事蹟は、昌藏氏の外餘り多くの人に研究されないやうであつた然し昌藏氏は自己の父祖に關することで、之を訴訟事件に譬ふれば忌避の申し立てをされる位地にある。歷史家が材料を蒐集して之を選

擇するに就ては、公明正大なる判事の心を有つて居なければならぬ。辯護士となつて無罪を主張し、檢事となつて求刑の論告をするやうでは到底眞の歷史は分らぬ。星野博士が竹内式部の事蹟を書いたが、博士は越後の出身で、越後人たる式部を傳したゝめに、山縣昌臧氏から少からぬ攻擊を受けた。思ふに山縣大貳君の子孫たる昌臧氏が大貳君の事蹟を書いたなら、又博士等の手痛き攻擊を受けたであらう、否既に受けて居た。これが裁判上で云へば忌避するところである。

渡邊國武子の天龍道人傳は、子が諏訪人の見地から、竹内式部を諏訪に引付けやうとしたので、今日となれば滑稽なものを書いたと思はれる然し當時は國武子の熱心で式部をどうやら天龍道人にするだけの證據物件を臚列した。心が專ら一方に注射すると、無い證據も聚つて來るものだ。今日の歷史は專ら證據裁判の外はないが、心の置きやう一つで證據にならぬ證據も證據になることがある。川中島の戰爭は孰ちが勝

つたものか分らないが、越後人に謙信の傳を書せ、甲州人に信玄の傳を書せ、それを證據として一致したものを作らうとするには必ず骨が折れるに相違ない。

板倉重宗は訟獄を斷ずる毎に、障子を隔てゝ訟者の顔を見ない。顔を見れば、其風采の如何によつて、豫め愛憎の心を生じ、是非判決に惑ふことがあると、歴史家も此用心がないと、充分の眞相を知ることが出來ぬ。演劇などでは顔の赤い白いで、豫め善惡を判斷することが、滊車の乘車券の色別で一、二、三等を定めてしまうやうだが、實際の人間はさう無造作に解るものではない。歴史を書くにも其心得で、褒めやうとか、誹らうとか豫め心で定めて懸ると眞相を失なつてしまう。吾人は此點に於ても十分注意して、大貳君の缺點も一生懸命詮索した。其結果別に惡い方面も見當らないが汎交一人を擇ばぬといふは、大貳君の缺點であつたらう。然し己が言論文章を廣く世に示して、一人も多く同志を得やうとする

には、勢ひ汎交に流れる弊は免れない。且又大度量の人として此傾向はあるもので、物徂徠なども、これがために種々の非難があつた。

以上は本傳を草し了ると共に胸中に湧いた感想を、雜然臚列したものであるが、編者の用意のあるところを察して貰ひたい。

展大貳先生墓　　村松蘆洲

慨然警欲攘妖熒　草莽微衷獻闕庭　義烈凌霜能守道　忠誠貫日却遭刑　淋漓大筆傾心赤
赫灼遺功照汗青　聖代餘恩及枯骨　千秋長仰姓名馨

一片丹心百錬剛　堂堂氣節凜風霜　詩書講道盛名在　刀鋸致身遺恨長　經濟由來此諸葛
忠誠何必讓天祥　尊王首唱君知否　萬口千今說柳莊

王道陵夷慨且慷　挺身先唱肅乾綱　新論一部精而確　古道千秋久益彰　碧竹亭亭持勁節
黃花郁郁吐清香　九泉今日應含笑　明治中興皇運昌

# 山縣大貳　大尾

# 附錄　櫻塢餘芳

加賀美櫻塢は武田家の庶流にして、小字は小膳、諱は光章、字は太章、櫻塢は其號なり、正德元年に生れ、十七歳の時京都に上り、和歌を姉小路實紀卿に神學を烏谷三藏長庸に、儒學を三宅尙齋に學び延享二年十二月十九日從五位下に敍し信濃守に任ぜられて郷里に歸り再び京都に至り音樂を東儀筑後守綏連に有職を座田能登守成章に天文暦術を曾我部式部元寛に學びて歸る明和四年山縣大貳君の事に座して其子上總光起と共に、江戸町・奉行の鞫問を受け罪無くして放免せられ、歸郷の途次勝沼驛にて上總暴かに死し、櫻塢は天明二年五月二十九日年七十二歳にして卒す。其著神學指要は明和七年の著述にして斯道の津梁となすに足る、依て左に其要を摘みて評論を付す。

## 神學指要を讀む

◎神家指要は紙數三十枚に滿たざる小冊子なり、然れども櫻塢の學問は之に依りて豹の一斑を窺ふべし。原漢文にして、先づ神道の語の意義を說く。曰く『上世の故事を概して神道と謂ふ蓋し皇猷に對して之を言

ふ上世の故事とは何ぞ、聖祖垂統創業の懿是のみ、而して天地開闢より以て人物の化生萬事の起元に至るまで、凡そ幽明の故皆繫れり、若し其要を擧れは四あり、曰く祭政、誓、祓是なり』と、次て四者の解を爲すこと左の如し。

祭は祖宗に事へ、百神を敬す。

政は治を爲す事。

誓は誠意を神祇に訴へ、其明驗を求めて以て其信を濟す。

祓は汚穢を盪滌し罪咎を解謝するの法なり。

以上を神代史の事實に繫けて說明したるが、祭政一致主義の舊套にて別に斬新なる見解無し。

◎次に舊事紀、古事記、日本書紀の三史を評し『前二書は前に出るも旁流なり、書紀は後に出るも正史なり』と斷ず。本居宣長が古事記を以て本邦無二の寶典となし、書紀を取らざるものと、全く反對す。二家學風の同じ

からざる以て知るべし

◎然れども櫻塢は本居の如く甚しく固執せずして、六國史皆以て信を取るべしと云ふ。而して其の天人の幽賾に通ずべきものは神代紀となす。所謂神道の根源は此にありと、是國學者として何人も唱ふる所なり

◎次に書紀を讀む心得を示す『至貴を尊、自餘を命、其美擧等と訓ずるは異字同訓なり、猶同字異訓あり、同神異名あり、異神同名あり』と。

◎書紀を稱揚して曰く『記律森嚴、字々法あり、本末互に擧り、終始照應す云々』と、本居が書紀を以て、漢人の習氣ありとして唾棄せることは枘鑿相容れず。蓋し櫻塢は國學者にして漢學好なり、本居は漢學を視ること蛇蝎も啻ならず、二家の見解は之がために呉越の相隔るが如し。

◎『國史は有司之を藏し、博士之を職り、謬は以て謬を傳へ、疑は以て疑を傳ふ古の道なり云々』と、これは腐儒の見解にして、吾人の取らざるところなり。山縣大貳の柳子新論の如きは、力めて此等守舊の圈套を超脫

するを主張す此に由りて想ひ起すは、英人チャンバーレン、我邦に來りて古事記を得、世界最古の書なりとて欣然研究に從事し、第一に仲哀天皇が御父日本武尊の「薨去後三十餘年を經て降誕ありしに注目して非難したり。然るに當時の國學者連は強辯之に抗し、論爭せしことあり謬は以て謬を傳へ、疑は以て疑を傳ふるを以て貴しとなす我國學者の固陋偏見は斯る笑を招くこと往々あり。有司は之を藏し、博士は之を職るを以て、他人の自由討究を許さざれば、竹内式部も出でず、本居、平田も出でざるなり。出ると雖も左道邪說として之を斥けられ之を戮せられたり。櫻塢の學識、之を知らざりしは疑ふべしとなす。

◎『後世浮華を競ひ、漢語を以て高妙となし、和語を淺近と爲す、習慣の久しき。達者と雖も其弊を免れず』と、是れ本居も云ふところなり。然れども櫻塢が古事記よりも、日本書紀を推賞するもの、自ら其弊に陷れるものに似たり。

◎舊史の發端、天地剖判の由來を說くを以て『頭緖あらしめんと欲するに過ぎざるのみ』と云ひて、深く硏究するに足らざることを示すは吾人の意を得たり。羅馬字なれば卷頭を飾る花文字と同じく、殆んど無意味のものなり。然るに本居一派は、强て意味あらしめんがため天地創造の初を瓢簞形の圖形などにして、小供嚇しの愚說を並べ立てたり。櫻塢が牽强の說據るに足らずと喝破したるは、痛快なり。

◎本邦の邊要を重じ、外患を防ぐを以て、諾冊二尊以來の遺風と爲す議論は、海國たる日本の歷史を語るには必要なり。

◎『三種の神器は、皇道の起源にして、淸明(鏡)剛果(劍)溫潤(璽)の用、敷衍すべからざるにあらず、智(鏡)仁(璽)勇(劍)の德準擬すべからざるにあらざるも抑も末なり、蓋道の存する所次は尙在り、能く穆々たる宸極をして夙夜畏敬奉承し、之に臨むこと上に在すが如く、起居擧動、飮食、語默、皆命を聽かざるなからしむ』と論ずるは、普通の見解なり。

◎天人唯一と祭政一致の辯、言甚だ短くして、透徹を欠くの憾あり。

◎『古の辭を修め、古の道を觀んと欲せば、萬葉を講せざるへからず』と、勿論の事なり。

◎『神學の師承を尙ぶや舊し、乃ち大事秘事口傳あり。然れども學者自ら諳るに口傳秘訣を以てすべからず。要するに當に廣く聞見を益すべきのみ』と、神學者の固陋を戒む前の有司之を藏し、博士之を職るの條と相反して、公正の見となす。

◎儒者が神道を斥けて、巫祝の職のみ、學士大夫の學ぶべきことにあらずと云を駁して『神道は上世の故事なり、稗田氏の誦習する所の先代の舊辭、菅高年知る所の古事、忌部氏陳る所の古實是なり、止掌故のみにあらず、天道あり、人道あり、國家の彝禮なり』と論ず、神道學者としては、何人も此議論なかるべからざるなり。

◎『書紀に稱す、孝德天皇佛法を尊みて神道を輕んずと、又用明天皇神道

を尊みて佛法を信ずと、此神道の語は、佛法に對して幽眇幻怪の事を云ふのみ。今の神道にあらず』と、蓋神道の語の國史に見ゆるは此を最古となす、櫻塢の所謂神道は、皇猷なり、日本の古事なり、上世未だ名くる所なきなり。故に此辯あり、

◎櫻塢は神道の內容を說明するためには、最も心を盡せし形跡あれども、神道の語源に就ては、一向語らざるなり。蓋し神道の語は、易の『聖人は神道を以て民を敎へ、而して天下服す』を以て最も古きものとす。櫻塢は之を知りたりしか。知るといへども國學者にして之を言ふに忍びざりしか、神道を以て皇猷とすれば、所謂民を敎へて天下を服するの道なり。櫻塢を地下に起して之を問はゞ何の答をか爲す。

◎苟くも以て道と爲せば、限るに一區域を以てして自ら之を小にすべからずと、是れ儒者の一人が、神道學者に問ふところなり櫻塢は之に對へて曰く『堯舜の道、文武の道、夏殷周の道、其之を聖人の世に繫けて、嫌と

爲さゞるもの、蓋し亦諸を裁成輔相の功に歸する所以なり。吾神聖の道にして、繋るに國を以てするもの、亦何の不可あらん』と此說は名論なり卓見なり。夫道に萬國共通の道あり、萬世共通の道あり、一世一代、一國一家の道あり。而して道の最も貴ぶべきは、其國家に適應するところにして、例へば我邦に在りては、皇室を奉戴して、臣民の義務を盡すべきものなり。此道や英米獨佛にも共通すと云ふを得べきか。要するに彼には亦彼の道あり、決して彼此共通するを得ざるなり。之を知らざるものは、彼の有するところを以て、直に我に施さんとし、我の有するところを以て直に彼を律せんとす。必ず圓柄方鑿相容れざるところあり。明治の初年自由民權を呼號するもの、國家の主權の所在に就いて、今は口にするさへ恐るべき詭論を吐けり。憲法の制定せらるゝに至りて、此邪說は漸く止みたり。然るに今亦社會主義と云へるもの之に代りて興れり。是亦彼徒にありては萬國共通の道と說くならん。辯を費せば際限なきも、櫻鳩

が吾神聖の道、繋るに國を以てするもの何の不可あらんと云へるは妙解なり。

◎櫻塢神學者の四弊を擧ぐること左の如し。

一、天下の事物、本邦に出でざるものは、皆之を厭薄せんとす。

二、講學の間、毎に他敎我に若くものなしと謂ふ曉々として其獨得に誇る。

三、讀書は必ず吾書より始むることを欲す。

四、國祖の隆赫によりて、西土の革命を議し、遂に以て聖人を輕詆す

蓋本居流の通弊を指摘したるものゝ如し。此時櫻塢六十歲にして、本居宣長は四十一歲なり。本居の名漸く世に聞えし頃にて、此四弊は確に其病所なり。故に櫻塢對症の一劑を投じたるなり。

◎以上神學指要の要點に就て、妄見を述べたるなり。畢竟櫻塢の學問は國學の純なるものにあらず。儒學を雜へて以て智見を長せんとせしも

のに似たり。三宅尚齋に學びしと云へば、亦然らざるを得ず。隨つて本居派の如き固陋の弊なし。

◎然れども本居は精力絶倫、强記博辯にして德川三百年間に其對を求むれば、新井白石あるのみ、櫻塢の到底及ぶところにあらずといへども他山の石以て玉を攻むべし。今や天下の國典を修る者悉く本居を宗とせざるはなく。恰も臨濟禪の白隱に於るが如し。而も其の弊資は、徒らに自尊守舊に流れて、比較研究の態度を失へり。此の如き輩には櫻塢の神學指要亦蒙を啓くの一端なるべし。

## 東遊雜記

此は寶曆九年櫻塢が東都に往來せる中に得たる詩集なり、愛宕山を宕山、御殿山を營山、常盤橋を盤橋、駒木根番所を駒關、津久井郡を井縣、大月

橋を月橋、鎧渡を金甲渡、目黒を驪山など、地名を漫りに唐様めかして改むるは、徂徠南郭の餘習を承けたるものなり、國學者にして猶此弊あり、本居宣長等が憤起して、漢學臭味を敵視したるもの亦宜なり。詩は蘐園派の習氣に浸漸して唐詩の面目を襲ふも未だ格に入らざるもの多し、但國學者の詩としては珍とすべし。

春日登宕山

城南巖頭試躋攀。親看武陵咫尺迷。樓閣籠頭山色秀。帆檣鵬際海雲低。千株柳傍長堤曲。九市花藏萬堞齊。坐久偏催非土嘆。回看日落雪峰西。

飛鳥山看花。

江城北望彩雲浮。飛鳥山頭花氣流。五劇風塵人已厭。一丘春色鳥相求。林間競繫青絲鞚。石上漫開白玉甌。獨見千株飄似雪。由來公子不知愁。

同縣公鳳坂廷長營山看花。

花滿營山通海流。三春風浪蹴天浮。煙霞近接品河驛。雲霧深藏天女洲。拾翠佳人同粉黛。鳴鞭公子並驊騮。豪華勝地長如此。携手幾回得壯游。

舟下墨水至洲崎同嶰溪公鳳廷長賦二首。

三叉流水大江回。移棹海天次第開。霸主園林春色盡。梵王洲渚暮潮來。魚龍潜躍鳳皇管。鴻雁歸飛鸚鵡杯。誰道船如天上坐。同遊李郭屬仙才。

春風解纜破冥冥。波浪疑浮八月舲。雅樂豈休三弄笛。豪游不羨五侯鯖。西南帆接雲開白。房總山連海上青。天女洲前無近遠。飄然却似弔湘靈。

繫舟三叉。嶰溪弄簫。公鳳吹笛。同延長賦。

停檗三叉積水回。短簫橫笛遊人開。胡床一曲吹將了。青海波翻白雪來。

日落潮平檗畫纜。飛橋南北彩虹雙。曲中休奏還城樂。猶有小舟送酒缸。

過東海寺。

東海梵宮鎖寂寥。潮音層閣倚岧嶤。憑欄花發鶯山樹。捲幔波高滄海潮。松柏千年鼇尾老。烟霞三月鳥聲嬌。僧房應有慧公在。空令玄度促歸鑣。

發盤橋至玉河作。

江城春色盡。歸路半新林。玉水芬芳甸。駒關繞碧岑。不堪非土嘆。欲慰倚門心。立馬望鄉處。西天日已沈。

佛嶺山中作

駒關行闔寂。佛嶺望嵯峨。煙霧籠滄海。朝陽照玉河。花餘春色少。樹駐夏雲多。漸覺紅塵遠。素衣一放歌。

井縣道中作

佛嶺攀躋朝日光。雲關一路下羊腸。猿橋水入相中濶。鶴郡山連井縣長。旅服秋深攏麥熟。歸鞍春盡岸花香。臨流買得溪鰮美。更喜明朝獻兩堂。

過猿橋。

憶昔群猿架危橋。至今鳥道倚岩嶢。眞源瀉下芙蓉雪。流水朝宗南海潮。峽折黿鼉過樹抄。天高烏鵲摵星杓。深潭絕壁三千仞。偏使行人魂自銷。

早發月橋至篠嶺作

月橋古城下。篠嶺富河西。雪後三春盡。花開四月迷。路回疲馬苦。林密亂鶯啼。躑躅紅相映。薜蘿綠未齊。雲根生絕壁。日色暗幽蹊。揮筆漸張載。豈留劍閣題

日本橋

廣衢連驛路。積水上通溝。相見不相識。春風車馬流。

霞關

陳迹知何處。城南邸第間。春風吹不改。依舊滿霞關。

曹子谷

臨水橋頭路。春風潤野開。行尋曹子谷。花落滿青苔。

東叡山

遲日東山下。看花朱閣側。雲房三十三。無處不春色。

日本堤

日本堤頭柳。翠煙度暮鐘。輕舟都不繫。蕩漾向臨邛。

金龍山

墨水桃花浪。龍山柳絮飛。賽神何處女。相映綺羅衣。

牛頭寺

不識牛頭寺。繫舟墨水隈。幽人聞磬入。兒女踏青來。

梅兒塚

無限阿兒恨。千秋墨水流。傷心楊柳樹。嫩色轉添愁。

在五祠

王孫去不歸。萬古留蹤跡。不獨帝都人。愁看沙鳥白。

二州橋

長橋開大道。日日鬪繁華。無地擕題柱。追隨駟馬車。

金甲渡

萬戶陶公比。扁舟郭泰來。正知金甲渡。短棹不遑回。

三叉口

瀨接三叉水。花分二國春。中流絲管起。盡是異鄉人。

洲　崎

舟鷗翻滄海。橋鳥接碧空。蒼茫房總色。都在畫圖中。

永代橋

鞭石餘千歲。飛虹落二洲。憑欄時極目。大海接天流。

增上寺

春滿三千舍。雲飛雙樹林。諸陵清絕地。別鎖落花深。

宕山

山峙諸天外。路懸萬井中。城頭僅咫尺。清肅將軍宮。

驪山

第宅臨芳甸。驪山行路深。正知蕭寺近。懸瀑有清音。

營山

大道遊東海。營山花正開。春風深駐車。知是漢宮來。

武藏野

王孫當日去。曠野望將迷。春色尋君處。至今芳草萋。

玉河

無邊武野曠。不見芙蓉高。玉水春將盡。浴流采白蒿。

## 信立梅樹寺碑

信立寺者大永中州太守左京丞武田矦所創也寺本在古治及乎慶元維新之政爰更相攸奠茲城市以綏有衆於是寺亦從而徙焉云堂前震位有古人梅樹紅蕚異芳可愛相傳從太守園中移植者而高坂氏之志所稱機山矦爲榜禁攀折者卽是也今以其沿革非一而榜之不存亦久矣有一檀越私慨勝事之就晦懲悪本刹介擧其廢乃又樹石請余敘其由因系以銘銘曰

覇庭遺種托根于此犯傷不許齊槐是規遺愛所存歸信所底閲歲二百馥郁不弭所闕者榜仍舊爰擬誰謂茫昧載在野史

寛保二年壬戌夏五月

## 節婦碑　在舊田中村

節婦阿栗甲斐州八代郡田中村安兵衛妻也享保十三年秋七月州有大水笛川日河二水受東北諸壑氾濫而田中村首居下流其南村介于東西兩驛

之問者。以逼近日河。故適當潰決之衝。漂溺殊甚。當此時。居民皆蒼黃奔走。往保于一邱之上焉。節婦之夫。病癩不能起。姑亦衰老。婦乃負其姑出。託諸保者。既還。復將扶持其夫去。夫乃謝曰。吾不幸罹惡疾。今而死則幸矣。亦何避害。汝當速去。勿復以我爲念。婦強之。不可。因泣曰。豈有見夫之危而恝然棄去者乎。乃坐待水至。卒與夫共死。鄉嘉其節。而哀其志。遂聞諸縣。縣令爲損貲。命使立石其宅以表之。近又鄉人議謂。節婦之事迹。如此其偉。不宜湮沒使無聞于後也。乃戮力別樹一碑。謁余請銘。余乃撰次所聞者。繫之以銘。銘曰。

感之賊人。能赴水火。此則然哉。去就自我。視死如歸。節義是果。異彼爲諒。行非細瑣。瓏石旌之。奚爲不可。

文政十二年歲次己丑秋七月

# 櫻塢餘芳 終

（卷頭寫眞版參照）

◎大貳君より三光院主に寄せし書簡

鴻書拜見如來諭秋暑漸退申候處彌御歸後御安全珍重之御事奉存候拙家無異罷在候御安慮可被下候先頃の取込故速略倉卒申上候御海容可被下候下谷御逗留中寛々得貴意大慶存候乍然毎々草々之仕合遂爾分手殘念奉存候其節得貴慮候御本量之一義第一御心懸專要奉存候何程とも私は御力罷成候了簡に有之御約束之大聖二天之法寫取申候間掛越申候御覽御寫可被成候毘那耶法俠咒法經二部とも合冊寫之一所に進候外に功德を記之候書一冊右之解付候へ共甚不埒成事にて不足取事に御座候末之卷には其內可取事少々記申候是にて大方相濟候事被存候寛々御覽可被下候此間無據用事にて殊之外取込故先早々如此御座候後にて可申上候及夜浪孟相認御覽察可被下候恐惶不備

八月十二日　　　　山縣洞齋昌貞

三光院様御中

猶々圖南義しかとも無治よし山瘴之氣受候と奉存候御序之節随分調復被致候様御一聲奉願候

◎齋宮君より三光院主へ寄せし書簡

時分柄殘暑甚敷御座候處彌御揃御安全被成御座奉珍重候私儀無異罷在候去十二月も久左兵門方迄書狀差出申候夫前ヒチリキも調圖南迄遣候につき定て相屆候事と存候然者御約束之琵琶先月中取寄候條かけかへ箱も出來申候遠方無人殊に荷拵等甚六か敷及延引其上覆もはなれ候間度々濕にてはなれ候間付申候何角筆紙に難盡世話共にて延引仕候折紙書付の通甚古物故音はちいさく共御賞し被下様にと申候につきいさい書面にて可申上候糸は筑後殿より差上へく箱甲の方に

もうすき板入候て中を少くり度板より二三分退候様に致候方宜敷候へ共板無之候間上の方計かけ候様にいたし可被下候先糸も年内來春迄も用られ可申候ばち黃楊本にて御座候、有合にて作申候近々御作らせ被成候様に奉願候千塚へでも御頼調子御合御用可被成然御彈被成候後はずいぶん糸をゆるみ置候様に御心懸可被成候ふだんはり置候へば糸損し覆手もはなれたがり申候琴も出來居り申候未糸はり不申候箱代等少不足にて久次郎へ申付置候出來次第可遣申候ども箱代百疋之内八匁にて早速其上荷の道具等釣後は今日駄ちんに遣申候大方は差送にて何角共相濟可申と奉存候箱之内に有之候書狀共乍御世話御屆被下候様何分奉願候はかま三具にてつめ置申候是は三具共に千塚へ遣申度候御見合わざ〳〵成共御家來にても兩三日の内に御屆させ可被下幸故此度つめに致遣可申何分宜敷賴上候度々乍御世話奉願候其邊千塚へも御知せ被成候共御招被成候とも被成調子合せ候様折

々御學び可被成候恐惶謹言

七月廿二日　　　　山縣齋宮昌樹

三光院様

御中

尚々市藏も息才に居り申候少々先日食傷仕候早速快候彼是無人遠方飛脚屋故乍思延引仕候乍惶久二も宜敷奉願候芳賀へも一封宜敷奉願候阿兄へも渾天様今日宅間迄遣し可申候はん

（琴は明和元甲申六月京橋銀座四丁目柏屋長右衛門の調製せるものなり）

寶永二年酉五月

甲州巨摩郡北山筋篠原村諸色明細帳篠原村禪宗延壽山金剛寺旦那

一浪人　　　山縣澤右衛門

是は拾餘年以來當村居住仕候由緒之儀は別紙に差上申候に付爰に書付不申候

一同　　　　　　　　　　穗坂源右衞門

是は代々當村居住に御座候由緒之儀は別紙に差上申候に付書付不申候

右書付は中巨摩郡龍王村舊篠原村穗坂與兵衞氏所藏

山縣家系圖一卷　（甲斐國東八代郡富士見村山縣昌次氏所藏）

山縣大貳君佩刀一振（繁慶作）　甲斐國西山梨郡山城村今井久兵衞氏所藏

送別釋子靈路聖護大王入熊野

昌　貞

翩翩白馬度三秋。到日王門幾壯遊。
飛錫不須問初地。布金依舊古皇州。

秋晩郊行

白雁飛飛度杳冥。山腰一帶暮烟青。
豊年收穫眞堪樂。紅樹黃花醉野亭。

觀慧律師三回忌によみてをくり侍へる

光　享

めくりくるみさせは夢さたさられて
うつになさかうつるむかしみ

附録

# 大貳君の遺詠と中秋

柳塘居士

本書の全く脱稿せしは、恰かも中秋の夜に當れり。今より遡ること百零四十四年前の中秋は大貳君が囹圄に在りて、

くもるともなにか恨みん月今宵
晴を待つべき身にしあらねば

と詠じたる時なり。あゝ大貳君の心事を推すに、固より一死を分として百年の後に何事か期するものありしが如し。否らざれば未だ幕府の擬律定まらざるに先つて、晴れを待つべき身にあらずと、從容死を決したる意を示すことなかるべし。蓋し身命を犧牲に供して、皇威の發揚を企

圖し、社稷百年の長計を建てて、鼎鑊を視ること飴の如き鐵石の精神は此三十一文字に現はれたり。

たゞ夫れ文人墨客が、詩酒の筵を開くにも、中秋の明月、浮雲に蔽はるゝことあらば、其の恨事如何ぞや。然るに大貳君の生時に當りては、陰雲四塞して、魑魅魍魎跳梁跋扈の時代也。古楊柳行の句に曰く讒邪害公正、浮雲蔽日月と、唐の李太白讒に遭ひて斥けられ、江湖に放浪せるや、總爲浮雲能蔽日、長安不見使人愁と、歎息せしも亦此意に外ならず、賢人君子時の不祥に遇ふて、轗軻屯蹇を訴ふるの語、必ずしも一身の爲のみにあらず、君を懷ひ國を憂ふるの至誠に出るものなり。而も其懷抱せるところ之を書に著はすも、擧世曠々として顧みるものなく、偶、繙くも異端左道甚しきは叛逆を以て之を目せらるゝ、大貳君に於ては、尋常の文人墨客が中秋無月を詠ずるものゝ比に非ず。況んや身は數日の後斷頭場裏の鬼となるべき運命を有するをや。曇るとも何か恨みんの一語、今日之を

誦するも鬼哭啾々として、燈前に迫るを覺ゆ。

嗚呼大貳君の心を勞する所は、一夕の陰晴にあらずして、社稷千歳の安危なり天邊の明月にあらずして、萬世一系の皇統なり古詩に曰く、生年不滿百、常懷千歳憂と、小人は眼前の小利を覦て、營營心を苦め、君子は既往に遡り、將來を測りて、廣く邦家の事を慮る智愚賢不肖の別は、唯其の思慮する範圍の廣狹、歳月の脩短に由るべきのみ蜉蝣は朝夕あるを知らず蟪蛄は冬夏あるを知らず、井蛙に語るに江海の大を以てするも何ぞ之を信ぜん。幕府時代の吏民が唯將軍あるを知りて天子あるを知らざるも亦此類なり。而して大貳君は其蒙を啓かんと試みたれども、却りて狂と呼び賊と罵られて刑せられたり。

然れども大貳君は百年の後を豫知する先見あるの人なり。何ぞ眼前、自己の生死利害を知らざるの理あらんや。たとひ刑戮に罹れて斃るゝも心に期したるところあれば、從容として驚かざるなり。自若として悔ざ

るなり。一身は既に天子に捧げて、皇運を挽回するの犧牲に供するの精神なり。されば其志業未だ遂げず、中道にして斃れ、失敗の事蹟を留めたるが如きも、开は皮相の見解なり、君が刑死後尊王斥覇の思潮、益々旺盛にして、遂に幕府の大政奉還となり、明治の昭代を見るに至りしもの、大貳君の百年計畫正に適中して、大成功を告げたるなり。世の所謂成功を說くもの多しと雖も、之を大貳君に比すれば、固より同日の論にあらず。大貳君が大成功の人たると共に、眞正の學問を修めたる人たることを忘るべからず。抑も其學問とは、皇典を研究して、國體の尊嚴を說きたるものか、將孔孟の傳へたる仁義忠孝の敎か、或は孫呉の兵法か、天文地理の類か、否、余がこゝに云ふ學問は、さる形式的のものに非ず。大貳君が一死を分として、成功を身後に期したるところのものなり。其基くところ皇典か、儒書か、余未だ之を知らずと雖も、和氣清麿は之によりて奸僧道鏡のために屈せられず。楠正成は之によりて湊川に嗚呼忠臣の豐碑を

建てられて、今古無數英雄の淚痕を留めたり。

世人口を開けば輙ち學問と稱するも、學問の道は多岐なり、倫理、宗敎、哲學、政治、經濟、法律より天文、地理、歷史、理化、算數、醫學の類に至りて、其種別幾十百なるや知るべからず。然れども其多くは技藝的若くは娛樂的なり。大貳君の學ぶところは此等範圍を超絕して、國體の尊嚴と共に永久の生命を有するものなり。

余等も正直に自白すれば、從來多少の學問を修めたるつもりなりき。然るに大貳君の事蹟を考査するに及んで、可惜半生を全く無學にて經過し去りたるを懺悔せざるべからず。今にして既往を回顧すれば、何等の大膽なりしぞ。

要するに從來余等の學問と思惟したるものは、衣食を得んとする一種の技藝にあらざれば、一時の快を貪る娛樂なり。殊に文學と云へる方面に至りては、俳優伶人の所爲に類するもの多し。

さて大貳君の學問とは何ぞ余等未だ其門逕すら得ざれば、其堂奥を窺ふに由なしと雖も、竹内式部の吟味次第に『如此強而被尋候は決して私に罪を附不申候ては、不相濟樣子故、何にても罪を附候事と覺悟仕候一向流罪と見極め、道に疵の附ぬ樣に返答可仕と覺悟相極申候』とある、此處に所謂道とするところは、大貳君の道と相同じきものならん、此道を學ぶを以て、我日本國民の當に準據すべき學問と稱すべきなり。然して此道は儒にあらず佛にあらず、建國以來列聖相承けて、臣民に敎へたるものなり。余等未だ之を學ぶの機會無しと雖も、亦祖先以來、此學問のために攝取せられて、冥々の中感化を受け居るや必せり

恭しく惟みれば、敎育勅語の中に

國體の精華、敎育の淵源、

と宣はせ給ひしも是ならんと恐察す。されば余等同胞は、飽まで之を服膺して天壤無窮の皇運を扶翼するを以て、造次顚沛も忘るゝことなく

んば、自ら大貳君の學ぶところと一致すべきなり。

今や世は大貳君の時代と異なり、皇猷を恢弘して、版籍日に拓け、北は薩伽連島より、南は臺灣、流球、西は鴨綠江、長白山の外までも、皇化に霑はぬ地無く、宇內の萬邦亦梯航萬里、修好通商の路を開きて、帝國の富强、日に月に加はり、文學、美術、百工の技藝、駸々として文明の域に進み、哲學宗敎等形而上の學問を修むるものは、高遠の理を談じて、智德の啓發に努力すと雖も、往々左道異端の邪說に惑はされ、帝國臣民としての本分を遺忘するものあるが如し。是に於て政府も之が取締法に腐心して、或は圖書の刊行を禁じ、或は其人を捉へて囹圄に投ずることあり。思ふに大貳君等の學問にして、普く世人の心に感孚するところあらば、此の如き不祥の現象を見ることなかるべきなり。

抑も彼等一派の邪說に惑はさるゝものは、己れを生める父母あり、父母を生める祖父母あるを知らざるものなり。之を推して將來に及ぼせば

己れより生れたる子孫をも子孫として視ざるに至らん。佛説を借りて之を云へば、たゞ横に十方のみを視て、竪に三界あるを知らざるなり。科學的に解釋すれば、たゞ空間あるを認識して、時間あるを忘れたるなり。故に自己の來歴、國家の歴史を無視して、單に今日の社會のみに注目せるなり。道心惟微にして、人心惟危し。其弊害は滔々として、光輝ある帝國の歴史をも抛擲するに至らん。嗚呼恐るべき危險の分子にあらずや。此の恐るべき危險の分子を撲滅するは國家の健全を保つ上に於て、必要の衛生法なり。然れども其根本的治療を施さずして、濫りに威力を以て鎮壓せんとするは、却つて危險の度を增すの機會を作るの恐れなしとせず。然らば其根本的治療とは何ぞや。大貳君の如き先輩の學問を研究材料として、國民の心性陶治に努力すべきなり。要するに大貳君等の學問は、敎育勅語の羽翼として永世不朽に傳ふべきなり。余が本傳を草るの微意は、此に外ならざるなり。

嗚呼、百四十四年前の中秋は、陰雲漠々として、絶代の國士たる大貳君が囹圄に呻吟して、一首の歌に所懐を托したり。今年の中秋は、夜來の宿雲一掃せられて、碧空千里拭ふが如く、明月晃々として秋毫の末を數ふべし。殊に余が僑寓は品海の涯に臨みて、金波瀲灎、直に欄杆を涵さんとす。偶本傳を稿し了れば、妻兒舊俗を趁ふて、茅花芋栗を月前に供す、亦大貳君のため招魂の設けを爲すに似たり、依て慨然詠を成し、以て蘋蘩に代ふ。

卓識當時冠士林。　凌霄捧日有丹心。　人臨大節須期死。
月到中秋奈易陰。　一代英雄爲厲鬼。　百年天地待知音。
今宵幸覩團圓影。　偶誦遺篇涙滿襟。

悲歌慷慨想當年。　此夜誰開翰墨筵。　月色玲瓏滄海上。
英魂髣髴碧雲邊。　可憐幽賞同千里。　安得清光照九泉。
自有金甌長不缺。　何如玉鏡一時圓。

山縣大貳

聞君囹圄久呻吟。寃獄已成秋漸深。得失自知千歲計。
死生何問百年心。偏期北闕懸明月。幸値南樓散積陰。
最憶孤忠腸似鐵。欲賡遺詠淚爲霖。
恍覺啾啾鬼哭聞。偶繙靑史淚紛紛。愁煙蔽盡中秋月。
寃氣凝成四海雲。自古高才招慘禍。如今聖代餘遺勳。
況遭良夜無纖翳。白玉樓臺最憶君。

詩成りて朗誦一過、時に明月海を離るゝ十丈、灝氣天に横はり、幕府が累世の財力を、一時に傾注して、築き成せる舊砲臺、金波瀲灧の間に盪漾せり。

大貳君の遺詠と中秋 終

明治四十三年十月十日印刷
明治四十三年十月十三日發行

上製定價壹圓參拾錢
並製定價壹圓



著者　東京府下荏原郡南品川三十二番地　町田源太郎

發行者　東京市京橋區築地一丁目十九番地　村松志孝

印刷者　東京市京橋區築地二丁目廿一番地　畑中爲之助

印刷所　東京市京橋區築地二丁目廿一番地　國光印刷株式會社

發行所　東京京橋區築地一丁目十九番地　振替口座東京一六九一番　顯光閣

# 大賣捌所

| 所在地 | 店名 |
| --- | --- |
| 京橋區銀座 | 金櫻堂 |
| 同尾張町 | 東海堂 |
| 同元數寄屋町 | 北隆館 |
| 同南傳馬町 | 目黑書店 |
| 同鎗屋町 | 良明堂 |
| 同銀座 | 警醒社 |
| 日本橋區通町三 | 丸善書店 |
| 同數寄屋町 | 六合館 |
| 同本石町 | 至誠堂 |
| 同大傳馬町 | 文林堂 |
| 同本石町 | 寶文館 |
| 神田區表神保町 | 東京堂 |
| 同裏神保町 | 三省堂 |
| 同表神保町 | 上田屋 |
| 同同 | 富山房 |
| 同小川町 | 中西屋 |
| 同錦町 | 勉強堂 |
| 神田一ッ橋 | 有斐閣 |
| 本郷區元富士町 | 日本堂 |
| 同一丁目 | 東亞堂 |
| 芝區三田 | 岸田書店 |
| 同 | 福島屋書店 |